

岡山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

～桃太郎のまちおかやまのごみ退治宣言～

令和4年3月
[改定]

岡山市

目 次

第1章 計画改定の基本的事項	1
第1節 計画改定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画期間	4
第4節 用語の定義	5
第2章 岡山市の概況について	6
第1節 地勢	6
第2節 人口動態	8
第3節 産業の動向	10
第3章 岡山市のごみ処理の現状と課題	11
第1節 ごみの排出状況	11
第2節 ごみの組成	26
第3節 資源化の状況	29
第4節 最終処分の状況	32
第5節 ごみ処理経費の推移	36
第6節 中間目標の達成状況	39
第4章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	44
第1節 基本理念と基本方針	44
第2節 本計画における基本施策	51
第3節 プラスチックごみの削減の推進及び資源化	70
第4節 ごみ処理の適正な処理及び実施するものに関する基本的事項	73
第5節 その他のごみ処理に関し必要な事項	83
第6節 計画の進行管理	84
第7節 市民・事業者・行政の役割	86
第5章 食品ロス削減推進計画	87
第1節 計画の基本的事項	87
第2節 食品ロスの現状と課題	89
第3節 基本的な方向と目標	92
第4節 食品ロス削減に関する施策	94

第1節 計画改定の趣旨

1. 計画改定の背景

岡山市（以下「本市」という。）では、一層のごみ減量化・資源化を推進するため、平成20年度以降順次、回収する資源化物の品目や回収拠点の追加を実施してきました。さらに、平成21年2月からは可燃ごみ及び不燃ごみの有料指定袋を導入し、有料制としましたが、近年ごみ排出量は高止まりとなっています。

一方、国は、平成27年9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」に掲げられた17の目標（ゴール）を達成できるよう、様々な主体による循環型社会の形成に関する取り組みの促進に力を入れています。国が平成30年に策定した第五次環境基本計画や、第四次循環型社会形成推進基本計画では、SDGsの考え方を活用しながら、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点でのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくという方向性を掲げています。

また、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が定められ、令和3年6月には製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組みを促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が国会で成立しました。さらに、令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）に基づき、「食品ロスの削減に関する基本方針」が令和2年3月に閣議決定されています。本市においても、こうした国の動きを注視しながら新しい課題への対応を市民・事業者・行政の三者が協働して進めていく必要があります。

SDGs(持続可能な開発計画)との関わり

- ・持続可能な開発計画(Sustainable Development Goals: SDGs)は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための世界共通の行動目標で、平成27年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。
- ・SDGsは、すべての国々、人々を対象としており、令和12年までに持続可能な社会を実現するために達成すべき17のゴールと169のターゲットを掲げています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センターホームページ

2. 計画改定の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）は、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするため地方自治体に一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の策定を義務付けています。計画の策定にあたっては、廃棄物処理をめぐる社会情勢、一般廃棄物の発生見込み、市民の要望などを踏まえた上で、処理施設や体制の整備、財源の確保等についても十分に検討する必要があるとされており、「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省、平成28年9月）において、目標年次を10年から15年先におき、概ね5年ごとに計画を改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、計画の見直しを行うことが適切であるとされています。

本市では、岡山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を平成24年3月に策定（以下「当初計画」という。）し、平成29年3月に見直し（以下「第1次改定計画」という。）を行っていません。この計画に基づいてごみの減量・資源化を推進してきましたが、令和2年度（中間目標年度）における目標の達成状況や施策の実施状況を確認・検証し、今後の計画について必要な見直しを行い、岡山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の第2次改定計画（以下「本計画」という。）の策定を行うものです。

また、「食品ロスの削減に関する基本的な方針」（閣議決定、令和2年3月）及び岡山県食品ロス削減推進計画を踏まえて、本市においても、市町村食品ロス削減推進計画を定める必要があります。食品ロスの削減には、消費者の消費活動への意識改革だけでなく、事業者の事業活動への働きかけも必要不可欠であり、官民一体で取り組むことが求められます。そのため、ごみの減量化・資源化の視点から、長期展望と具体的で実効性の高い計画として、本計画の策定に内包する形で食品ロス削減推進計画の策定を行います。

第2節 計画の位置付け

1. 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、本市におけるごみ処理全体を包括する最上位の計画です。一般廃棄物処理基本計画においては「ごみ処理基本計画」、「生活排水処理基本計画」で構成されますが、本計画はこのうち「ごみ処理基本計画」を策定するものです。また、「食品ロスの削減に関する基本的な方針」（閣議決定、令和2年3月）及び岡山県食品ロス削減推進計画を踏まえて、本計画の策定に内包する形で食品ロス削減推進計画の策定を行います。

なお、本計画の策定にあたっては、岡山市第六次総合計画後期中期計画（令和3年6月）、第2次岡山市環境基本計画〔改訂版〕（令和3年6月）及び関連法令・計画等との整合・調和を図るとともに、ごみの排出抑制及び発生から最終処分までの適正処理を総合的・計画的に進めるために、必要な基本的事項を定めます。

2. 計画対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

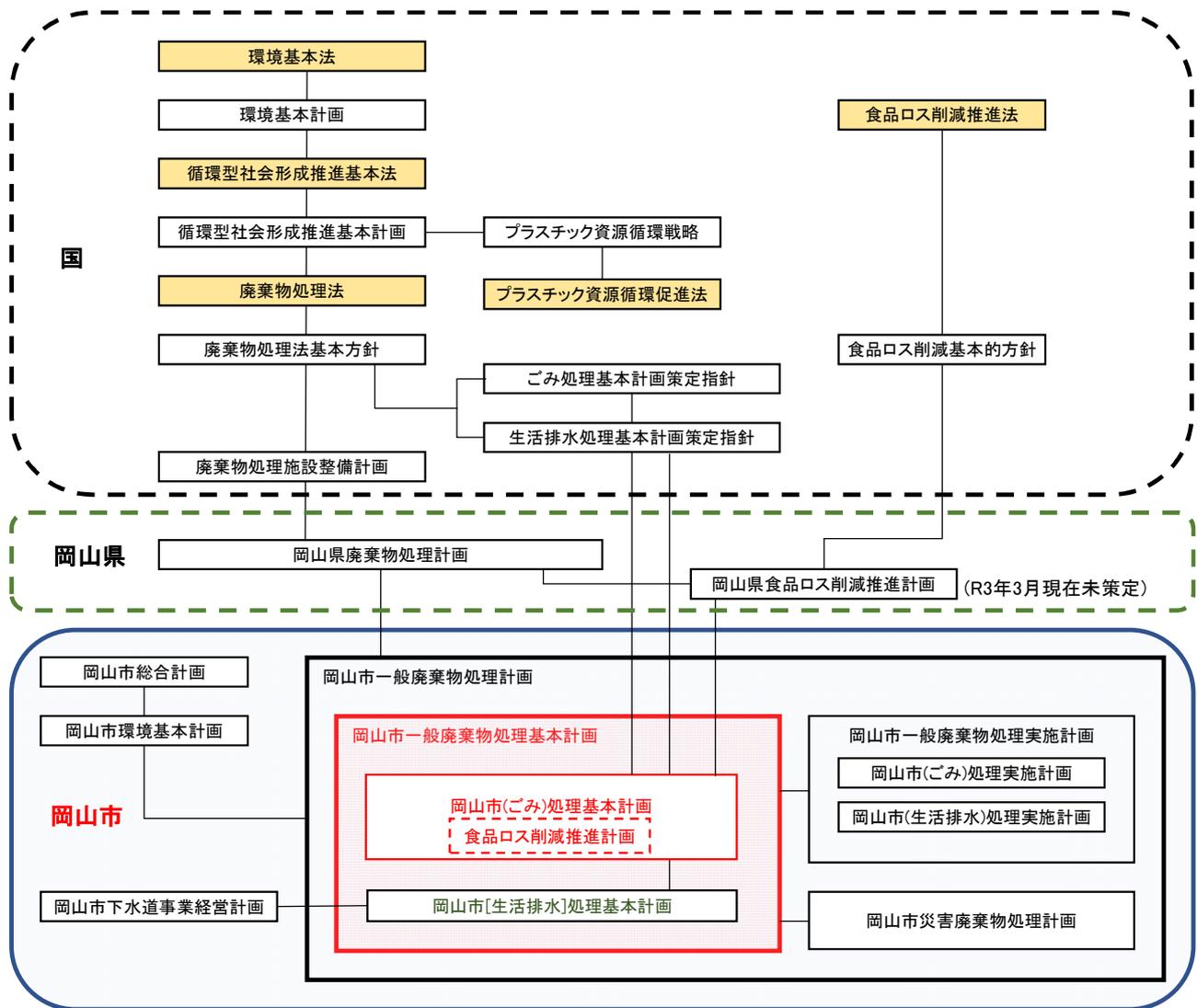


図 1.1 本計画の位置付け

3. 計画対象廃棄物

本計画の範囲は、ごみの排出抑制から、収集・運搬、中間処理、最終処分までとし、計画の対象となるごみは、市内全域から発生する一般廃棄物とします。

第3節 計画期間

本計画の計画期間と、他計画の計画期間との関係を表 1.1 に示します。

本計画は、中間目標年度における第2次改定計画であるため、岡山市第六次総合計画と同じく令和7年度を最終目標年度とする5年間の計画期間とします。

なお、社会動向やごみ処理技術の革新等による状況の変化を踏まえるとともに、岡山市の一般廃棄物処理の動向を勘案し、令和8年度を計画開始年度とする計画改定を行うものとしませんが、法律の改正や岡山市総合計画等の上位計画の変更等、計画の前提条件に著しく変更が生じた際には、適宜計画を見直すものとします。

表 1.1 計画期間

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総合計画	岡山市都市ビジョン 新・岡山市総合計画 (平成21年度～平成27年度)				岡山市第六次総合計画(平成28年度～令和7年度) 前期中期計画:平成28年度～令和2年度、後期中期計画:令和3年度～令和7年度									
環境基本計画	第2次岡山市環境基本計画 (平成24年度～平成27年度)				第2次岡山市環境基本計画[改訂版](平成28年度～令和7年度) 中間目標年度:令和2年度									
ごみ処理基本計画	当初計画・計画期間(平成24年度～令和7年度)													
	第1次改定計画・計画期間(平成28年度～令和7年度)													
	第2次改定計画(本計画) 計画期間(令和3年度～令和7年度)													
	当初計画・計画開始年度			中間目標年度	第1次改定計画・計画開始年度				中間目標年度	第2次改定計画(本計画) 計画開始年度				

第4節 用語の定義

本計画において使用する用語の定義は、以下のとおりです。

- ・「家庭系ごみ」

家庭から排出されるごみを「家庭系ごみ」とし、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」を含みます。全国平均や政令指定都市平均との比較のため資源化物を除きます。

- ・「事業系ごみ」

オフィス、商店及び農業など事業活動により排出される一般廃棄物を「事業系ごみ」とし、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」を含みます。

- ・「直接資源化物」

家庭から排出される空き缶、ガラスびん、古紙、古布、ペットボトル、食品トレイ（発泡・透明）、蛍光管、廃乾電池等（水銀入りの体温計・血圧計含む）などで、資源化物ステーションや拠点回収所で市が回収、または市の施設に直接搬入するものを直接資源化物とします。

- ・「集団回収」

資源回収推進団体として市に登録したPTAや町内会などの団体により自主的に回収された資源化物（古紙類、繊維類、ビン類及び金属類等）を集団回収とします。

- ・「大規模事業者資源化物」

大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗（延床面積 1,000m² 超）と延床面積 3,000m²（延床面積 8,000m² 未満の学校除く）以上の建築物の所有者等は、毎年「事業系廃棄物減量計画書」の策定と提出を条例で義務づけられています。この計画書で資源化実績のあるものを大規模事業者資源化物とします。

- ・「民間リサイクルルート」

民間事業者による資源化のことで、古紙回収業者による古紙類の資源化、スーパー等での店頭回収や廃品回収業者等による資源化などがあります。

- ・「ごみ総排出量」

家庭系ごみと事業系ごみの排出量と、直接資源化物、大規模事業者資源化物、集団回収及び民間リサイクルルートの回収量を加えたものを「ごみ総排出量」とします。

表 1.2 本計画において使用する用語の定義

家庭系ごみ		ごみ総排出量
可燃ごみ		
不燃ごみ		
粗大ごみ		
事業系ごみ		
可燃ごみ		
不燃ごみ		
粗大ごみ		
資源化物		
直接資源化物		
集団回収		
大規模事業者資源化物		
民間リサイクルルート		

第2章 岡山市の概況について

第1節 地勢

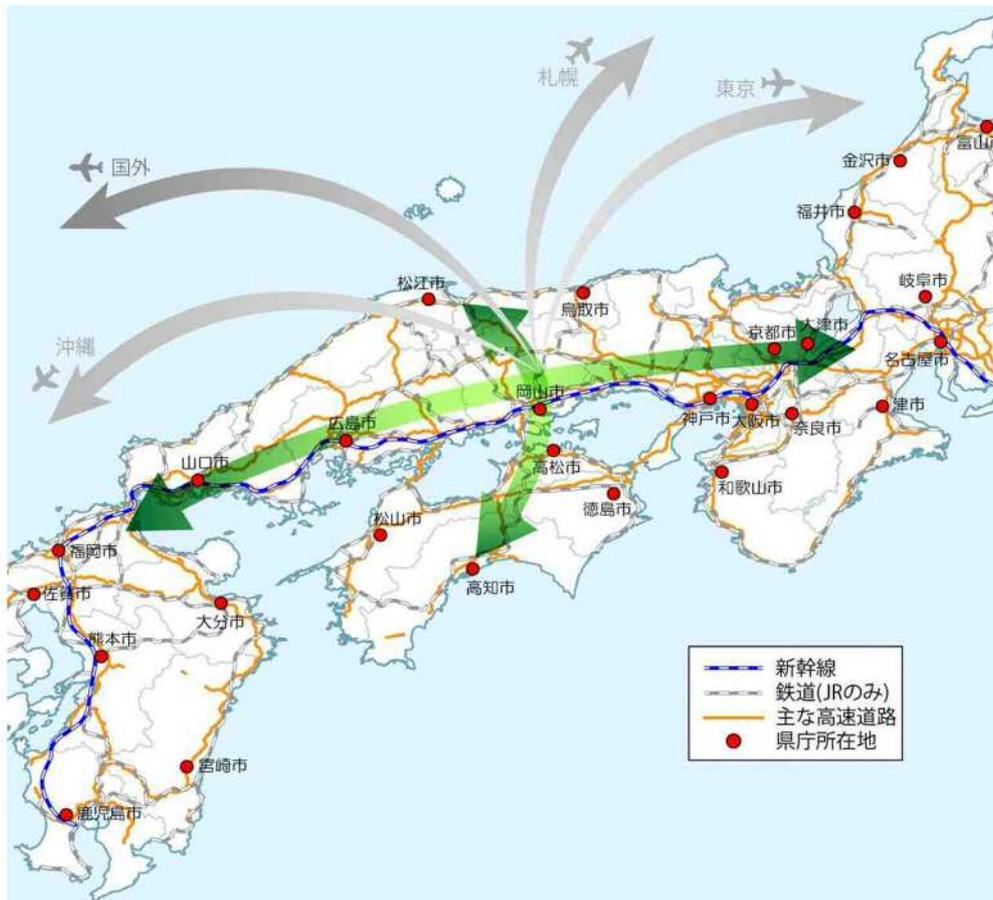
1. 地勢・歴史

本市は、古代吉備の国の時代から稲作を盛んに行うなど、大和に匹敵する勢力を持ち繁栄してきました。その後、城下町として整備が進み、児島湾の干拓・新田開発や百間川の築造など、大規模な干拓事業の結果、一大穀倉地帯が形成されました。この田園の豊かさは、現在でも本市の特色となっています。

旭川と吉井川が瀬戸内海に注ぐ岡山平野の中央に位置し、南部は地味豊かな沃野、北部は吉備高原につながる山並みがひろがっています。

温暖な瀬戸内海特有の風土により、春秋は快晴の日が多く、冬は厳しい季節風を中国山地がさえぎって積雪をみることはまれです。夏本土を襲う台風も四国山脈が防壁になって勢力が弱められ、影響が比較的少ないなど、気候面でも非常に恵まれています。

本市は、山陽自動車道、山陽新幹線、瀬戸大橋、岡山港・新岡山港、岡山桃太郎空港など陸・海・空の交通結節点に位置し、中四国地方の広域交通のクロスポイントとなっています。また、水と緑に恵まれた自然豊かな都市であるとともに、大都市と比較しても、各種都市機能が充実しており、暮らしやすい都市です。



出典：令和元年度岡山みちづくり計画(令和2年3月)

図 2.1 岡山市の位置

2. 気象

本市は、瀬戸内式気候の典型的な地域で、夏高温で冬暖かく、年間を通じて降雨量は少なく、夏は海陸風が卓越します。

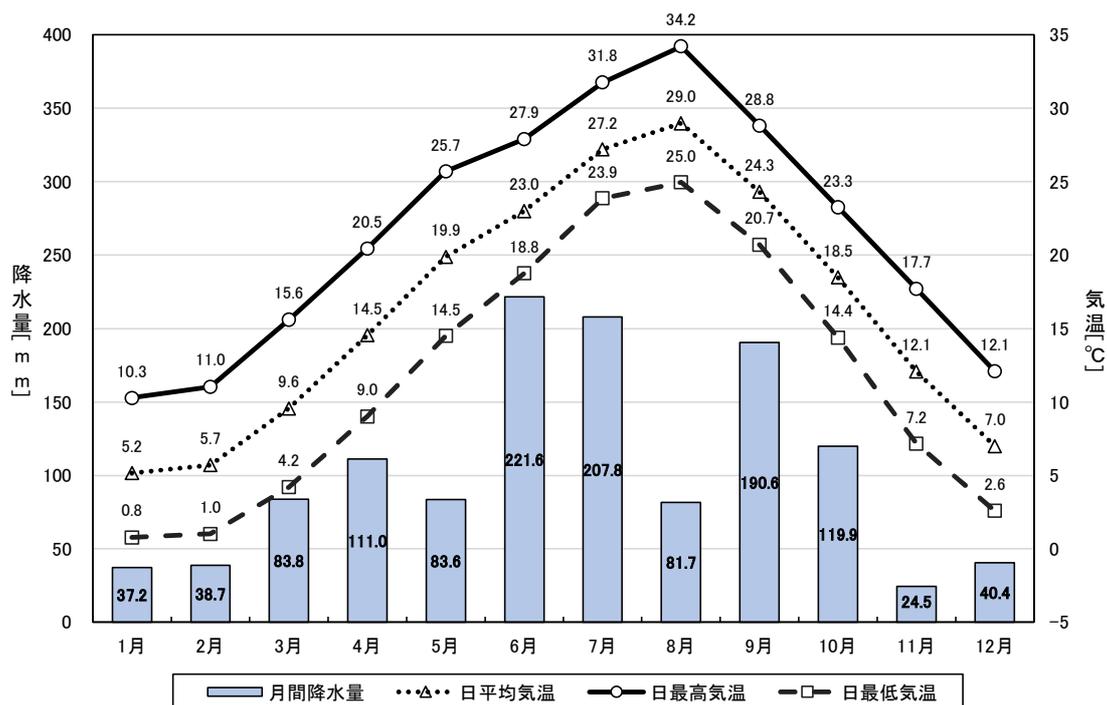
本市の年間平均気温は 16.3℃、年間平均降水量は約 1,200mm であり、梅雨期と秋の台風時期に降水量が多くなっています。

表 2.1 気象概要（岡山観測所）

年	区分	気温(℃)			年間降水量(mm)
		日平均	日最高	日最低	
平成28年		16.6	21.7	12.3	1,513.0
平成29年		15.7	21.0	11.2	1,205.5
平成30年		16.3	21.5	11.7	1,410.0
令和元年		16.5	21.8	12.0	921.5
令和2年		16.5	21.9	12.0	1,154.0
5ヶ年平均		16.3	21.6	11.8	1,240.8

出典：気象庁ホームページの数値をもとに集計(岡山観測所)

注)表中の「日平均」、「日最高」、「日最低」気温は、年間平均値です。



出典：気象庁ホームページの数値をもとに集計(岡山観測所)

注)グラフの数値は、平成28年から令和2年までの平均値です。

図 2.2 月別降水量及び気温（岡山観測所）

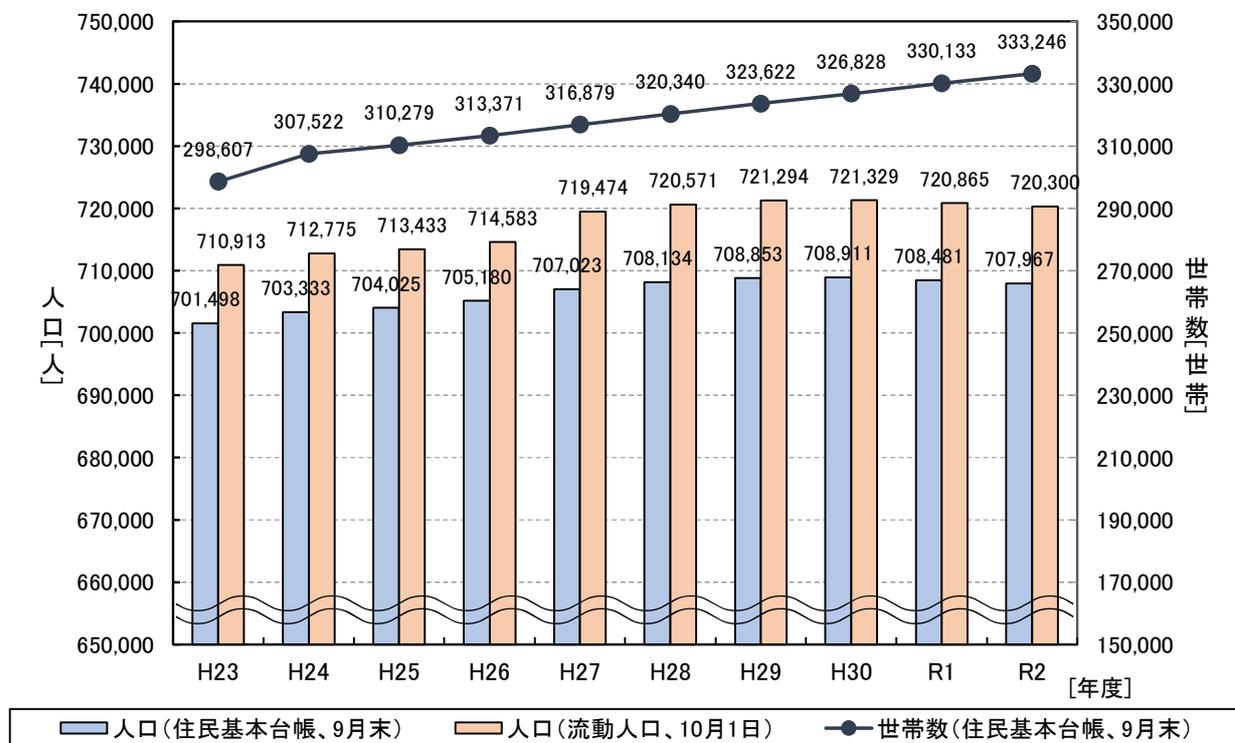
第2節 人口動態

1. 人口・世帯数の推移

本市の人口と世帯数の推移を図 2.3 に示します。

人口は、平成23年度以降増加傾向にありましたが、平成30年度をピークに減少傾向に転じています。国勢調査結果の人口を基に、住民基本台帳の出生・死亡、転入・転出等を加減した推計人口（以下「流動人口」という。）は、令和2年10月1日時点で720,300人となっています。一般に、住民基本台帳は住民票を移さない限り増減がないため、流動人口の方が実態に近いといわれています。

また、本市の年齢別の人口は、生産人口に当たる15～64歳までの人口が全体の約61%を占めています。65歳以上の高齢人口は約26%で、年々増加傾向にあります。



出典1)岡山市ホームページ「統計情報」住民基本台帳世帯数及び人口(毎年9月末)

出典2)岡山県ホームページ「岡山県毎月流動人口調査」(毎年10月1日)

注)流動人口:国勢調査結果人口を基に、住民基本台帳の出生、死亡、転入、転出等を加減して推計した人口

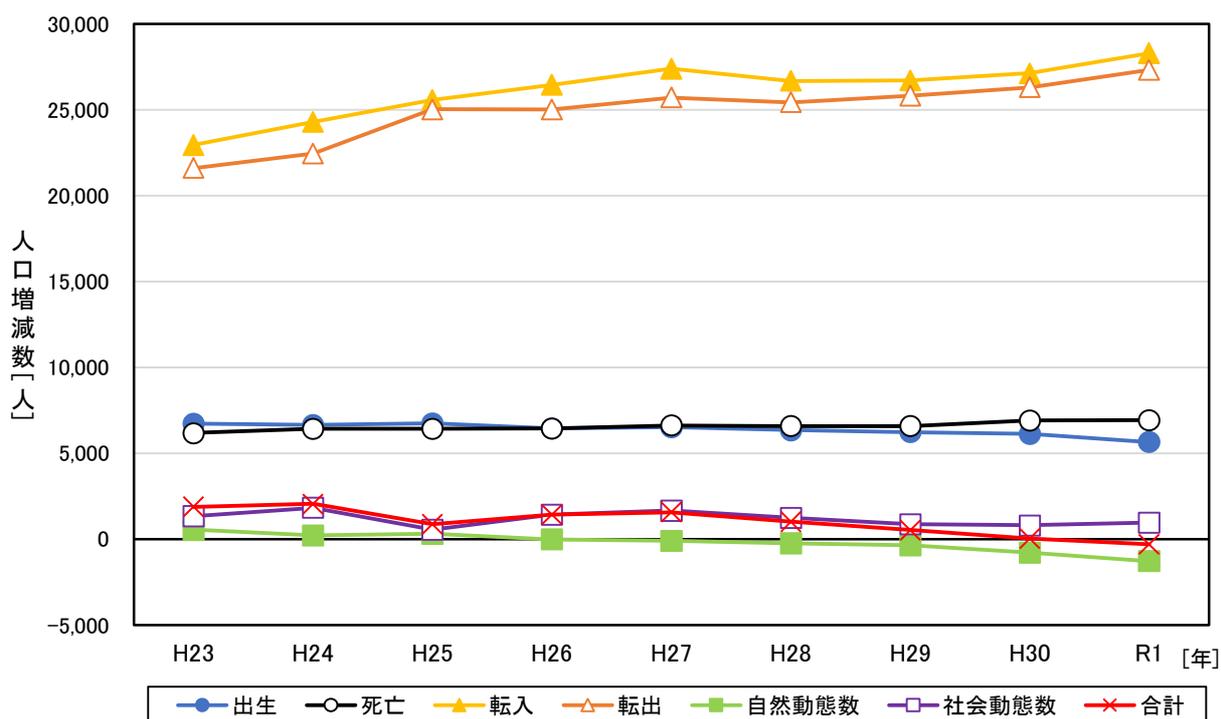
図 2.3 人口及び世帯数の推移

2. 社会動態・自然動態

本市への転入・転出者数（社会動態）、市内での出生・死亡者数（自然動態）を図 2.4 に示します。

各年の転入・転出者数は共に 22,000 人～28,000 人程度であり、人口の約 3.0～3.9%が毎年入れ替わっていることとなります。

一方、各年の出生者数は 5,700 人～6,700 人程度、死亡者数は 6,500 人程度となっていますが、平成 27 年以降は死亡者数が出生者数を若干上回っています。



出典：岡山市ホームページ「統計情報」年報・岡山市の統計

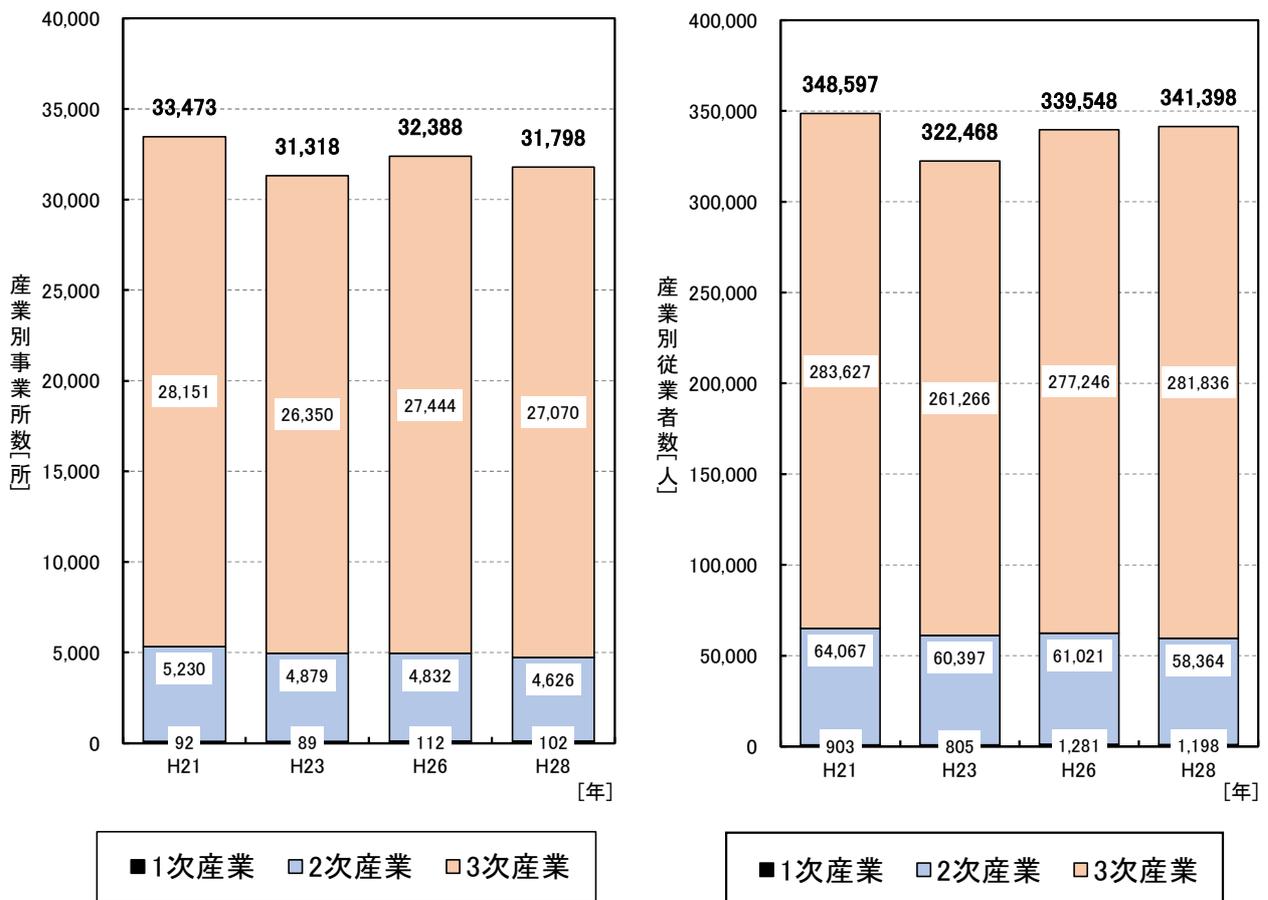
図 2.4 人口動態

第3節 産業の動向

本市における産業別事業所数及び従業者数の推移を図 2.5 に示します。事業所数、従業者数ともに第3次産業が最も多く、全体の約8割を占めています。また、事業所数は平成28年に減少していますが、従業者数は増加しています。

瀬戸内沿岸の商業都市として発展してきた本市の産業構造は、商業をはじめとする第3次産業が大きなウェイトを占めており、整備された基幹交通網から、流通機能の集積が進む傾向にあります。

また、岡山城や日本三名園の一つである後楽園、吉備路などの観光地も多く、スポーツイベントの開催などにより年間約750万人（令和元年度）の観光客が訪れています。



出典：岡山市ホームページ「統計情報」岡山市の事業所

出典：岡山市ホームページ「統計情報」岡山市の事業所

図 2.5 産業別事業所数及び従業者数の推移

第3章 岡山市のごみ処理の現状と課題

第1節 ごみの排出状況

1. ごみの分別区分

本市の家庭系ごみ及び事業系ごみの収集状況を表 3.1 及び表 3.2 に示します。

本市では、平成 21 年 2 月 1 日からの家庭ごみ有料化の実施に伴い、可燃ごみ及び不燃ごみについては、岡山市有料指定袋での排出が義務付けられています。また、資源化物についても、平成 20 年 12 月 1 日より「ざつがみ」の回収、平成 21 年 4 月より「てんぷら油」の回収、平成 22 年 6 月 1 日より「食品発泡トレイ」及び「使用済み蛍光管」の回収、平成 26 年 10 月から古布の品目拡大、平成 27 年 1 月より「使用済み小型家電」の回収、平成 28 年 4 月より「食品透明トレイ」及び「ボタン電池・充電式電池」の回収を実施しています。

表 3.1 家庭系ごみの分別区分

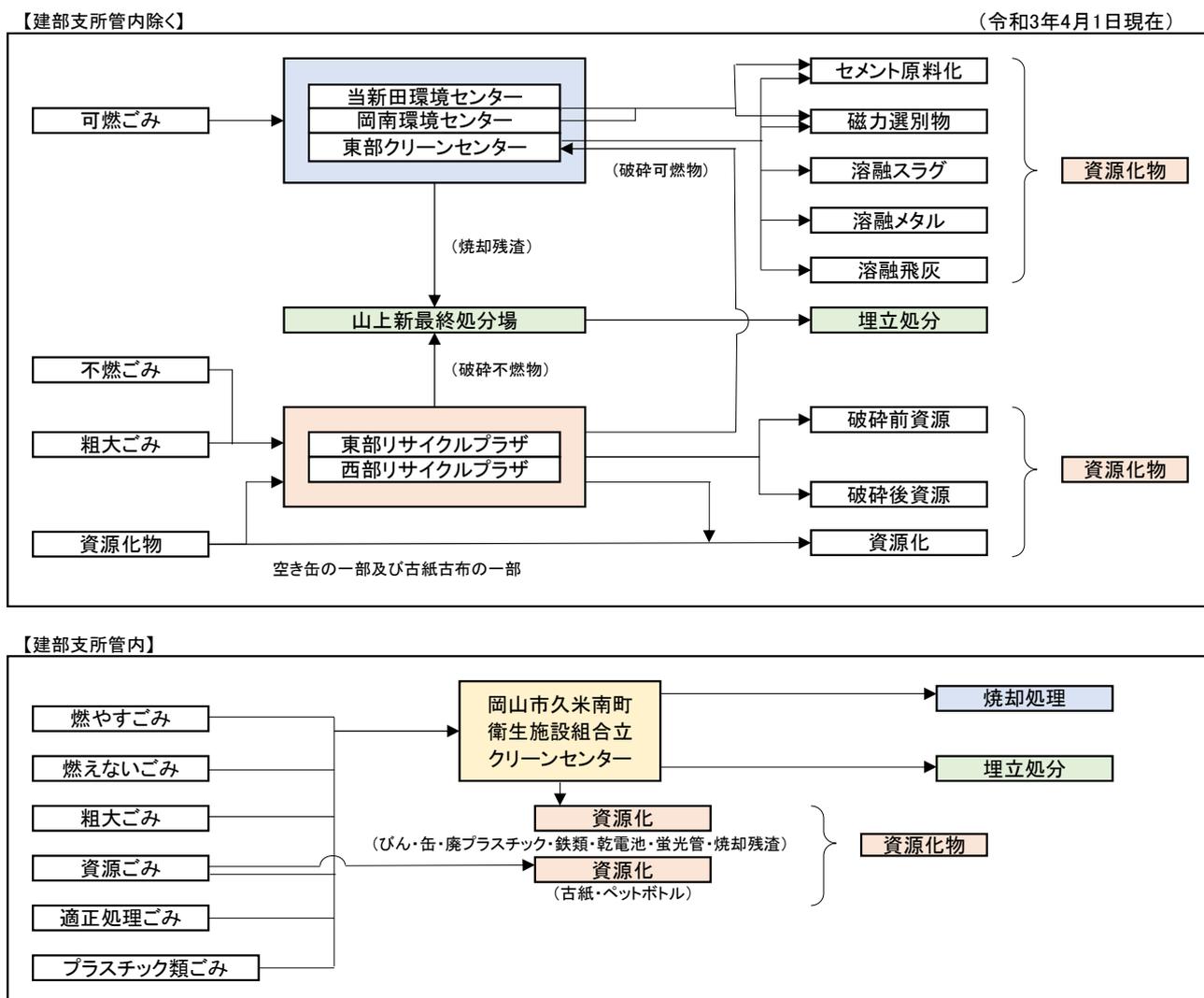
種類	収集運搬		中間処理・最終処分		
	方法	主体	搬入先	処理方法	処理主体
可燃ごみ	ステーション方式 (週2回、建部地域 は週1~2回)有料 指定袋	市(直営・委 託)	東部クリーンセンター 当新田環境センター 岡南環境センター 岡山市久米南町衛生施設組 合立クリーンセンター	焼却(残渣はセメント原 料化、熔融スラグ等で 資源化、一部埋立)	市
不燃ごみ	ステーション方式 (月1回) 有料指定袋		東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設組 合立クリーンセンター	破砕 選別 埋立 (破砕可燃物は焼却)	
粗大ごみ	戸別収集(申込制)		東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設組 合立クリーンセンター		
廃乾電池・体温計等	ステーション方式 (月1~2回)、拠点 回収	市(直営・委 託)	東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設組 合立クリーンセンター 民間業者	資源化	リサイクル 業者
空き缶					
ガラスびん					
古紙・古布					
ペットボトル					
てんぷら油					
食品トレイ(発泡・ 透明)					
蛍光管					
プラスチック類 (建部地域)					
小型家電	拠点回収、イベント 回収	認定事業者	認定事業者		認定事業者
可燃ごみ	直接搬入	排出者	上記種別搬入先に準ずる	上記種別搬入先に 準ずる	上記に 準ずる
不燃ごみ					
粗大ごみ					
資源化物					

表 3.2 事業系ごみの分別区分

種類	収集運搬		中間処理・最終処分		
	方法	主体	搬入先	処理方法	処理主体
可燃ごみ	戸別収集・直接搬入	許可業者・排出者	東部クリーンセンター 当新田環境センター 岡南環境センター 岡山市久米南町衛生施設組 合立クリーンセンター	焼却(残渣はセメント原料化、熔融スラグ等で資源化、一部埋立)	市
不燃ごみ			東部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設組 合立クリーンセンター		
粗大ごみ			岡南環境センター 東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設組 合立クリーンセンター		

2. ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図 3.1 に示します。



注)建部支所管内のごみ・資源化物については岡山市久米南町衛生施設組合にて処理するため、岡山市の処理施設には入っていません。

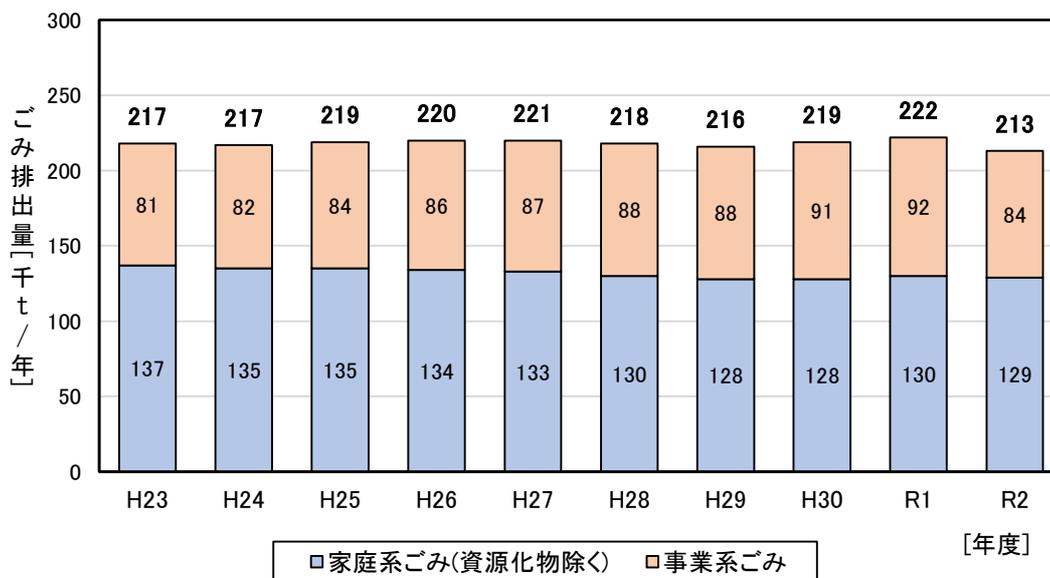
図 3.1 岡山市のごみ処理フロー

3. ごみ排出量（資源化物除く）の推移

岡山市における近年 10 年間のごみ排出量（資源化物除く）の推移を図 3.2 に示します。

平成 23 年度以降のごみ排出量の推移は、微増傾向にあります。なお、令和 2 年度は若干減少していますが、新型コロナウイルス感染症の影響による特異値と考えられます。

ごみ排出量の内訳をみると、家庭系ごみの排出量は、平成 21 年 2 月の家庭ごみ有料化（可燃ごみ、不燃ごみを対象とする）により大幅に減少した後、ごみ排出量は概ね減少傾向にあります。一方、事業系ごみの排出量は、前年比 1～3% の推移で増加し続けており、岡山市全体のごみ排出量の増加原因となっています。



出典:事業概要(岡山市環境局)

注)端数処理のため合計値が一致しない場合があります。

図 3.2 ごみ排出量（資源化物除く）の推移

1 人 1 日当たりのごみ排出量（資源化物除く）の推移を図 3.3 に示します。

平成 25 年度までは全国平均よりは多いものの、政令指定都市平均は下回っていました。平成 26 年度から平成 29 年度までは減少傾向ですが、平成 30 年度以降は増加傾向に転じ、全国平均・政令指定都市平均を上回っています。令和元年度は全国平均と比べて 51g、政令指定都市平均と比べて 40g 多い排出量となっています。

また、全国の政令指定都市におけるごみ排出量（資源化物除く）の状況（図 3.4 及び表 3.3 参照）を比較すると、本市の 1 人 1 日当たりの排出量（資源化物除く）は、政令指定都市の中で中位程度の値となっています。

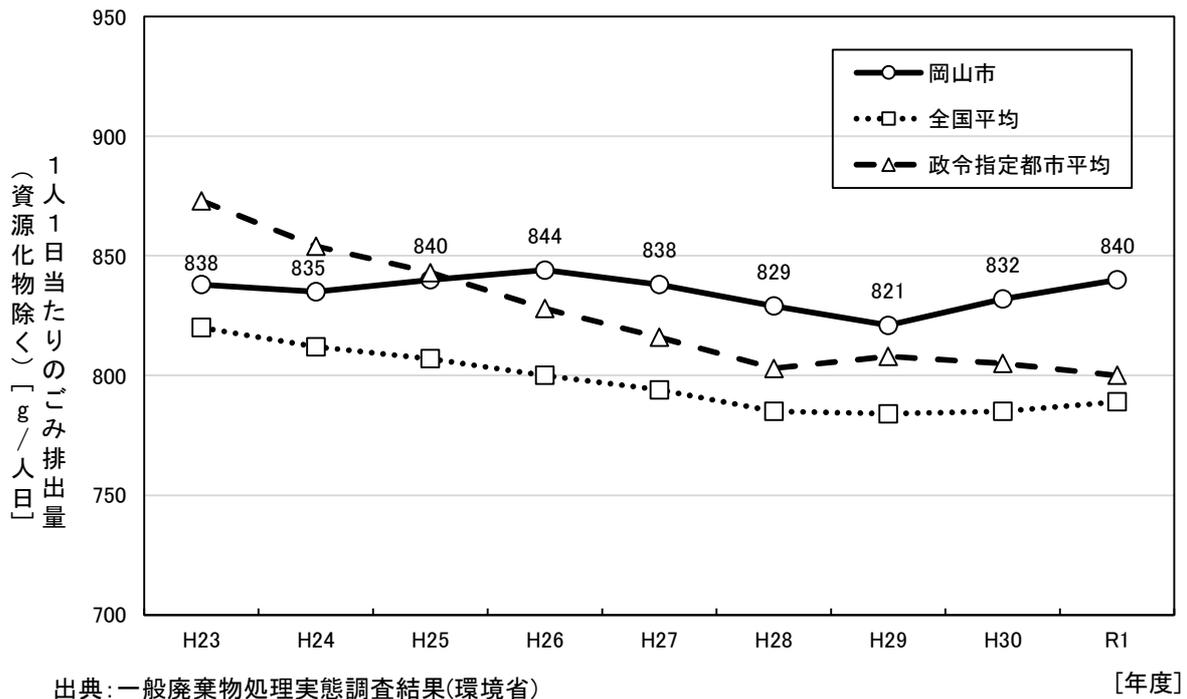
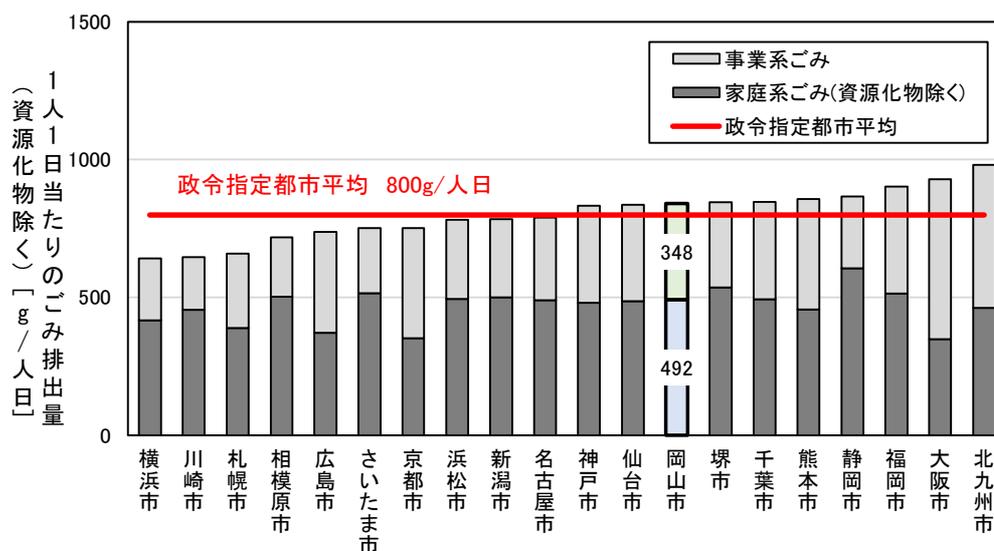


図 3.3 1人1日当たりごみ排出量(資源化物除く)の推移



出典: 令和元年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.4 政令指定都市におけるごみ排出量（資源化物除く）の状況

表 3.3 政令指定都市におけるごみ排出量（資源化物除く）の状況

順位	自治体名	1人1日当たりの ごみ排出量 (資源化物除く) [g/人日]	順位	自治体名	1人1日当たりの ごみ排出量 (資源化物除く) [g/人日]
1	横浜市	642	11	神戸市	833
2	川崎市	646	12	仙台市	836
3	札幌市	658	13	岡山市	840
4	相模原市	718	14	堺市	846
5	広島市	738	15	千葉市	847
6	さいたま市	751	16	熊本市	858
7	京都市	751	17	静岡市	866
8	浜松市	782	18	福岡市	902
9	新潟市	784	19	大阪市	929
10	名古屋市	790	20	北九州市	982
-	政令指定都市平均	800			

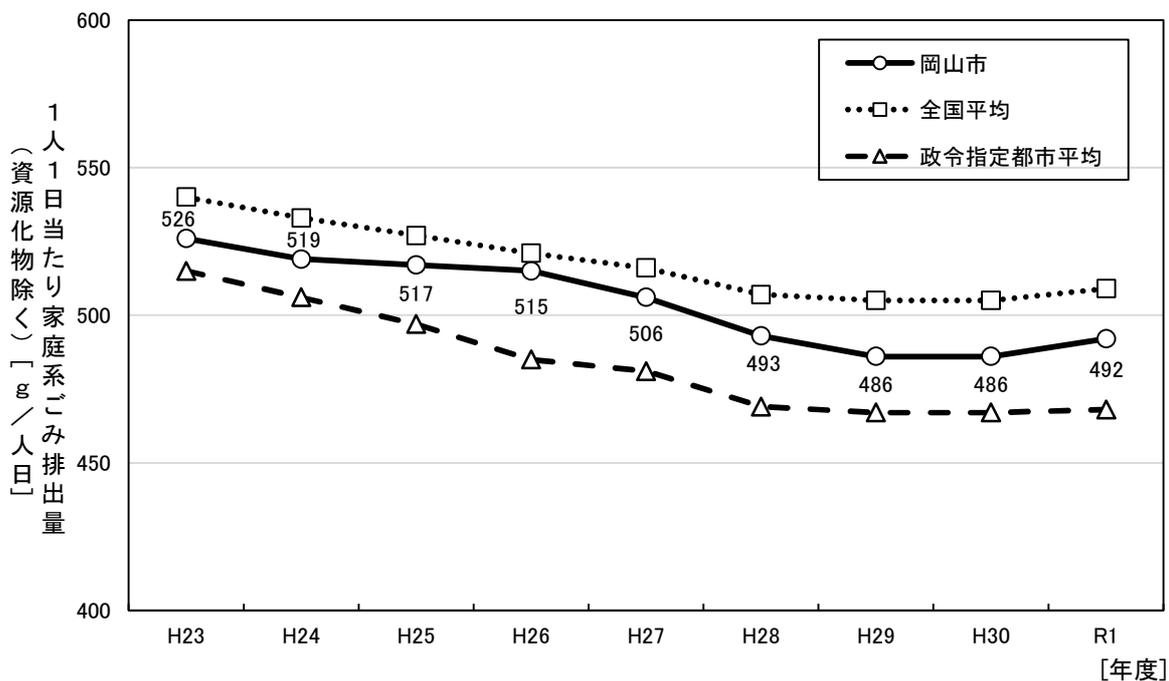
出典: 令和元年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

4. 家庭系ごみ排出量（資源化物除く）の推移

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源化物除く）の推移を図3.5に示します。

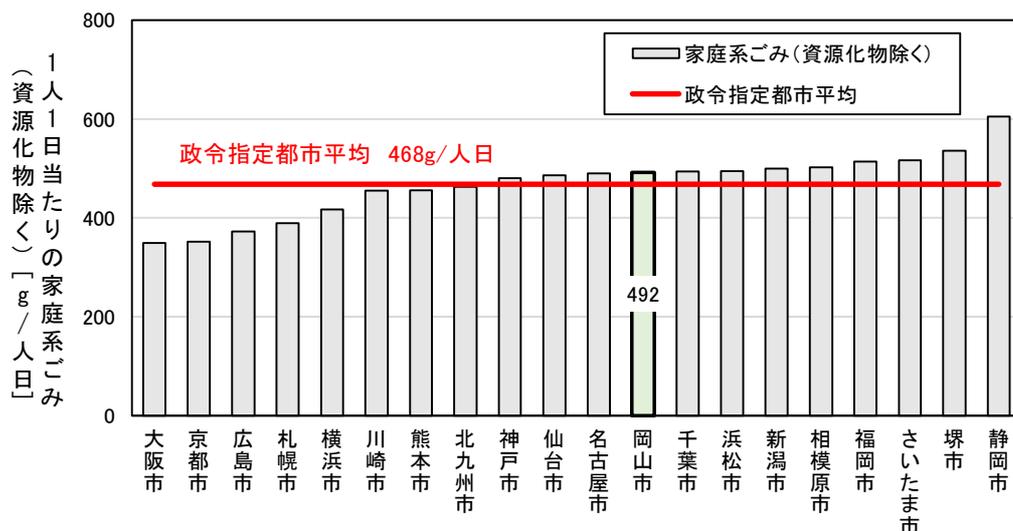
平成23年度から平成30年度までは順調に減少し、政令指定都市平均より多いものの、全国平均は下回っていましたが、令和元年度以降は増加傾向に転じています。令和元年度は全国平均と比べて17g少なく、政令指定都市平均と比べて24g多い排出量となっています。

また、全国の政令指定都市における家庭系ごみ排出量（資源化物除く）の状況（図3.6及び表3.4参照）を比較すると、本市の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源化物除く）は、政令指定都市の中で中位程度の値となっています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.5 1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源化物除く）の推移



出典: 令和元年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.6 政令指定都市における家庭系ごみ排出量 (資源化物除く) の状況

表 3.4 政令指定都市における家庭系ごみ排出量 (資源化物除く) の状況

順位	自治体名	1人1日当たりの家庭系ごみ (資源化物除く) [g/人日]	順位	自治体名	1人1日当たりの家庭系ごみ (資源化物除く) [g/人日]
1	大阪市	349	11	名古屋市	490
2	京都市	352	12	岡山市	492
3	広島市	372	13	千葉市	494
4	札幌市	389	14	浜松市	495
5	横浜市	417	15	新潟市	500
6	川崎市	455	16	相模原市	502
7	熊本市	456	17	福岡市	514
8	北九州市	463	18	さいたま市	516
9	神戸市	480	19	堺市	536
10	仙台市	486	20	静岡市	605
-				政令指定都市平均	468

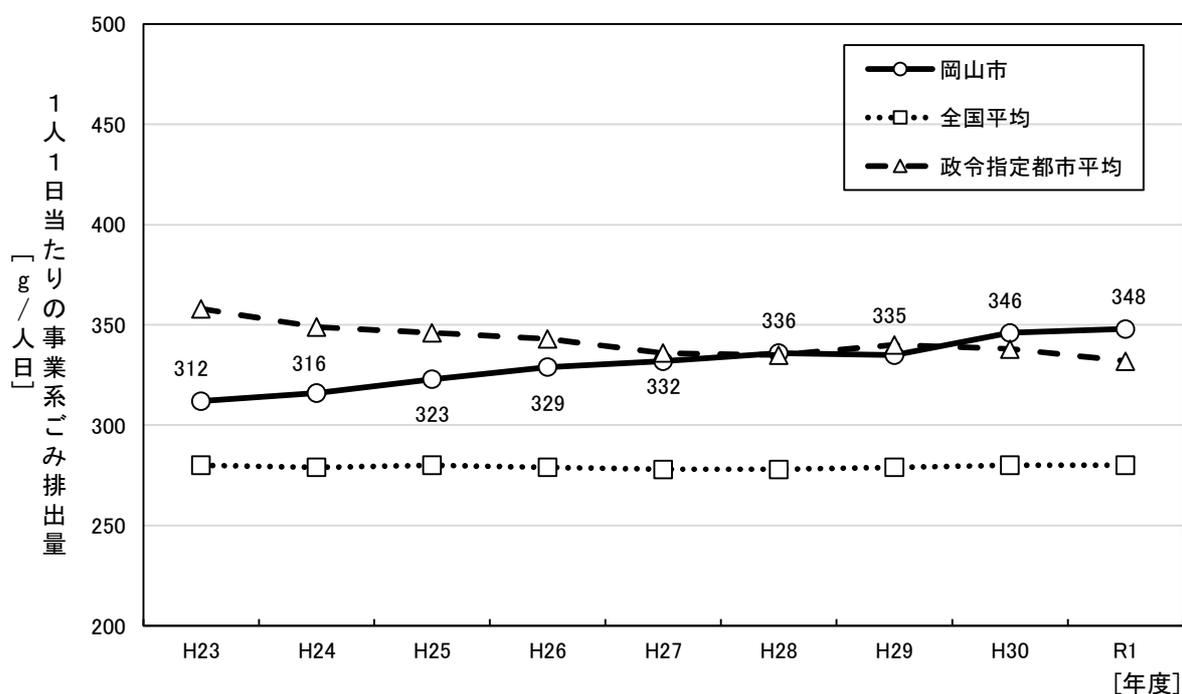
出典: 令和元年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

5. 事業系ごみの推移

1人1日当たりの事業系ごみ排出量の推移を図3.7に示します。

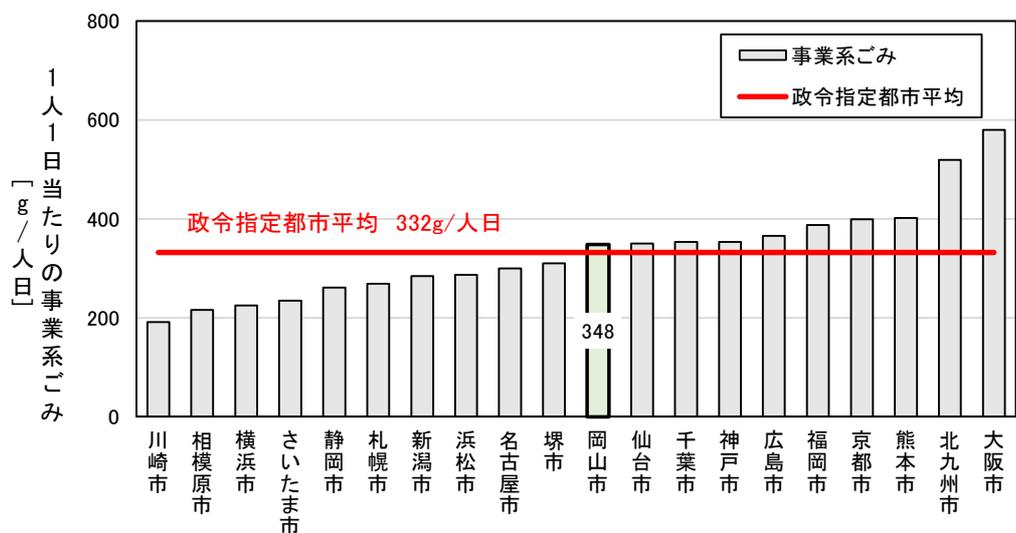
平成27年度までは全国平均より多いものの、政令指定都市平均は下回っていましたが、平成28年度以降は全国平均・政令指定都市平均を上回っています。令和元年度は全国平均と比べて68g、政令指定都市平均と比べて16g多い排出量となっています。

また、全国の政令指定都市における事業系ごみ排出量の状況（図3.8及び表3.5参照）を比較すると、本市の1人1日当たりの事業系ごみ排出量は、政令指定都市の中で中位程度の値となっています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

図 3.7 1人1日当たり事業系ごみ排出量の推移



出典: 令和元年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.8 政令指定都市における事業系ごみ排出量の状況

表 3.5 政令指定都市における事業系ごみ排出量の状況

順位	自治体名	1人1日当たりの事業系ごみ [g/人日]	順位	自治体名	1人1日当たりの事業系ごみ [g/人日]
1	川崎市	191	11	岡山市	348
2	相模原市	216	12	仙台市	350
3	横浜市	225	13	千葉市	353
4	さいたま市	235	14	神戸市	353
5	静岡市	261	15	広島市	366
6	札幌市	269	16	福岡市	388
7	新潟市	284	17	京都市	399
8	浜松市	287	18	熊本市	402
9	名古屋市	300	19	北九州市	519
10	堺市	310	20	大阪市	580
-			-	政令指定都市平均	332

出典: 令和元年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

6. ごみ処理体制

(1) 収集運搬の概要

本市の家庭系ごみは、直営収集及び委託収集により行っています。直営収集に使用している車両の状況を表 3.6 に示します。

なお、事業系ごみの収集運搬については、一般廃棄物収集運搬許可業者または自己搬入により行っています。

表 3.6 収集運搬車両の保有状況

(令和3年4月1日現在)

種類		本庁	各事業所			
		環境事業課	野殿事業所	当新田事業所	岡南事業所	西大寺事業所
パッカー車	2t		15	20	20	7
	4t	2				
プレスパッカー車	2t	1	2	3	2	
ダンプ車	2t	3	1	1	1	3
	3t		2	2	2	
トラック	2t		1	1	1	2
軽トラック	—	14	7	6	8	3
計		20	28	33	34	15

出典：事業概要(岡山市環境局)

(2) 中間処理の概要

本市における焼却施設の概要を表 3.7 に示します。現在3つの焼却施設において処理を行っており、施設位置図を図 3.9 に示します。

また、本市におけるリサイクル施設の概要を表 3.8 及び表 3.9 に示します。現在2つの施設において粗大ごみ、不燃ごみの破碎・選別及び資源選別を行っています。リサイクル施設内にはリユース施設を設けており、市民への啓発を行っています。

表 3.7 岡山市の焼却施設の概要

名称	東部クリーンセンター	岡南環境センター		当新田環境センター
		改修前	改修後	
所在地	東区西大寺新地453番地5 TEL(086)944-7071	南区豊成一丁目4番1号 TEL(086)233-7490		南区当新田486番地1 TEL(086)246-5145
敷地面積	63,878.70㎡ (リサイクルプラザを含む)	15,851.81㎡		20,904㎡
建築面積	焼却棟: 8352.72㎡ 管理棟: 796.60㎡	4,933.98㎡		3,585.63㎡
延床面積	焼却棟: 18,910.29㎡ 管理棟: 2,323.60㎡	15,816.74㎡ (焼却関係及び収集関係を含む)		9,377.29㎡
着工年月日	平成9年11月8日	昭和50年12月25日	平成13年6月26日	平成2年9月22日
完工年月日	平成13年7月31日	昭和53年12月20日	平成15年2月28日	平成6年1月31日
焼却能力	450t/24h(150t×3基)	450t/24h (150t×3基)	220t/24h (110t×2基)	300t/24h(150t×2基)
焼却炉型式	全連続燃焼式(流動床炉)	全連続燃焼式(ストーカ炉)		全連続燃焼式(流動床炉)
残渣の処理方式	灰溶融+セメント原料化	セメント原料化		セメント原料化
灰溶融処理能力	39t/24H (39t×2基、1基は予備)	—		—
灰溶融方式	直流電気抵抗式	—		—
建設規模	焼却棟 地上5階地下3階 鉄骨鉄筋 コンクリート造(幅74m、長さ 125.5m、高さ38.7m) 管理棟 地上3階 鉄筋コンクリート造(幅 18m、長さ43m、高さ12.4m)	地上4階地下2階 (地上26.4m、地下14.7m) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (幅45.6m、長さ90m)		地上6階地下2階 鉄骨鉄筋コンクリート造 (幅43m、長さ78m、高さ 30.9m)
煙突	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上100m	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上56.5m		鉄骨鉄筋コンクリート造 地上57m
建設費	13,576,500千円	6,470,000千円	2,444,400千円	12,493,900千円
運営	受入業務—直営 運営管理—委託	直営	受入業務—直営 運営管理—委託	受入業務—直営 運営管理—委託
熱利用	発電、場内冷暖房、給湯、蒸 気供給(東部リサイクルプラ ザ、東部健康増進施設)、電 気供給(東部リサイクルプラ ザ、吉井川浄化センター)	発電、場内冷暖房、給湯 温水プール蒸気供給		発電、場内冷暖房、給湯、当 新田事業所電気供給・給湯、 蒸気供給(当新田健康増進 施設)
付帯設備	—	剪断式破砕機		—
備考	—	■改修内容 ・排ガス高度処理設備 ・灰溶融設備 ■平成22年度末灰溶融設備停止 ■令和4年3月末稼働停止予定		■改修内容 ・灰出設備改造工事(セメン ト原料化)

表 3.8 岡山市のリサイクル施設の概要（その1）

名称	東部リサイクルプラザ (愛称:さいせい岡山)	西部リサイクルプラザ
所在地	岡山市東区西大寺新地453番地5 (086)944-7122	岡山市北区野殿西町428-2 (086)214-2650
敷地面積	63,878.70㎡(東部クリーンセンターを含む)	約9,460㎡
建築面積	7,494.55㎡(付属棟を含む)	約5,300㎡
延床面積	16,731.19㎡(付属棟を含む)	約5,300㎡
着工年月日	平成10年12月19日	平成24年3月21日
完工年月日	平成13年5月31日	平成26年12月26日
施設能力	粗大ごみ処理施設58t/5h (可燃性粗大ごみ9t/5h、不燃性粗大ごみ9t/5h、 不燃ごみ40t/5h) 資源選別施設27t/5h (空き缶7t/5h、ペットボトル2t/5h、トレイ1t/5h、 古紙・古布3t/5h、空きびん14t/5h)	粗大ごみ処理施設26t/5h (可燃性粗大ごみ3t/5h、不燃性粗大ごみ3t/5h、 不燃ごみ20t/5h) 資源選別施設17t/5h (ペットボトル6t/5h、古紙・古布3t/5h、空きびん 8t/5h)
選別物	粗大ごみ処理施設 可燃物、鉄類、アルミ類、不燃物 資源選別施設 圧縮成型品(スチール缶・アルミ缶・ペットボトル・ト レイ)、新聞紙・ダンボール・雑誌・牛乳パック・古 布、廃乾電池、空きびんカレット(無色・茶色・その 他)・生きびん・蛍光管	粗大ごみ処理施設 可燃物、鉄類、アルミ類、不燃物 資源選別施設 圧縮成型品(ペットボトル・トレイ)、新聞紙・ダン ボール・雑誌・牛乳パック・古布、廃乾電池、空きび んカレット(無色・茶色・その他)・生きびん・蛍光管
規模・構造	リサイクルプラザ 地上4階地下1階、東西約89.5m、南北約77.0m、 高さ約22.1m(鉄骨造・鉄筋コンクリート造) 付属棟 コンベヤ上屋(鉄骨造)、渡り廊下(鉄骨造)、屋外 便所(鉄筋コンクリート造)、駐輪場(鉄骨造)	リサイクルプラザ 地上3階地下1階、東西約70m、南北約65m、高さ 約22.2m(鉄骨造・鉄筋コンクリート造) 付属棟 コンベヤ上屋(鉄骨造)、渡り廊下(鉄骨造)、屋外 便所(鉄筋コンクリート造)、駐輪場(鉄骨造)
建設費	4,168,500千円	3,133,200千円
運営	直営管理、委託(運転・資源選別)	委託管理
稼働開始日	平成13年6月1日	平成27年1月5日

表 3.9 岡山市のリサイクル施設の概要（その2）

名称	東部リユースぷらざ	西部リユースぷらざ
所在地	(東部リサイクルプラザ内3階) (086)944-7132	(西部リサイクルプラザ内2階) (086)214-2650
延床面積	約1,400㎡	約800㎡
着工年月日	平成10年12月19日	平成24年3月21日
完工年月日	平成13年5月31日	平成26年12月26日
施設内容	研修室 ボランティアミーティングルーム リサイクル体験コーナー 修理・再生室、展示・販売室 情報コーナー 子供が遊べるコーナー	研修室 ボランティアミーティングルーム リサイクル体験コーナー 修理・再生室、展示・販売室 情報コーナー 子供が遊べるコーナー
運営	直営管理	委託管理
稼働開始日	平成13年9月8日	平成27年1月4日

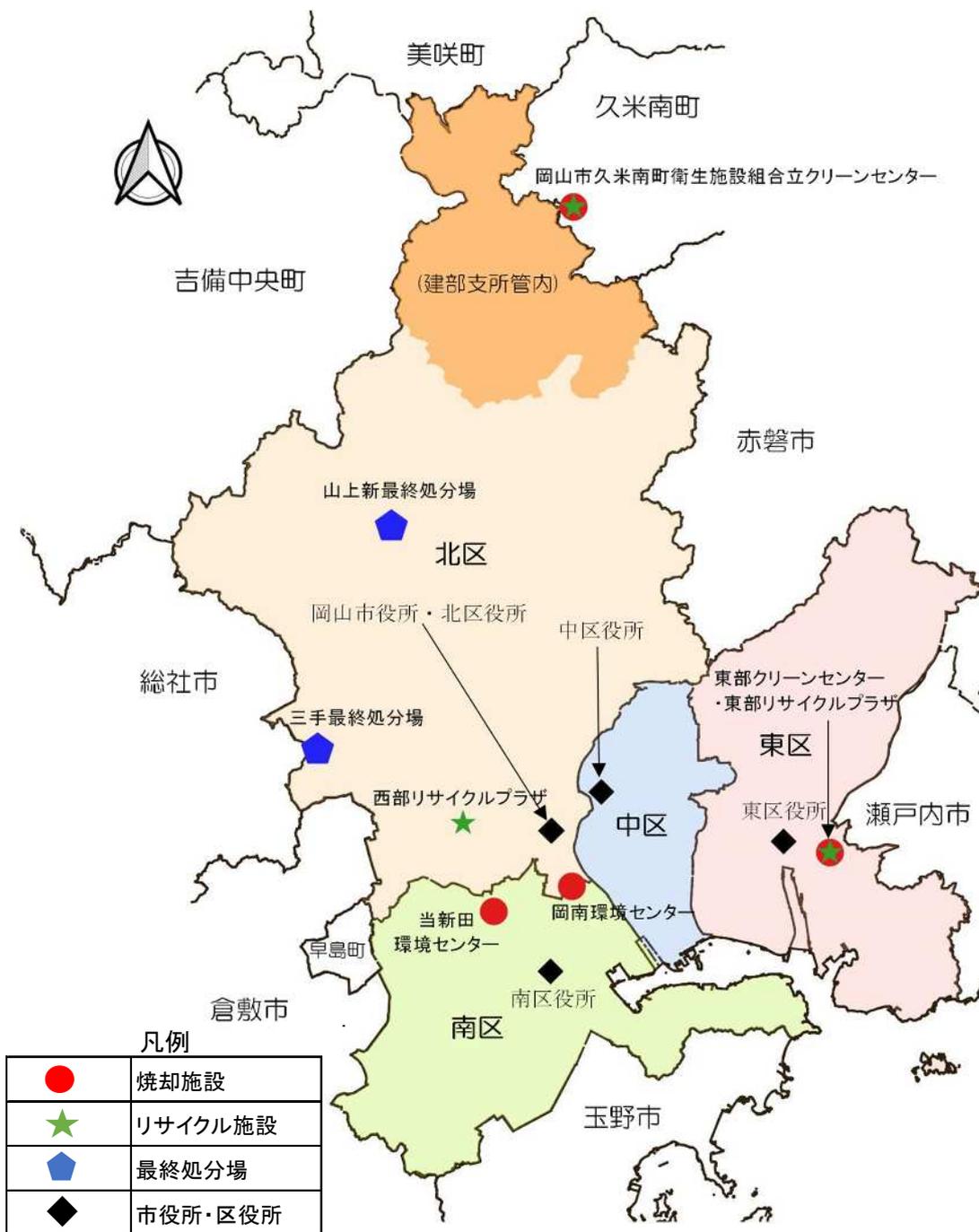


図 3.9 Okayama Cityのごみ処理施設位置図

(3) 最終処分場の概要

本市では、平成18年3月に山上最終処分場の埋立てが完了しており、表3.10に示す山上新最終処分場及び三手最終処分場の2つの最終処分場を有しています。

このうち三手最終処分場は、大規模地震等により発生する災害廃棄物の仮置場及び非常時用の最終処分場として位置づけています。

表 3.10 岡山市の最終処分場の概要

名称	山上最終処分場	山上新最終処分場	三手最終処分場(拡張部)
所在地	北区山上152	北区山上地内 (山上最終処分場に隣接)	北区三手108-1
敷地面積	206,000㎡	137,100㎡	11,587㎡
埋立面積	56,900㎡	36,900㎡	11,488㎡
埋立容量	500,000㎡	450,000㎡	59,700㎡
着工年月	平成5年6月	平成12年3月	平成6年11月
完成年月	平成7年3月	平成14年11月	平成8年7月
埋立開始日	平成7年5月8日	平成18年3月20日	—
埋立終了日	平成18年3月17日	—	—
浸出水 処理方法	カルシウム沈殿＋生物学的脱窒素(接触ばっき)＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着	山上最終処分場へ圧送処理 (浸出水処理能力300㎡/日)	ピット方式(他の処分場に運搬して処理)
整備事業費 (うち用地費)	4,765,000千円 (489,693千円)	3,721,328千円 (872,864千円)	849,349千円 (246,916千円)

7. ごみ処理に係る温室効果ガス排出量

本市における令和元年度のごみ処理に係る温室効果ガス排出量は、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（環境省、平成25年4月改定）に基づいて推計すると、表3.1.1に示すとおりです。

表 3.1.1 ごみ処理に係る温室効果ガス排出量（令和元年度）

処理区分	区分	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂ /年)
収集運搬	燃料使用によるCO ₂ 排出量	434.44
	走行に伴うCH ₄ 排出量	0.65
	走行に伴うN ₂ O排出量	7.78
	小計	442.87
中間処理(焼却)	燃料使用によるCO ₂ 排出量	90,209.18
	電気使用によるCO ₂ 排出量	25,819.53
	プラスチック類の焼却に伴うCO ₂ 排出量	80,399.27
	焼却に伴うCH ₄ 排出量	833.07
	焼却に伴うN ₂ O排出量	3,591.36
	売電によるCO ₂ 排出量控除	-7,017.49
	小計	193,834.92
中間処理(資源化)	燃料使用によるCO ₂ 排出量	113.28
	電気使用によるCO ₂ 排出量	546.06
	小計	659.34
最終処分	燃料使用によるCO ₂ 排出量	5,874.00
	電気使用によるCO ₂ 排出量	274.47
	埋立処分に伴うCH ₄ 排出量	4,733.50
	小計	10,881.97
資源化によるCO ₂ 排出 量控除	直接資源化	-24,696.64
	集団回収	-5,266.87
	中間処理後再生利用(資源化)	-2,336.04
	中間処理後再生利用(焼却)	-3,123.68
	小計	-35,423.23
合計		170,395.87

注1)市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針
(環境省、平成25年4月改定)に基づいて推計

注2)収集運搬は、直営収集分に係るCO₂排出量

注3)赤字マイナス値は、CO₂排出控除量

注4)岡山市久米南町衛生施設組合の処理施設に係るCO₂排出量は除く

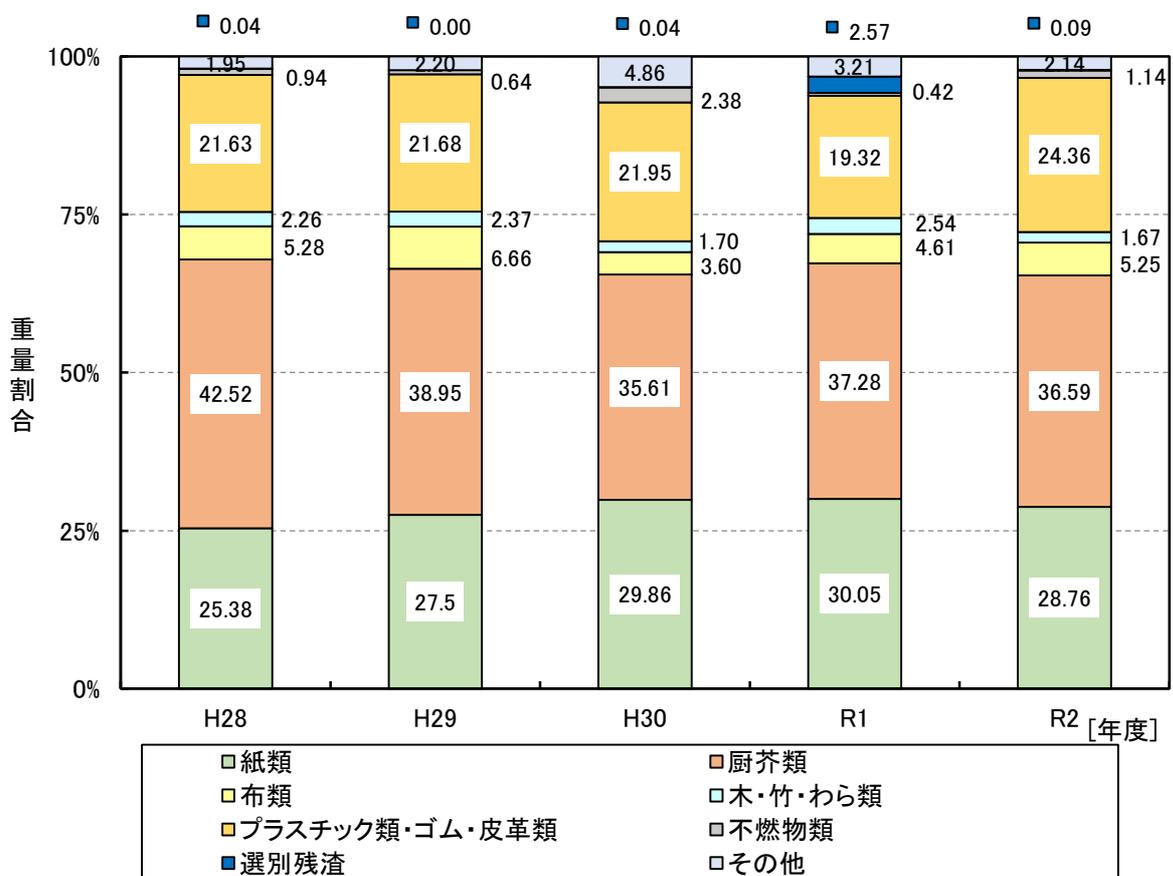
第2節 ごみの組成

1. 家庭系ごみの組成

本市における近年5年間の可燃ごみ及び不燃ごみの組成変化を図3.10及び図3.11に示します。

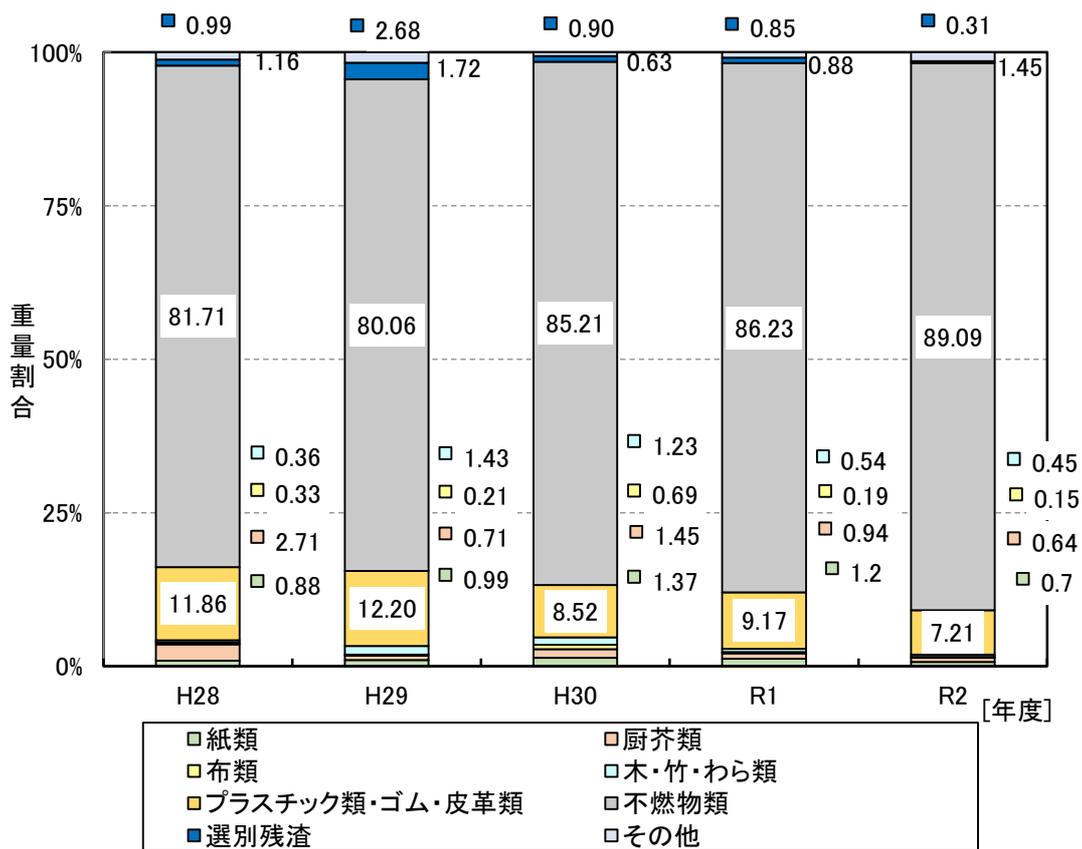
可燃ごみは、厨芥類（生ごみ）、紙類、プラスチック類・ゴム・皮革類の占める割合が大きく、全体の約9割を占めています。特に生ごみは全体の約4割を占めていますが、近年減少傾向にあります。

不燃ごみは、不燃物類が約8～9割とプラスチック類・ゴム・皮革類の約1割程度となっていますが、プラスチック類等が近年減少傾向にあります。



出典：岡山市家庭ごみ組成分析調査報告書(岡山市)

図 3.10 可燃ごみの組成変化

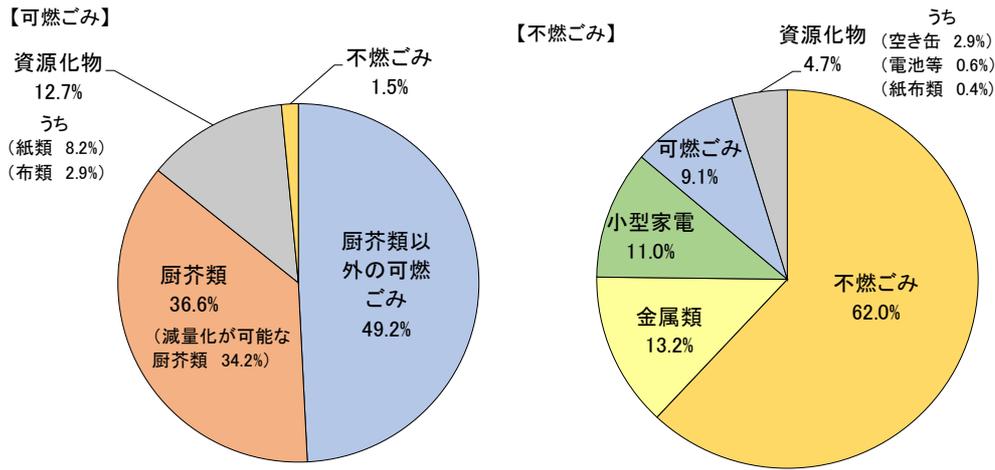


出典：岡山市家庭ごみ組成分析調査報告書(岡山市)

図 3.11 不燃ごみの組成変化（重量割合）

令和2年度における可燃ごみと不燃ごみの組成分析調査結果を図3.12に示します。可燃ごみでは、資源化物の混入が12.7%、不燃ごみの混入が1.5%となっています。不燃ごみでは、資源化物の混入が4.7%、可燃ごみの混入が9.1%となっています。また平成27年1月に収集方法を不燃ごみから、資源化物として拠点回収に変更した小型家電の混入が11.0%あります。この結果を踏まえ、引き続き分別の一層の徹底を推進し適正排出を促進していきます。

一方、今後のごみの減量化・資源化を効果的に進める観点からは、可燃ごみの中に含まれる減量化が可能な厨芥類や、不燃ごみの中に含まれる小型家電への対応が課題となります。



出典:岡山市家庭ごみ組成分析調査報告書(岡山市、令和2年12月)

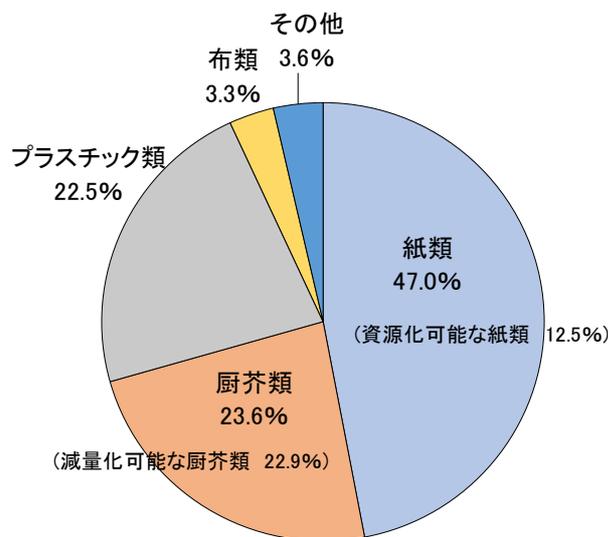
図 3.12 可燃ごみ及び不燃ごみの分別状況

2. 事業系ごみの組成

本市の事業系ごみの組成分析結果を図 3.13 に示します。

令和3年7月に岡山市事業系一般廃棄物組成分析調査を実施しました。この調査は事業所から排出された廃棄物をサンプル調査し、分別の状況や資源化物の混入等の排出実態を把握し、事業系ごみの減量化・資源化の可能性を検討するために行ったものです。

この分析調査結果から、主要なごみの成分は紙類・厨芥類・プラスチック類の三成分であり、このうち減量化・資源化が可能な紙類が12.5%、厨芥類22.9%あることが判明しています。



出典:岡山市事業系一般廃棄物組成分析調査報告書(岡山市、令和4年3月)を基に作成

図 3.13 事業系ごみの組成 (重量割合)

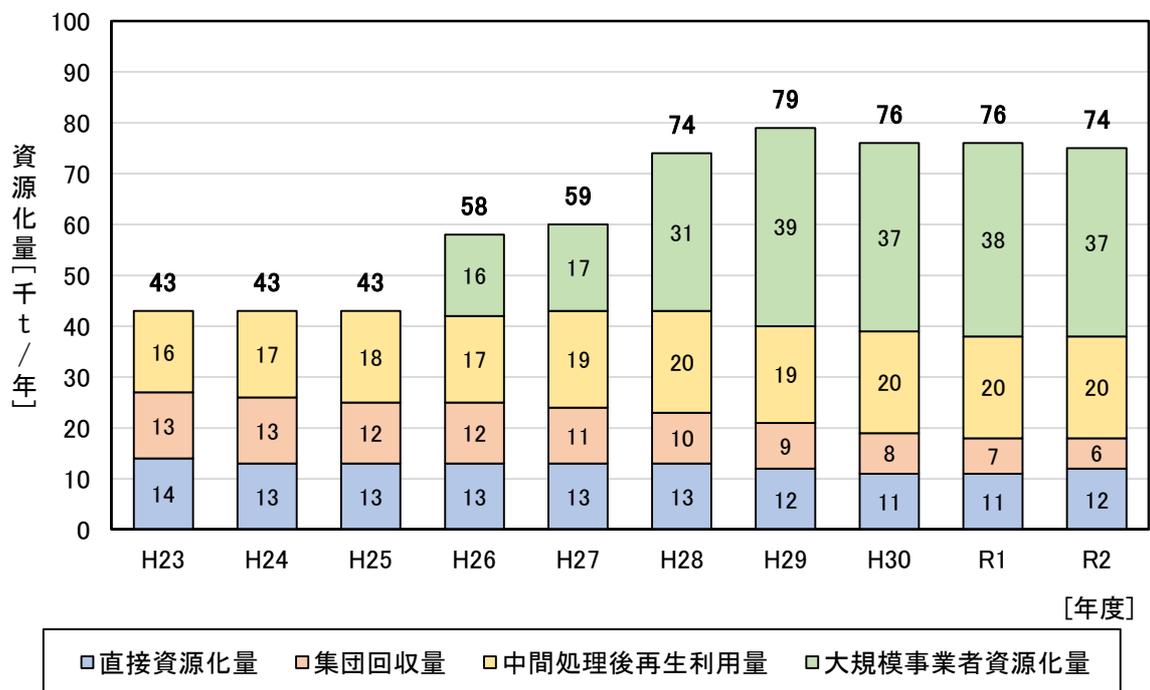
第3節 資源化の状況

本市における近年10年間の資源化量の推移を図3.14に示します。

家庭系の資源化物回収量である直接資源化量と集団回収量は、平成23年度の27千トンから令和2年度では18千トンと約33%以上減少しています。

一方で、中間処理後再生利用量は、平成23年度に開始した、焼却施設から排出される焼却残渣のセメント原料としての資源化や、平成26年度の西部リサイクルプラザの整備に伴い平成23年度から令和2年度は4千トン増加しています。

平成26年度からは、市内における資源化量の実態に合わせるべく大規模事業者の資源化量を算入したこと、また平成28年度からは、民間事業者がスーパーの駐車場や専用回収所等においてポイント制を用いて資源化物を回収する民間リサイクルルートの資源化量についても算入したことにより、資源化量は著しく増加しています。



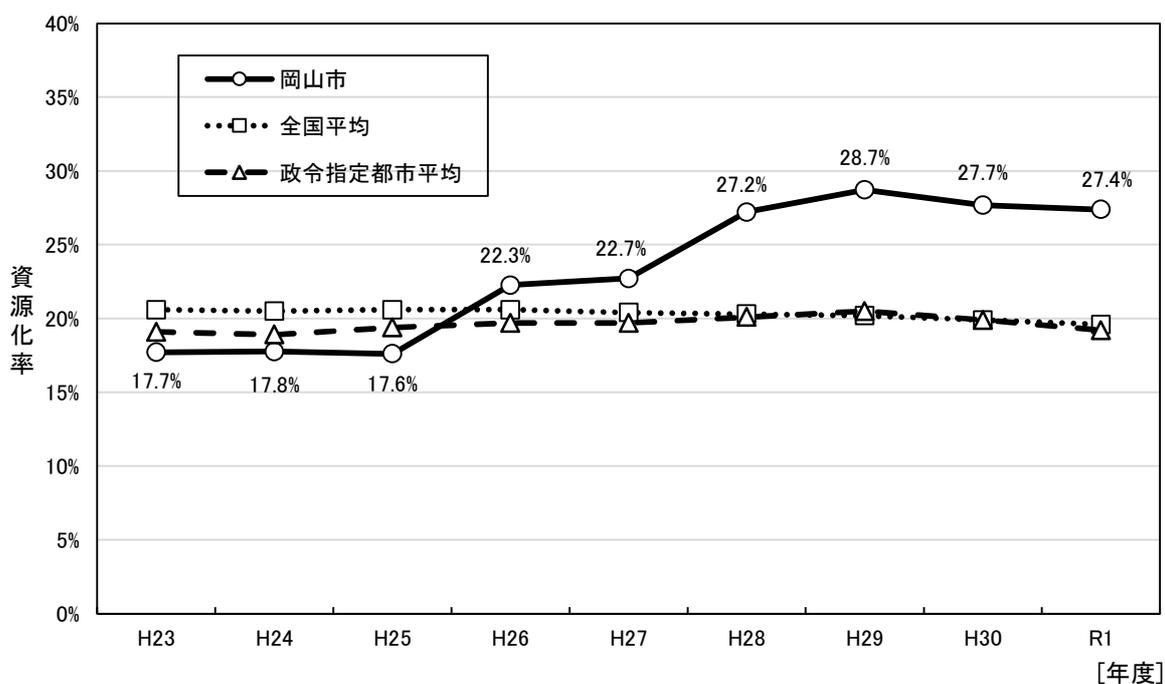
出典:事業概要(岡山市環境局)

図 3.14 資源化量の推移

資源化率の推移を図 3.15 に示します。

平成 26 年度から大規模事業者資源化量、また平成 28 年度から民間リサイクルルート of 資源化量を算入したため、資源化率が著しく伸びており、令和元年度の資源化率は約 27% となっています。このため、平成 26 年度以降の資源化率は、全国平均・政令指定都市平均を上回って推移しています。

また、全国の政令指定都市における資源化率の状況（図 3.16 及び表 3.12 参照）を比較すると、本市の資源化率は、政令指定都市の中で高い値となっています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.15 資源化率の推移

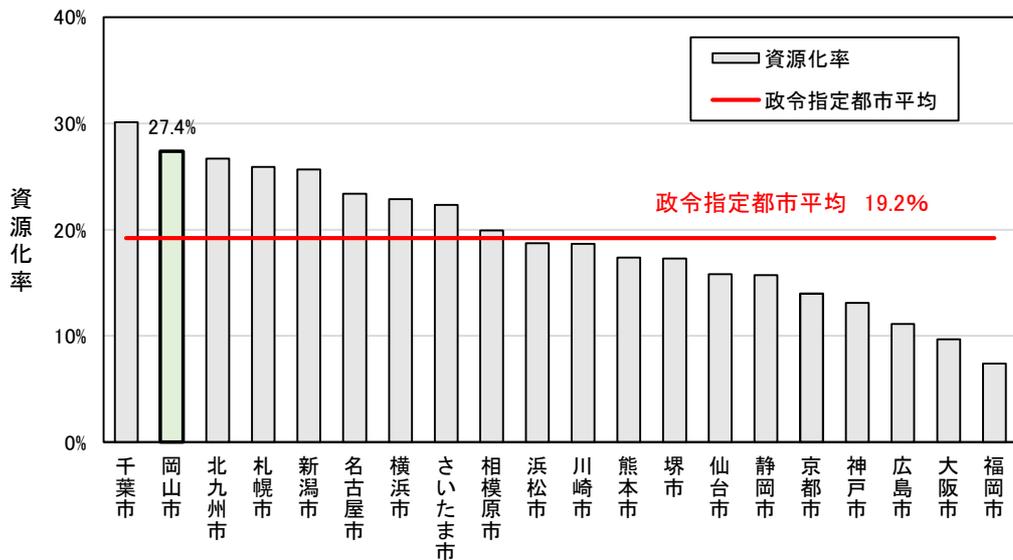
【岡山市における資源化率の算出方法】

$$\text{資源化率} = \text{資源化量} / \text{ごみ総排出量} \times 100$$

$$\text{資源化量} = \text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量} + \text{大規模事業者資源化量} + \text{民間リサイクルルート資源化量}$$

注 1) 平成 26 年度から大規模事業者資源化量を算入

注 2) 平成 28 年度以降、民間リサイクルルートの資源化量を算入



出典：令和元年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.16 政令指定都市における資源化率の状況

表 3.12 政令指定都市における資源化率の状況

順位	自治体名	資源化率 [%]	順位	自治体名	資源化率 [%]
1	千葉市	30.1%	11	川崎市	18.7%
2	岡山市	27.4%	12	熊本市	17.4%
3	北九州市	26.7%	13	堺市	17.3%
4	札幌市	25.9%	14	仙台市	15.8%
5	新潟市	25.7%	15	静岡市	15.7%
6	名古屋市	23.4%	16	京都市	14.0%
7	横浜市	22.9%	17	神戸市	13.1%
8	さいたま市	22.3%	18	広島市	11.1%
9	相模原市	19.9%	19	大阪市	9.7%
10	浜松市	18.7%	20	福岡市	7.4%
-	政令指定都市平均	19.2%			

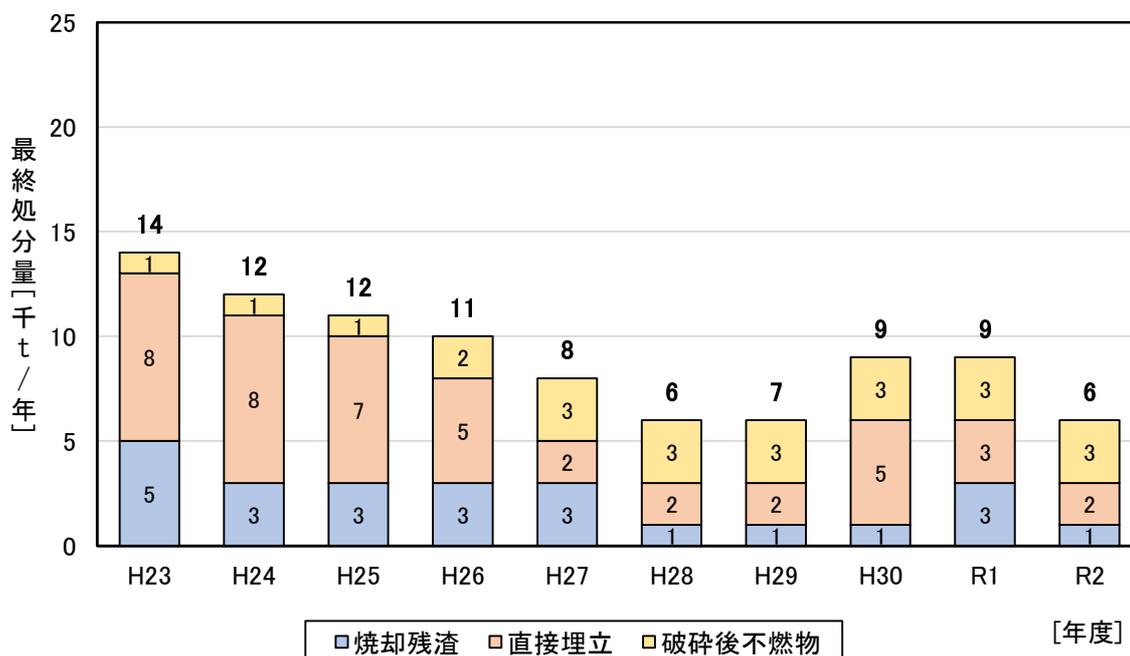
出典：令和元年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

第4節 最終処分の状況

本市における近年10年間の最終処分量の推移を図3.17に示します。

最終処分量の推移は、平成23年度の焼却残渣のセメント原料化事業開始に伴い、最終処分する焼却残渣量が大幅に減少しています。また、平成28年度からは東部クリーンセンターでもセメント原料化事業を開始し、平成27年1月に西部リサイクルプラザが稼働したため、最終処分量は平成23年度の14千トンから令和2年度の6千トンと大幅に減少していますが、平成30年度以降は災害廃棄物の処理等により若干増加傾向にあります。

なお、令和2年度は減少していますが、新型コロナウイルス感染症の影響による特異値と考えられます。



出典：事業概要(岡山市環境局)

注1)清掃汚泥は直接埋立に含みます。

注2)他自治体の焼却残渣を含みます。

注3)岡山市久米南町衛生施設組合の焼却残渣は、H28年度以降資源化。

注4)端数処理のため合計値が一致しない場合があります。

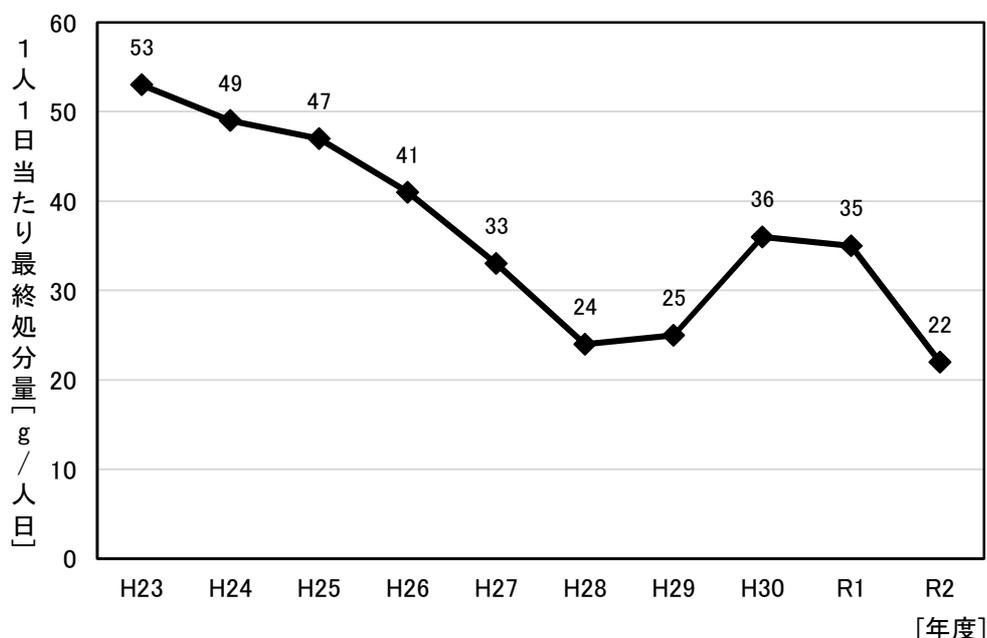
図 3.17 最終処分量の推移

本市の1人1日当たりの最終処分量の推移を図 3.18 に示します。

1人1日当たりの最終処分量は、平成23年度の焼却残渣のセメント原料化事業開始に伴い、前年度から約28g/人日減少しています。平成27年1月の西部リサイクルプラザの稼働によりさらに減少し、平成28年度には1人1日当たりの最終処分量は約24g/人日にまで減少していますが、平成30年度以降は災害廃棄物の処理等に伴い若干増加しています。

また、全国の政令指定都市における最終処分量の状況(図 3.19 及び表 3.13 参照)を比較すると、本市の最終処分量は、政令指定都市の中で少ない値となっています。また、最終処分率(図 3.20 及び表 3.14 参照)については、政令指定都市の中で最も低い値となっています。

なお、令和2年度は減少していますが、新型コロナウイルス感染症の影響による特異値と考えられます。また、全国の政令指定都市と比較する最終処分量は、清掃汚泥、他自治体の焼却残渣は除いています。

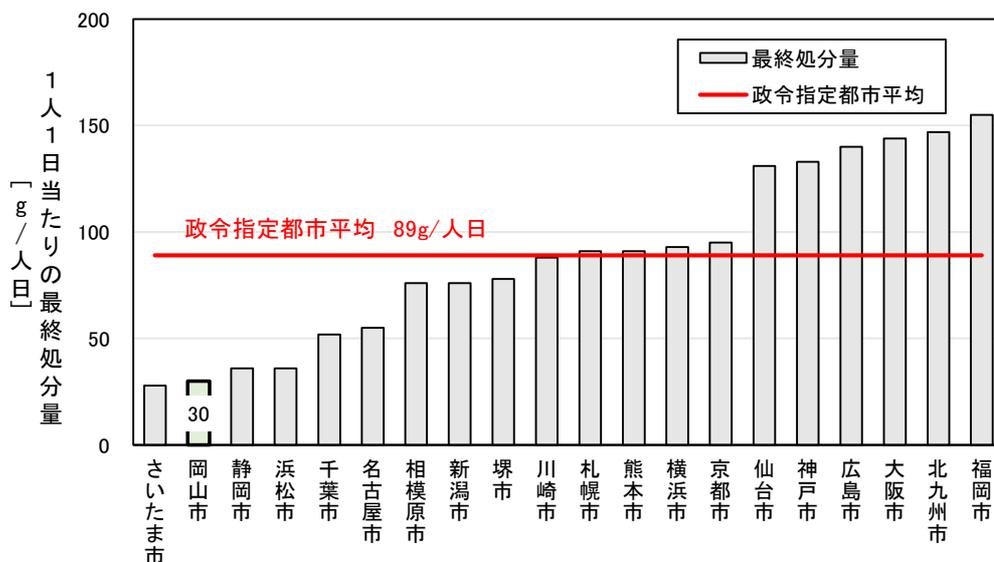


出典:事業概要(岡山市環境局)

注1)清掃汚泥、他自治体の焼却残渣を含みます。

注2)岡山市久米南町衛生施設組合の焼却残渣は、H28年度以降資源化。

図 3.18 1人1日当たり最終処分量の推移



出典：令和元年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.19 政令指定都市における最終処分量の状況

表 3.13 政令指定都市における最終処分量の状況

順位	自治体名	1人1日当たりの最終処分量 [g/人日]	順位	自治体名	1人1日当たりの最終処分量 [g/人日]
1	さいたま市	28	11	札幌市	91
2	岡山市	30	12	熊本市	91
3	静岡市	36	13	横浜市	93
4	浜松市	36	14	京都市	95
5	千葉市	52	15	仙台市	131
6	名古屋市	55	16	神戸市	133
7	相模原市	76	17	広島市	140
8	新潟市	76	18	大阪市	144
9	堺市	78	19	北九州市	147
10	川崎市	88	20	福岡市	155
-			-	政令指定都市平均	89

出典：令和元年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

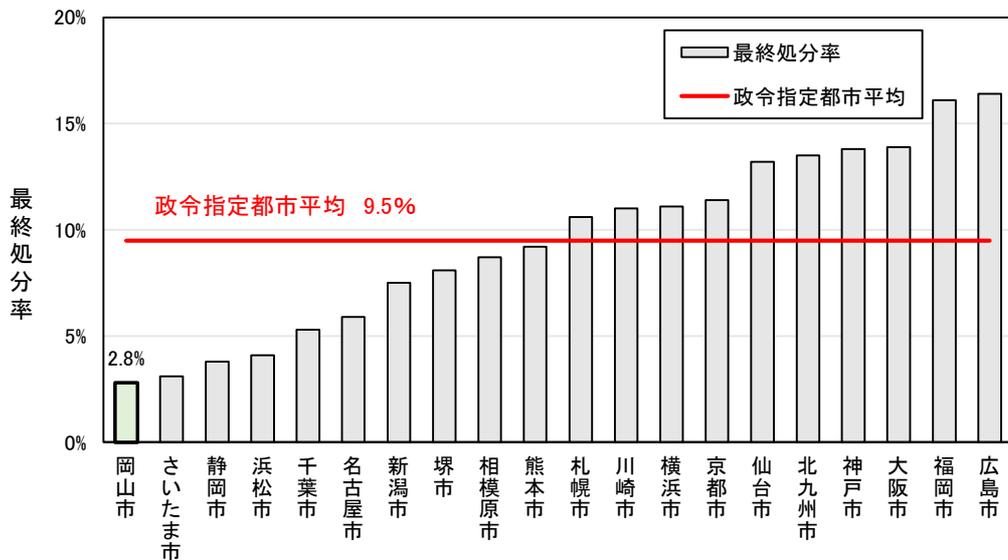
【全国の政令指定都市との比較する最終処分量・最終処分率の算出方法】

最終処分量 = 直接埋立量(清掃汚泥除く) + 破碎処理不燃残渣量 + 焼却残渣量

最終処分率 = 最終処分量 / ごみ総排出量 × 100

注 1) 直接埋立量は、清掃汚泥を除く

注 2) 焼却残渣量は、他自治体の焼却残渣は除く



出典: 令和元年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.20 政令指定都市における最終処分率の状況

表 3.14 政令指定都市における最終処分率の状況

順位	自治体名	最終処分率 [%]	順位	自治体名	最終処分率 [%]
1	岡山市	2.8%	11	札幌市	10.6%
2	さいたま市	3.1%	12	川崎市	11.0%
3	静岡市	3.8%	13	横浜市	11.1%
4	浜松市	4.1%	14	京都市	11.4%
5	千葉市	5.3%	15	仙台市	13.2%
6	名古屋市	5.9%	16	北九州市	13.5%
7	新潟市	7.5%	17	神戸市	13.8%
8	堺市	8.1%	18	大阪市	13.9%
9	相模原市	8.7%	19	福岡市	16.1%
10	熊本市	9.2%	20	広島市	16.4%
-	政令指定都市平均	9.5%			

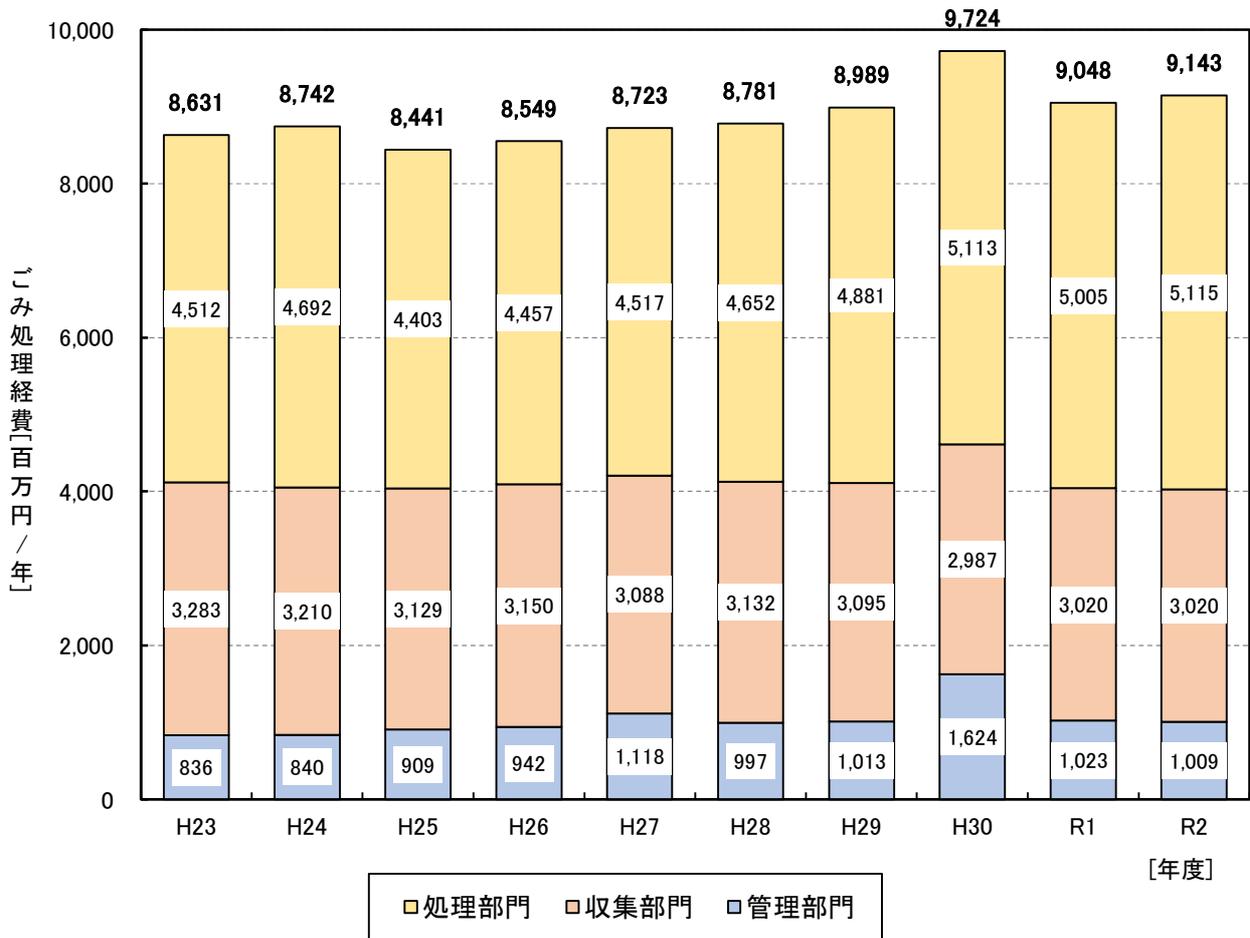
出典: 令和元年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

第5節 ごみ処理経費の推移

本市のごみ処理に要している経費について、管理部門、収集部門及び処理部門におけるごみ処理経費の推移を図 3.21 に示します。

ごみ処理経費は、年間に概ね 84 億円から 97 億円程度発生しています。内訳は、処理部門約 53%、収集部門約 36%、管理部門約 11%となっています。

また、全国の政令指定都市におけるごみ排出量1トン当たりのごみ処理単価の状況(図 3.22 及び表 3.15 参照)を比較すると、本市のごみ処理単価は 37 千円/トン、政令指定都市の中で高い方の値となっています。1人当たりのごみ処理単価(図 3.23 及び表 3.16 参照)は 13 千円/人で、これも政令指定都市の中で高い値となっています。



出典:事業概要(岡山市環境局)

図 3.21 ごみ処理経費の推移

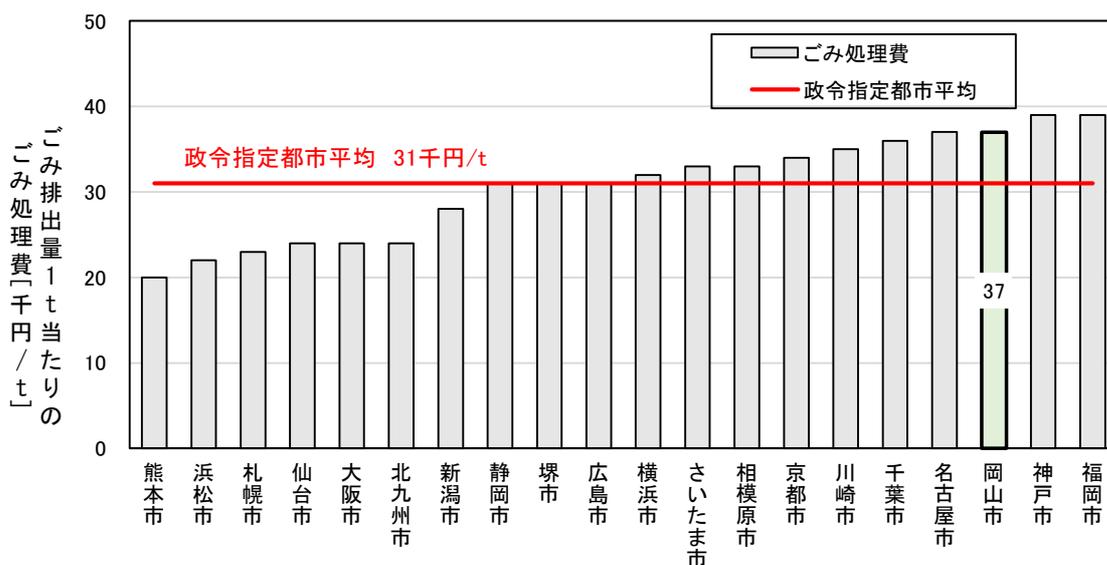
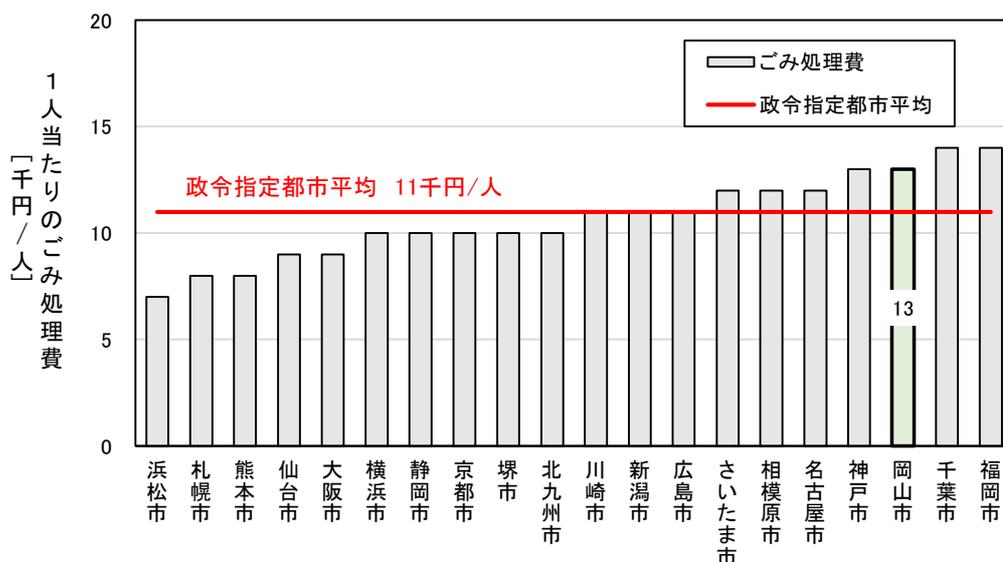


図 3.22 政令指定都市におけるごみ処理単価 (千円/t) の状況

表 3.15 政令指定都市におけるごみ処理単価 (千円/t) の状況

順位	自治体名	ごみ排出量1t当たりのごみ処理費 [千円/t]	順位	自治体名	ごみ排出量1t当たりのごみ処理費 [千円/t]
1	熊本市	20	11	横浜市	32
2	浜松市	22	12	さいたま市	33
3	札幌市	23	13	相模原市	33
4	仙台市	24	14	京都市	34
5	大阪市	24	15	川崎市	35
6	北九州市	24	16	千葉市	36
7	新潟市	28	17	名古屋市	37
8	静岡市	31	18	岡山市	37
9	堺市	31	19	神戸市	39
10	広島市	31	20	福岡市	39
-			-	政令指定都市平均	31

出典: 令和元年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)



出典: 令和元年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.23 政令指定都市におけるごみ処理単価(千円/人)の状況

表 3.16 政令指定都市におけるごみ処理単価(千円/人)の状況

順位	自治体名	1人当たりのごみ処理費 [千円/人]	順位	自治体名	1人当たりのごみ処理費 [千円/人]
1	浜松市	7	11	川崎市	11
2	札幌市	8	12	新潟市	11
3	熊本市	8	13	広島市	11
4	仙台市	9	14	さいたま市	12
5	大阪市	9	15	相模原市	12
6	横浜市	10	16	名古屋市	12
7	静岡市	10	17	神戸市	13
8	京都市	10	18	岡山市	13
9	堺市	10	19	千葉市	14
10	北九州市	10	20	福岡市	14
-	政令指定都市平均	-	-	政令指定都市平均	11

出典: 令和元年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

第6節 中間目標の達成状況

1. 第1次改定計画の概要

本市では、平成23年度に最終目標年度を令和7年度とする「岡山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、「環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の構築」を基本理念として、市民・事業者・行政が一体となった4Rの活動を活発化することで、一層の減量化・資源化を進めるとする廃棄物処理事業の方向性を決めました。そしてこの方向性に基づく廃棄物処理事業を進めると共に、環境の面からも安全で安心して暮らせるまちづくりに、市民・事業者の皆さんと協働で取り組んできました。

また、計画策定から5年経過した平成28年度に当初計画の中間見直しを行い、令和2年度を中間目標として計画を改定（第1次改定計画）しています。

表 3.17 第1次改定計画の計画期間

年度	平成							令和							
	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	
関連計画	岡山市第六次総合計画														最終目標年度
	第2次岡山市環境基本計画														最終目標年度
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	当初計画														最終目標年度
	第1次改定計画														最終目標年度

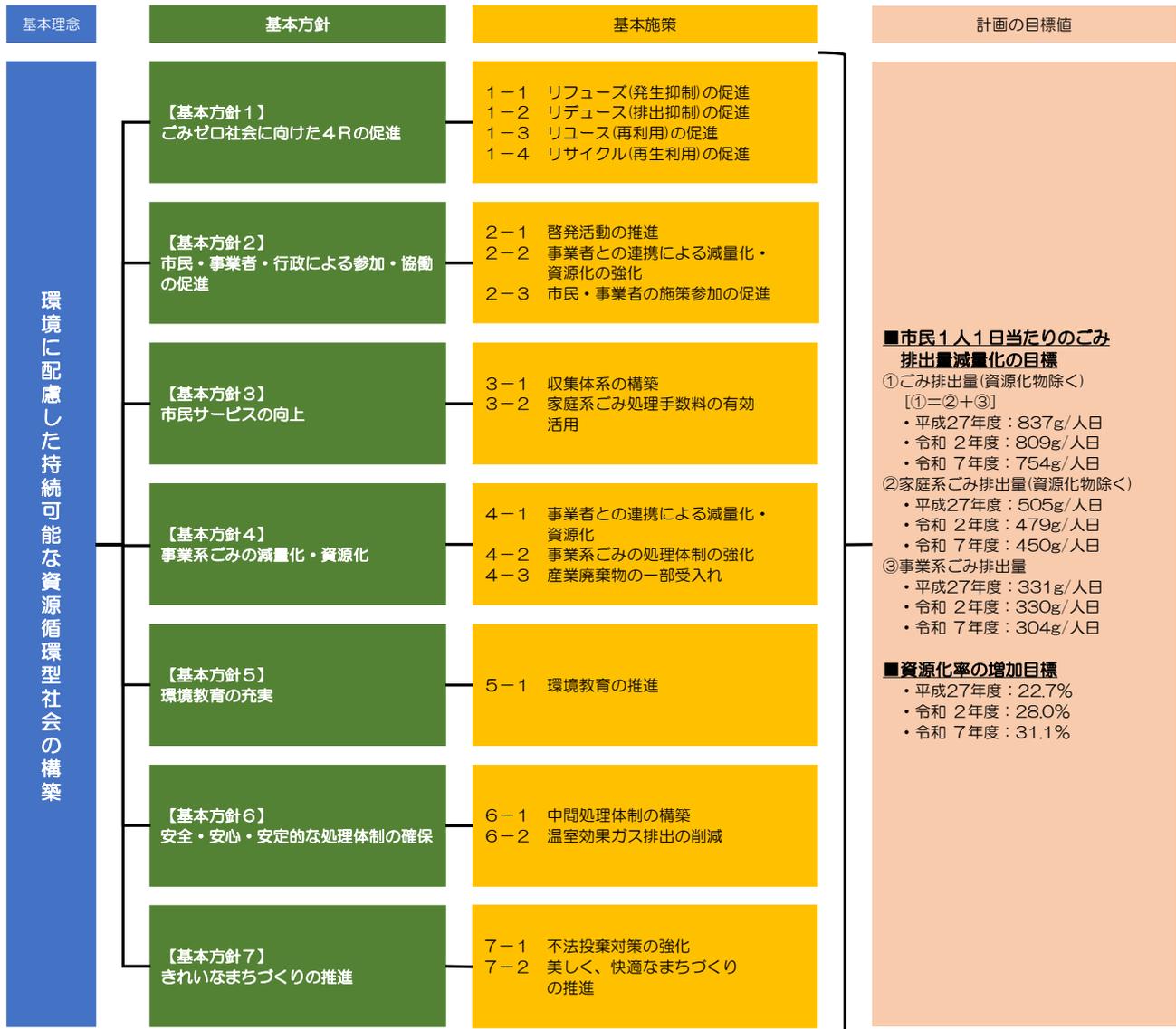


図 3.24 第1次改定計画の施策体系

2. 中間目標の達成状況

(1) 目標①：市民1人1日当たりのごみ排出量減量化目標の達成（進捗）状況

平成27年度を基準値とした数値目標及びその達成（進捗）状況を表3.18、図3.25及び図3.26に示します。なお、令和2年度実績については、新型コロナウイルス感染症の影響による特異値と考えられるため、現状施策ベースの将来推計値を使用します。

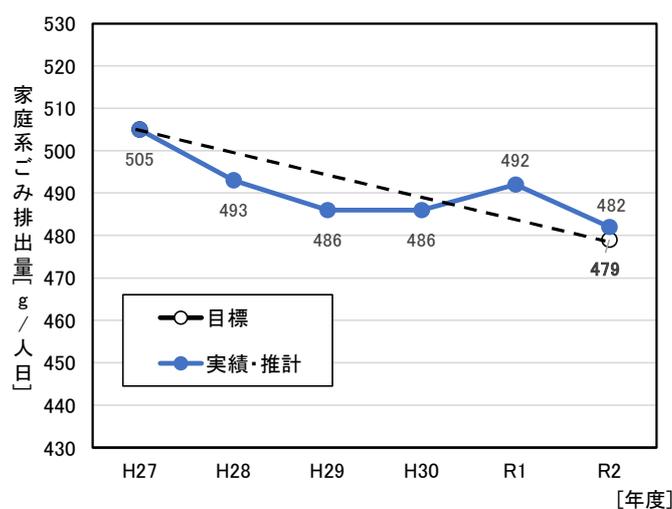
ごみ排出量（資源化物除く）は、中間目標である809g/人日に対して26g/人日未達成となっています。内訳をみると、家庭系ごみ排出量（資源化物除く）では、平成27年度からは23g/人日減少していますが、中間目標に3g/人日達成しておらず、平成30年度西日本豪雨災害の影響により下げ止まった可能性も考えられます。一方、事業系ごみ排出量では中間目標に23g/人日達成しておらず、平成27年度から22g/人日増加しており、資源化物の受け皿となる民間資源化施設の不足等が考えられます。

表 3.18 中間目標と令和2年度実績の比較（その1）

項目	単位	実績	中間目標	実績 (推計値)	中間目標値と 令和2年度実 績の差
		平成27年度	令和2年度	令和2年度	
ごみ排出量 (資源化物除く) [平成27年度実績比]	g/人日	837 [—]	809 [約3.3%減]	835 [約0.2%減] (実績 809)	26
家庭系ごみ排出量 (資源化物除く) [平成27年度実績比]	g/人日	505 [—]	479 [約5.1%減]	482 [約4.6%減] (実績 490)	3
事業系ごみ排出量 [平成27年度実績比]	g/人日	331 [—]	330 [約0.3%減]	353 [約6.6%増] (実績 319)	23

注1)平成27年度の実績値は、端数処理のため合計値は一致しません。

注2)令和2年度実績値については、新型コロナウイルス感染症の影響による特異値と考えられるため、現状施策ベースでの将来推計値を使用。



注)R2年度は現状施策ベースでの将来推計値

図 3.25 中間目標との比較（家庭系ごみ）

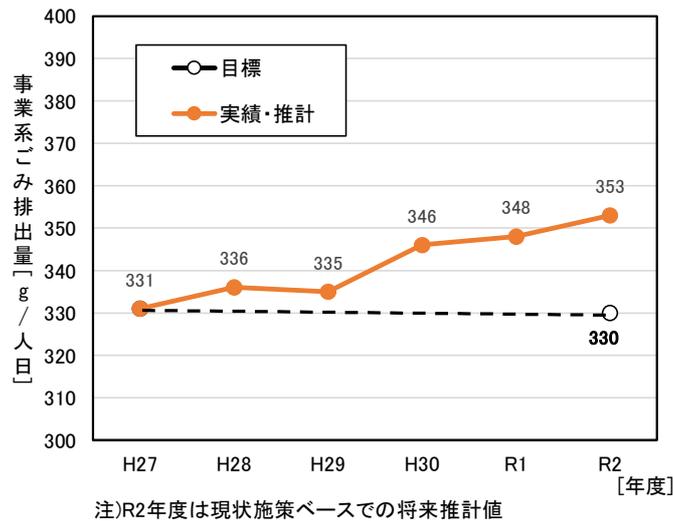


図 3.26 中間目標との比較 (事業系ごみ)

(2) 資源化率の増加目標の達成 (進捗) 状況

平成 27 年度を基準値とした数値目標及びその達成 (進捗) 状況を表 3.19 及び図 3.27 に示します。なお、令和 2 年度実績については、新型コロナウイルス感染症の影響による特異値と考えられるため、現状施策ベースの将来推計値を使用します。

資源化率は、中間目標である 28.0% に対して、0.6 ポイント未達成となっており、直接資源化物量 (資源化物の分別回収量) や集団回収量の減少傾向が影響しています。

表 3.19 中間目標と令和 2 年度実績の比較 (その 2)

項目	単位	実績	中間目標	実績 (推計値)	中間目標値と令和 2 年度実績の差
		平成 27 年度	令和 2 年度	令和 2 年度	
資源化率 (資源化物除く) [平成 27 年度実績比]	%	22.7 [—]	28.0 [約 5.3 ポイント増]	27.4 [約 4.7 ポイント増] (実績 27.8)	0.6 ポイント

注)令和 2 年度実績値については、新型コロナウイルス感染症の影響による特異値と考えられるため、現状施策ベースでの将来推計値を使用。

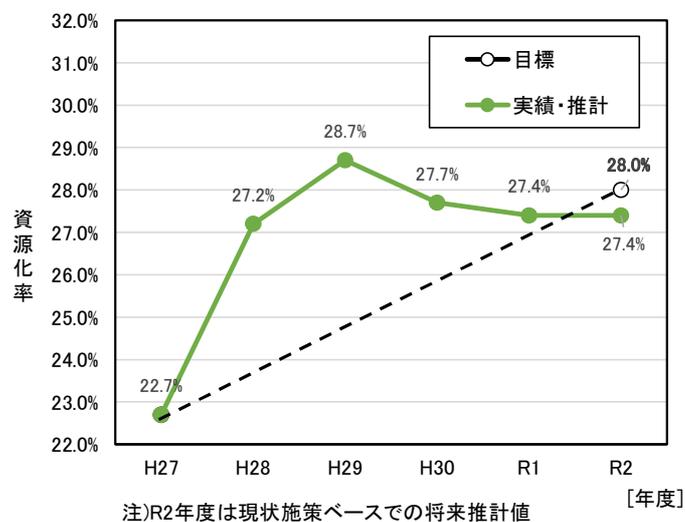


図 3.27 中間目標との比較 (資源化率)

3. 課題の整理

(1) ごみの適正排出と分別の徹底

1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源化物除く)は、有料指定袋制の導入により平成23年度をピークに順調に減少してきましたが、令和元年度は平成30年度の西日本豪雨災害の影響が残存したこともあり、若干増加に転じるなど中間目標の達成には至りませんでした。また、可燃ごみへの資源化物や不燃ごみへの小型家電の混入も見受けられます。

一方、1人1日当たり事業系ごみについては、平成23年度以降連続して増加しており、平成30年度には政令指定都市平均を上回って、全国の政令指定都市の中で10番目に高い値となっており、中間目標も達成できませんでした。

このため、引き続きごみの適正排出と分別の徹底を推進し、ごみの焼却処理量を減少することで、環境負荷や温室効果ガス排出量の低減を図ることが必要です。

(2) プラスチックごみや食品ロスを中心としたごみ発生抑制

環境負荷の低減を図り持続可能な社会を構築するためには、適切な消費活動を行い、ごみの発生抑制に努め、ごみの総量を減らすことが最も重要です。

国では、令和12年までにレジ袋等の使い捨て(ワンウェイ)プラスチックを累積25%排出抑制すること、海洋へのプラスチックごみの流出を抑制することや、食品ロス量を平成12年度比で半減させることを目標に設定しており、「環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の構築」を目指す本市は、こうした諸課題に適切かつ積極的に取り組んでいく必要があります。

(3) 4Rの促進に向けた担い手の育成

本市では、市民・事業者・行政が一体となって、リフューズ(発生抑制)、リデュース(排出抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の4Rの推進に取り組むことで、廃棄物の徹底した削減を図り、ごみゼロ社会の実現を目指します。

しかし、リサイクルの促進に重要な役割を担ってきた集団回収は、資源化物価格の低迷や資源回収団体の高齢化により減少傾向にあります。一方で、本市においては民間リサイクルルートを活用による資源化が進展してきています。

今後は、本市が積極的に取り組んでいる「持続可能な開発のための教育(ESD)」とさらに連携・推進していく必要があります。

(4) 災害等にも強い安定的な処理体制の構築

近年頻発する自然災害や予測不能な感染症の拡大等に対しても、ごみを安全かつ適正に処理する体制を確保することが必要となります。

処理体制の構築にあたっては、脱炭素社会に貢献し、かつ経済性を考慮した効率的な体制とすることを基本としたうえで、自然災害等に強いごみ処理体制の確保を進める必要があります。

第4章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

第1節 基本理念と基本方針

1. 基本理念

本市では、本計画の前計画にあたる平成18年度策定計画において、限られた地球の資源を大切にすゝる行動として3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の活動を本格化し、環境保全と経済活動が調和した「持続可能な資源循環型社会の構築」を目指して取り組んできました。

平成23年度に策定した当初計画では、リデュース（発生抑制）を「リフューズ（発生抑制）」（そもそもごみとなるものをもらわない・断る）と「リデュース（排出抑制）」（ごみに出さない）を明確に区分するとともに、これらリデュース・リフューズが廃棄物等の処理に由来する環境負荷がかからない取組みとして、最優先されると位置づけました。

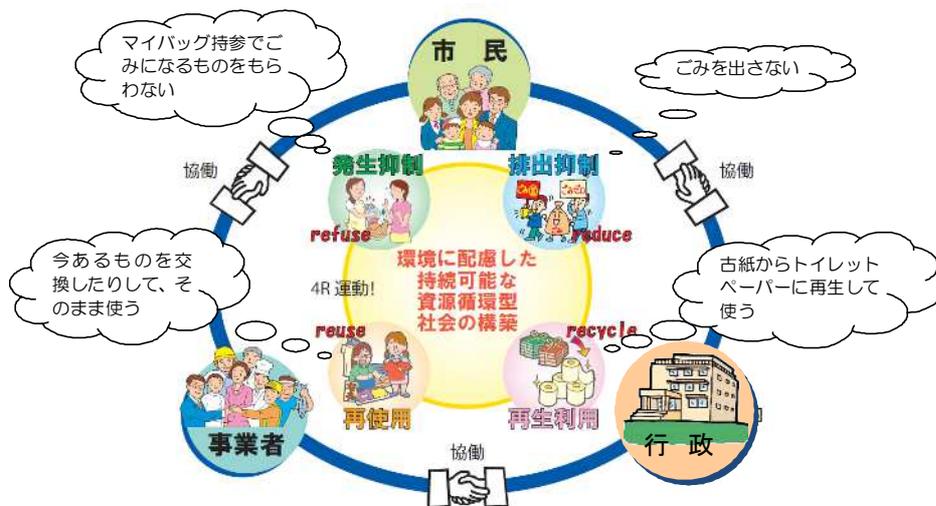
そして、上記の3Rに「リフューズ」を加えて4Rとし、市民・事業者・行政が一体となった4Rの活動を活発化することで、一層の減量化・資源化を進め、より「環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の構築」を目指すことを基本理念としました。

国の環境基本計画等の関連計画ではリサイクルに比べて環境負荷が少ない2R（リデュースとリユース）優先推進の方針が示されています。このため、本計画においても、第1次改定計画に引き続き、ごみの発生抑制を重視し、「リフューズ」を取り入れた4Rの推進を掲げた基本理念の下で、資源循環型社会を目指す取組みを進めます。

“環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の構築”

市民・事業者・行政の連携のもと、ごみの発生抑制に最大限努め、再使用・再生利用が可能なものは循環させ、極力「ごみ」を出さない意識を醸成し、自らのライフスタイルや事業活動を見直します。

これにより、4Rの取組みを意識的に進め、より環境に配慮した持続可能な資源循環型社会を構築し、次世代に引き継ぐことを目指します。



2. 基本方針

本市では、基本理念を実現していくため、第1次改定計画を踏まえて、次の7つの基本方針を定め、各種施策を効果的に展開していくものとします。

基本方針1 ごみゼロ社会に向けた4Rの促進

市民・事業者・行政が一体となって、4R「リフューズ（発生抑制）、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）」の推進に取り組むことで、廃棄物の徹底した削減を図り、ごみゼロ社会の実現を目指します。

現在、本市のごみ排出量は平成21年2月の家庭ごみ有料化制度導入以降、家庭系ごみは減少していますが、事業系ごみは増加傾向にあります。今後4Rの一層の推進を行うことで、「ごみゼロ社会」の実現を目指します。



基本方針2 市民・事業者・行政による参加・協働の促進

基本理念に掲げた「資源循環型社会の構築」には、行政による取組み・仕組みづくりだけでなく、市民・事業者の参加と実行が必要となります。ごみを排出する市民・事業者は、主体的にごみ排出抑制に取り組む、自らのライフスタイルや事業活動を見直します。また行政は、ごみゼロ社会に向けたごみ処理体制を整備するとともに、市民・事業者の意識・行動改革を促す情報提供や普及啓発などの積極的な推進に取り組めます。そして、市民・事業者・行政の三者が協働した取組みを展開することで、地域に内在する力を最大限に発揮できる仕組みを目指します。

また、三者それぞれの役割、施策の実施状況などについて、進捗状況をチェックし、その都度見直し（P D C A (Plan-Do-Check-Act サイクルによる)) を行います。

基本方針3 市民サービスの向上

市民の日常のごみ処理において、一層の市民サービスの向上を図ります。

現在、少子高齢化や市民のライフスタイルの多様化により、ごみ処理に対する市民のニーズ、課題が変化しています。そのため、ふれあい収集の拡充、ごみステーションの数や設置場所の見直し、分別区分・収集回数の見直し、拠点回収場所の拡充など、より現状に即したごみ処理体制を構築します。

基本方針4 事業系ごみの減量化・資源化

本市では平成21年2月より家庭ごみ有料化を実施したことから、家庭系ごみでは、有料化前後1年間で約2割減少するなど、大きな減量効果をあげました。一方事業系では、近年一貫して増加しており、過去10年間で約11%増加しています。本計画では事業系ごみの分別、とりわけ資源化物の分別排出とリサイクルなどによる徹底した減量化・資源化や排出抑制が喫緊かつ重要な課題となっています。このため、事業系ごみの減量化・資源化に向け多方面からアプローチし有効な仕組み作りを行います。

基本方針5 環境教育の充実

ごみ問題をはじめとする様々な環境問題は、現在の私たちのライフスタイルや社会システムと深い係わりがあります。これを解決していくためには、市民一人ひとりの意識改革を促し、環境に配慮した暮らし方を普及させていくことが重要です。このため、市民・事業者などに対し、ごみ問題・4Rをはじめとする環境教育の機会を充実します。

また、「持続可能な開発（SD）」ができる社会構築に向けて、本市は、国連大学から世界最初の「持続可能な開発のための教育（ESD）の地域拠点」の一つとして認定されています。本市では、地域におけるESD活動のけん引役を発掘し、専門的な知識を身につけ、指導実践していく人材を育成していくことにより、地域におけるESD活動のすそ野を拡大していくことを目指します。



基本方針6 安全・安心・安定的な処理体制の確保

ごみ処理においては、ごみ処理施設の安全・安心・安定的な稼働が重要です。今後も引き続き、ごみ処理施設の安全・安心・安定を十分に考慮した運転管理を行い、ごみの適正処理に努めます。

なお、大規模な地震や水害などの災害時のごみ処理体制などについては、災害廃棄物処理計画を策定し緊急時に備えています。

既存施設では、老朽化している焼却施設等への対策を検討し、リサイクルプラザを活用したごみ減量化及び資源化を促進します。あわせて、広域によるごみ処理を推進し、適切に施設整備事業を進めていきます。

また、温室効果ガス排出量の削減に努めるなど、環境に配慮したごみ処理システムの検討に取り組みます。



基本方針7 きれいなまちづくりの推進

本市における快適な生活空間を維持していくために、市民・事業者・行政の三者の協働により、きれいなまちづくりを推進していきます。

そのために、不法投棄やごみステーションへの不適正排出の対策を強化するとともに、ポイ捨てや路上喫煙制限区域内での路上喫煙の削減などの取組みを強化します。

3. 目標値の設定

本計画の目標値は、第1次改定計画を踏襲し、ごみ排出量を基本として下記のように設定します。

(1) 目標①：市民1人1日当たりのごみ排出量の目標値

目標①：市民1人1日当たりのごみ減量目標
令和7年度のごみ排出量を平成27年度比で約10%削減します！

表 4.1 市民1人1日当たりのごみ排出量減量化の目標

項目	実績		目標
	平成27年度 (基準年度)	令和2年度 (推計値)	令和7年度 (最終目標)
ごみ排出量 (実績比)	837g/人日 (－)	835g/人日 (約0.2%減) (実績 809)	754g/人日 (約9.9%減)
家庭系ごみ排出量 (実績比)	505g/人日 (－)	482g/人日 (約4.6%減) (実績 490)	450g/人日 (約10.9%減)
事業系ごみ排出量 (実績比)	331g/人日 (－)	353g/人日 (約6.6%増) (実績 319)	304g/人日 (約8.2%減)

注1)平成27年度の実績値は、端数処理のため合計値は一致しません。

注2)令和2年度実績値については、新型コロナウイルス感染症の影響による特異値と考えられるため、現状施策ベースでの将来推計値を使用。

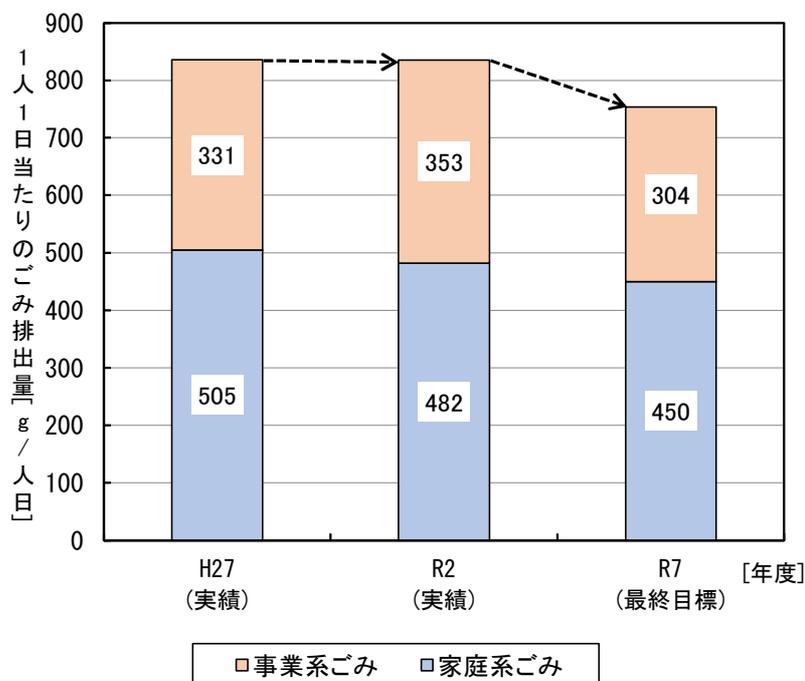


図 4.1 市民1人1日当たりのごみ排出量減量化の目標

(2) 目標②：資源化率の目標値

目標②：資源化率の増加目標
 令和7年度の資源化率を平成27年度の約23%から約31%へ増加！

表 4.2 資源化率の増加目標

項目	実績		目標
	平成27年度 (基準年度)	令和2年度 (推計値)	令和7年度 (最終目標)
資源化率 (実績比)	22.7% (－)	27.4% (約4.7ポイント増) (実績 27.8%)	31.1% (約8.4ポイント増)

注)令和2年度実績値については、新型コロナウイルス感染症の影響による特異値と考えられるため、現状施策ベースでの将来推計値を使用。

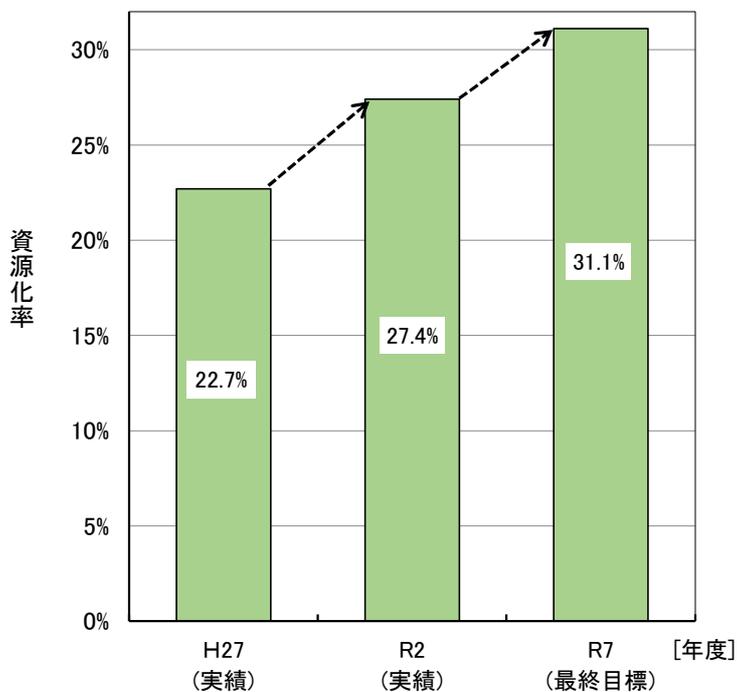


図 4.2 資源化率の増加目標

【目標達成に向けての考え方】

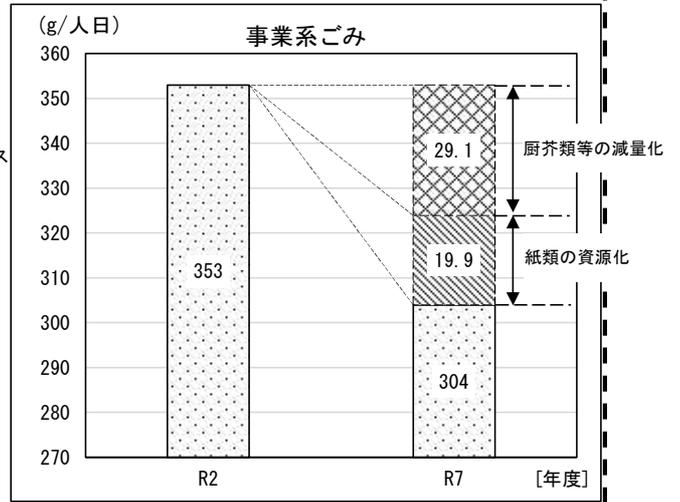
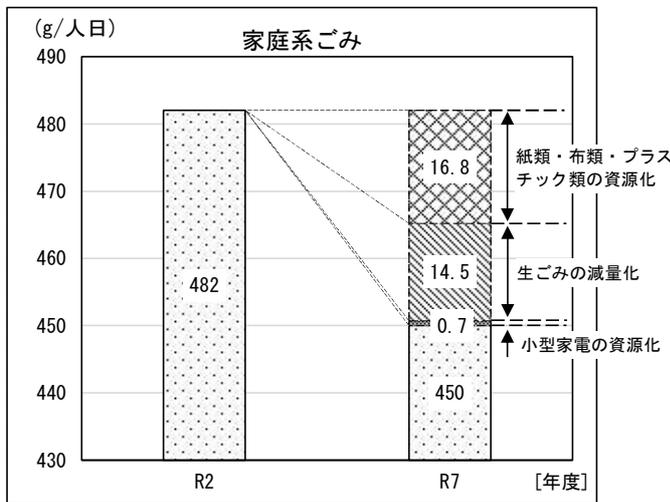
(1) ごみ排出量

・家庭系ごみ排出量

[令和2年度実績(推計値)482g/人日⇒令和7年度目標値450g/人日=差32g/人日]
 不燃ごみ中の小型家電の資源化により0.7g/人日削減し、可燃ごみ中の紙類・布類・プラスチック類の資源化により16.8g/人日、また、生ごみの減量化により14.5g/人日削減し、合計32g/人日の削減目標を達成します。

・事業系ごみ排出量

[令和2年度実績(推計値)353g/人日⇒令和7年度目標値304g/人日=差49g/人日]
 可燃ごみ中の厨芥類等の減量化により29.1g/人日削減し、紙類の資源化により19.9g/人日削減し、合計49g/人日の削減目標を達成します。



(2) 資源化率

[令和2年度実績(推計値)27.4%⇒令和7年度目標値31.1%=差3.7%]

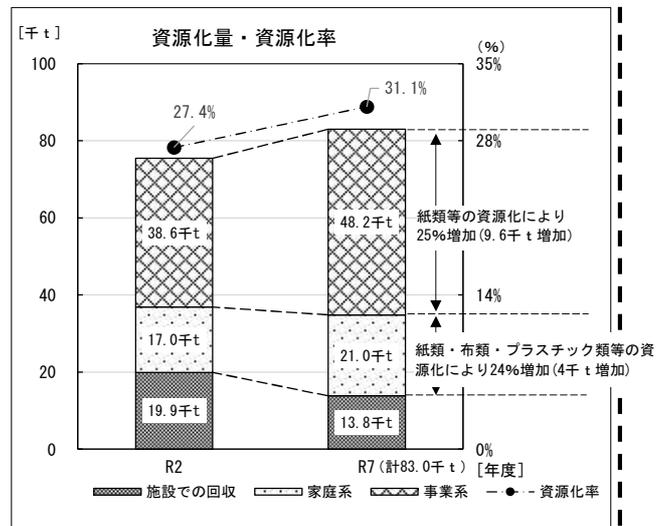
資源化率3.7%増を達成するためには、資源化量を約10%増加させる必要があります。(約75.5千tから83.0千t)

○家庭系 (24% : 約4千t増加)

- ・市の分別収集及び集団回収等による紙類やプラスチック類等の資源化により約24%増加

○事業系 (25% : 約9.6千t増加)

- ・民間リサイクルルート等を約25%増加
事業系ごみ中の紙類の資源化等により約25%増加



第2節 本計画における基本施策

1. 施策の体系図

本計画では、表 4.3 に示すとおり、7つの基本方針を基に19の基本施策及び54の具体的な施策を設定し、計画の目標達成に向けて取組みを進めます。

また、本計画における基本施策等の実施スケジュールも表 4.3 に示します。

表 4.3 本計画の施策体系と実施スケジュール

基本理念	基本方針	基本施策	具体的な施策	施策の位置付け			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
				継続	拡充	新規						
環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の構築	基本方針1「ごみゼロ社会に向けた4Rの促進」	1-1 リデュース(発生抑制)の促進	プラスチックごみの削減 グリーンコンシューマーの育成 事業者への取組み	継続		新規						
		1-2 リデュース(排出抑制)の促進	生ごみの減量化 環境に配慮した暮らしの普及	継続	拡充	新規						
		1-3 リユース(再使用)の促進	リサイクル施設の活用 リユースびん等の活用	継続								
		1-4 リサイクル(再生利用)の促進	小型家電リサイクルの推進	継続								
			集団回収の促進	継続	拡充	新規						
	基本方針2「市民・事業者・行政による参加・協働の促進」	2-1 啓発活動の推進	リサイクル推進員との協働へ	継続								
			プラスチックの資源化			新規						
		2-2 事業者との連携による減量化・資源化の強化	民間活力による資源化の推進	継続								
			啓発活動の充実	継続		新規						
			家庭系食品ロスの削減	継続	拡充							
	2-3 市民・事業者の施策参加の促進	事業系食品ロスの削減			新規							
		情報発信の充実		拡充	新規							
		4R推進に向けた啓発	継続	拡充								
	基本方針3「市民サービスの向上」	3-1 収集体系の構築	事業系一般廃棄物の排出状況の把握	継続								
			岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進優良事業者等の表彰		拡充							
		3-2 家庭系ごみ処理手数料の有効活用	民間事業者による拠点回収	継続								
	岡山市使用済てんぷら油リサイクル推進協力店認定制度の活用		継続									
	基本方針4「事業系ごみの減量化・資源化」	4-1 事業者との連携による減量化・資源化	岡山市エコ技術研究会との連携	継続								
			岡山市事業系一般廃棄物減量化・資源化推進協議会との連携	継続								
		4-2 事業系ごみの処理体制の強化	各種市民団体との連携	継続								
			分別区分		拡充	新規						
			収集運搬体制の構築		拡充	新規						
	4-3 産業廃棄物の一部受入れ	高齢者等への対応	継続									
		家庭系ごみ有料化の実施に伴う手数料及びその用途	継続									
		事業系ごみ減量化・資源化の手引きの作成		拡充	新規							
	基本方針5「環境教育の充実」	5-1 環境教育の推進	事業者への啓発・指導	継続								
			ごみ処理手数料の見直し	継続								
		6-1 中間処理体制の構築	事業系ごみ指定袋制度の導入について	継続								
事業系ごみの収集・運搬				拡充	新規							
事業系ごみの中間処理等に関する許可			継続									
基本方針6「安全・安心・安定的な処理体制の確保」	6-2 温室効果ガス排出の削減	事業系ごみ減量化に向けた課題検討		拡充	新規							
		一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の受入れ	継続									
	持続可能な開発のための教育(ESD)	継続										
基本方針7「きれいなまちづくりの推進」	7-1 不法投棄対策の強化	リサイクルプラザ等での環境教育	継続									
		出前講座の充実	継続									
	7-2 ごみ排出ルールの遵守・指導徹底	焼却施設の整備	継続									
		リサイクル施設の整備	継続									
		災害廃棄物に対する収集・処理体制の整備		拡充								
7-3 美しく、快適なまちづくりの推進	資源化による温室効果ガス排出の削減			新規								
	収集・運搬における温室効果ガス排出の削減	継続										
	中間処理・最終処分における温室効果ガス排出の削減		拡充									

2. 基本施策

(1) 基本方針1「ごみゼロ社会に向けた4Rの促進」

市民・事業者・行政が一体となって、リフューズ（発生抑制）、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の4Rの推進に取り組むことで、廃棄物の徹底した削減を図り、ごみゼロ社会の実現を目指します。

現在、本市のごみ排出量は平成21年2月の家庭ごみ有料化制度導入以降、家庭系ごみは減少していますが、事業系ごみは増加傾向にあります。今後4Rの一層の推進を行うことで、「ごみゼロ社会」の実現を目指します。

<基本施策>

1) リフューズ（発生抑制）の促進

① プラスチックごみの削減

詳細については、「第4章 第3節 プラスチックごみの削減の推進及び資源化」に記載します。

② グリーンコンシューマーの育成

ごみ増加の原因となる使い捨て商品や過剰包装を断わるなど、環境に配慮した製品を選んで購入する消費者（グリーンコンシューマー）の育成に取り組みます。

③ 事業者への取組み

グリーンコンシューマーの育成と併せて、製造事業者や卸売・小売事業者に対して、過剰包装の抑制、ばら売りや詰め替え商品など環境に配慮した製品の製造・販売等に取り組むように働きかけます。

2) リデュース（排出抑制）の促進

① 生ごみの減量化

本市の家庭から出る可燃ごみの約4割を生ごみが占めています。この生ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理容器の購入補助制度を導入しています。本制度については、令和3年度以降一層の周知を図り、生ごみの減量化を継続的に推進していきます。

併せて事業者から出る生ごみ（厨芥類）の減量化を推進するため、事業者向けの生ごみ処理容器の購入補助制度の導入について検討を行います。

また、平成28年度から実施している市民が手軽に活用できるダンボールコンポスト「桃太郎のまち岡山コンポスト」による生ごみ堆肥化推進事業の普及拡大を図ります。

さらに、生ごみの約80%が水分であることから、出前講座などにより「水切り」による減量効果の周知を図り、身近な生ごみの水切りによる減量への取組みを啓発します。



【桃太郎のまち岡山コンポスト】

② 環境に配慮した暮らし方の普及

SDGsのゴール12「持続可能な消費と生産のパターンを確保する」の手法の一つとして、環境に配慮したエコ商品等の持続可能性に配慮した商品等の購入を含む、人や社会・環境に配慮して消費者が自ら考える賢い消費行動、いわゆるエシカル消費を普及啓発するため、マイボトル・マイカップ・マイ箸などの利用の普及啓発の取組みを推進していきます。

本市では、「岡山市環境基本行動計画」（岡山市、平成31年3月）を策定しており、その取組みの一つとして、「岡山市グリーン購入基本方針」（令和3年10月改訂）を定め、率先して環境に配慮した物品や役務の調達を実施しています。今後も、こうした取組みを継続し、本市が民間事業者の規範となるよう努めていきます。

3) リユース（再使用）の促進

① リサイクル施設の活用

ごみの減量やリユース・リサイクルの推進に関する情報発信拠点であるリサイクル施設を、環境学習・実践の場として活用していきます。このため、衣類・食器等のリユース品を引き取り、展示・販売や修理・再生を行っている東部リユースぷらざ及び西部リユースぷらざのイベント情報の一層の周知を図るなど、来場者増加に取り組めます。



【展示販売室】



【修理・再生室(体験工房)】

② リユースびん等の活用

使い捨て製品等の消費を抑制するため、ビールびんや牛乳びん等の再利用可能なリユースびんの利用拡大に努めます。

東部及び西部リサイクルプラザにおいてリユースびんの手選別作業を行っているため、東部及び西部リサイクルプラザにおける施設見学と併せた環境学習を実施することでリユースびんに対する意識付けを行います。

また、飲食イベントでの大量に使用されている使い捨てカップや皿等の削減のため、リユース食器の普及啓発に取り組めます。



【びんの選別作業】

4) リサイクル（再生利用）の促進

① 小型家電リサイクルの推進

平成 27 年 1 月から資源化物として店頭回収、資源回収所での回収、ボックス回収、イベント回収で、小型家電の回収を開始しています。レアメタルなどの貴重な資源を有効利用するため、使用済小型家電の回収についての周知を強化し、回収量の拡大に努めます。

② 集団回収の促進

新聞紙・雑誌・ダンボール等の資源化物を集団回収する「子供会」、「PTA」、「町内会」等の資源回収推進団体に対して、資源回収推進団体報奨金交付制度による支援を継続して行います。

一方で、資源物価格の低迷、高齢化等による資源回収推進団体の減少、アジア諸国の古紙の禁輸措置等により、近年、集団回収量は減少傾向にあるため、報奨金の拡充について検討します。

③ リサイクル推進員との協働へ

市と市民のパイプ役として、減量化・資源化のための協力、地域のリサイクル活動を行うリサイクル推進員制度によるリサイクル推進員との協働を継続して行います。

④ プラスチックの資源化

詳細については、「第 4 章 第 3 節 プラスチックごみの削減の推進及び資源化」に記載します。

⑤ 民間活力による資源化の推進

行政による資源化物の回収以外でも、民間事業者による資源化（民間リサイクルルート）が活発化しています。例えば、1)古紙回収業者による古紙類の再資源化、2)スーパー等での店頭回収、3)リサイクルショップにおけるリサイクル、4)事業所等から排出される古紙等の再資源化、5)廃品回収業者、古物商等の廃品回収等が考えられます。

市内から発生する資源化物等のリサイクルは、行政だけでなく民間リサイクルルートも主要な役割を果たしていますので、これら民間リサイクルルートの推進を図ることで市全体としての資源化量の増加を目指します。

特に、店頭等においてポイント制を用いて資源化物を回収する民間事業者の回収量と、大規模事業者による古紙等の資源化量（大規模事業者資源化物）については、今後も事業者と協働して取り組み、資源化率に算入します。

5) 食品ロス削減の推進

食品ロスとは、食べることができるにも関わらず、廃棄されている食品のことで、国内では年間 600 万トン（農林水産省、平成 30 年度推計値）の食品ロスが発生しており、「SDGs（持続可能な開発目標）」の目標達成に向けて、国際的にも重要な課題となっています。

食品ロス削減に係る各施策の詳細については、「第 5 章 食品ロス削減推進計画」に記載します。

(2) 基本方針2「市民・事業者・行政による参加・協働の促進」

基本理念に掲げた「資源循環型社会の構築」には、行政による取組み・仕組みづくりだけでなく、市民・事業者の参加と実行が必要となります。ごみを排出する市民・事業者は、主体的にごみ排出抑制に取り組み、自らのライフスタイルや事業活動を見直します。また行政は、ごみゼロ社会に向けたごみ処理体制を整備するとともに、市民・事業者の意識・行動改革を促す情報提供や普及啓発などの積極的な推進に取り組みます。そして、市民・事業者・行政の三者が協働した取組みを展開することで、地域に内在する力を最大限に発揮できる仕組みを目指します。また、三者それぞれの役割、施策の実施状況などについて、進捗状況をチェックし、その都度見直し（P D C A (Plan-Do-Check-Act サイクルによる))を行います。

<基本施策>

1) 啓発活動の推進

① 情報発信の充実

市民に分かりやすい情報発信を行い、ごみへの関心が低い層等への効果的な発信方法を検討・実施していきます。

本市が作成する「市民のひろば おかやま」等の広報紙や「ど〜すりゃ〜ええ？」(ごみ減量・リサイクルガイド)の紙媒体、市ホームページのほか、SNSや平成28年9月から導入しているごみ分別アプリの活用、外国人向けアプリの導入等、ICTのさらなる活用も含めて様々な手法によるきめ細かな情報発信を行い、ひとりでも多くの市民や事業者にごみ減量・リサイクルや排出ルールに関する情報が届く工夫を講じていきます。

また、本市に居住している就業者や留学生などの外国人に本市のごみの分別ルールを理解してもらうことは、ごみの減量・リサイクルにつながる重要な取組みであることから、引き続き、外国語で作成したチラシ・パンフレット等の媒体を利用することにより、外国人への普及啓発を行っていきます。

特に、市民や事業者の行動変容を効果的に促すため、リサイクル推進員、各種市民団体等と連携しながら時機を逸しない情報発信に努めます。



【ごみ減量・リサイクルガイド】



【ごみ分別アプリ】

② 4 R 推進に向けた啓発

市民・事業者・行政の協働のもとに開催される各種の環境イベントや公民館講座などを通して、4 R の推進などの啓発を行っていきます。

2) 事業者との連携による減量化・資源化の強化

① 事業系一般廃棄物の排出状況の把握

大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗（延床面積 1,000m² 超）と延床面積 3,000m²（延床面積 8,000m² 未満の学校除く）以上の建築物の所有者等を対象に、毎年「事業系廃棄物減量計画書」の策定と提出を条例で義務づけています。今後も本制度を継続して事業系ごみの量を把握するとともに、本制度を活用して事業者のごみ減量化や資源化に対する意識向上を図っていきます。

② 岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進優良事業者等の表彰

事業系廃棄物の減量化及び資源化に対して、著しい効果を挙げた事業者等を評価・表彰するとともに、優良事例を広く紹介・普及することで、優良な廃棄物処理業者等の育成や、事業者等における廃棄物の減量化・資源化の一層の推進を図ります。

③ 民間事業者による拠点回収

本市では、民間事業者の協力の下で市内に多数の回収場所を設置しています。令和 3 年 10 月現在で拠点回収民間協力事業者、小型家電リサイクル協力店、ペットボトル回収協力店を合わせて、382 箇所の回収場所があります。今後も民間協力事業者及び登録電器店への加入事業者の増加を促進することにより、更なる資源化物の回収の拡大を図ります。

④ 岡山市使用済てんぷら油リサイクル推進協力店認定制度の活用

使用済てんぷら油リサイクル活用に積極的に取り組む事業者を、「岡山市使用済てんぷら油リサイクル推進協力店」として認定しています。推進協力店では、使用済てんぷら油の提供や、てんぷら油をリサイクルしたバイオディーゼル燃料を購入使用しており、今後この制度を継続運用して、てんぷら油リサイクルとバイオディーゼル燃料の普及促進を図ります。



【てんぷら油リサイクル推進協力店の取組み例】

3) 市民・事業者の施策参加の促進

① 岡山市エコ技術研究会との連携

本市では、産・官・学・民が協働して、廃棄物処理・リサイクル技術の研究、廃棄物問題を中心とした環境問題に関する情報発信、市民啓発、人材育成などの場として岡山市エコ技術研究会を設立しています。前述した「桃太郎のまち岡山コンポスト」による生ごみ堆肥化推進事業への協力など、本市との連携が強化されています。今後も様々な場面で岡山市エコ技術研究会との連携を推進していきます。

② 岡山市事業系一般廃棄物減量化・資源化推進協議会との連携

ごみを排出する事業者、収集運搬業者、資源化業者などの団体を中心に構成した協議会を設立しています。本協議会では、事業系一般廃棄物の減量化と資源化を促進するための情報交換や施策の企画等を行っています。今後もこうした活動を継続していくものとし、同時に本協議会との連携を図ります。

③ 各種市民団体との連携

本市の市民団体である岡山市環境衛生連合協議会は「自分たちの町を自分たちの手で快適で住みよいきれいな町にしよう」という考えのもと生活環境の改善を目指す市民ボランティア団体であり、その活動内容は、設立当初は、伝染病対策・そ族害虫駆除などの公衆衛生活動に主眼を置くものでした。しかし近年では、社会環境の変動により、環境美化と資源循環型社会構築を目的として、地域清掃・リサイクルの推進・環境保全などが主な活動内容となっています。今後も様々な場面で各種市民団体との連携を推進していきます。



【エコ技術研究会の発表・展示状況】



【環境美化クリーン作戦の様子】

(3) 基本方針3「市民サービスの向上」

市民の日常のごみ処理において、一層の市民サービスの向上を図ります。

現在、少子高齢化や市民のライフスタイルの多様化により、ごみ処理に対する市民のニーズ、課題が変化しています。そのため、ふれあい収集の拡充、ごみステーションの数や設置場所の見直し、分別区分・収集回数の見直し、拠点回収場所の拡充など、より現状に則したごみ処理体制を構築します。

<基本施策>

1) 収集体系の構築

① 分別区分

本市では、資源化量の増大を目指し、資源化物を月2回収集にするとともに、古布の品目拡大、小型家電や透明食品トレイの回収を開始するなど、市民の利便性を高める施策を進めています。また、水銀汚染防止法の施行に伴い、従来から分別回収を行っていた水銀入りの体温計・血圧計等や蛍光管に加え、ボタン電池・充電式電池及びリチウムイオン電池などのバッテリーと一体型の電子機器の回収を開始するなど環境に配慮した施策も行っています。

② 収集運搬体制の構築

本市では、ごみステーション収集のほか、戸別収集や拠点回収等、様々な収集運搬を行っていますが、今後も収集品目の多様化及び収集回数の増加に対応するため、常に適正な人員配置や費用対効果等を勘案しながら、効率の良い収集運搬体制を構築するよう努めます。

また、民間事業者による回収場所が少ない中心市街地での新しい資源化物回収方法について検討を行います。

③ 高齢者等への対応

ごみステーションまでの排出が困難な高齢者等を対象とした「ふれあい収集」については、平成24年度から市内全域で実施しています。

近い将来増大が見込まれる後期高齢者など、ごみの排出が困難となる市民向けの施策については、関連部局と連携し、地域コミュニティや民間事業者等との協働といった様々な角度からアプローチし、安定したサービスの提供に取り組んでいきます。

2) 家庭系ごみ処理手数料の有効活用

① 家庭ごみ有料化の実施に伴う手数料及びその用途

家庭ごみ有料化の実施により得られた収入については、より一層の資源化を促進する施策をはじめ、地球温暖化対策や、生物多様性の保全施策などの幅広い環境保全対策の強化に活用します。また、手数料の減免制度については、今後、必要に応じて見直しを検討していきます。

(4) 基本方針4「事業系ごみの減量化・資源化」

本市では平成21年2月より家庭ごみ有料化を実施したことから、家庭系ごみでは、有料化前後1年間で約2割減少するなど、大きな減量効果をあげました。一方事業系ごみは、近年一貫して増加しており、過去5年間で約5%増加しています。本計画では事業系ごみの分別、とりわけ資源化物の分別排出とリサイクルなどによる徹底した減量化・資源化や排出抑制が喫緊かつ重要な課題となっています。このため、事業系ごみの減量化・資源化に向け多方面からアプローチし有効な仕組み作りを行います。

<基本施策>

1) 事業者との連携による減量化・資源化

① 事業系ごみ減量化・資源化の手引きの作成

事業系一般廃棄物の減量化及び資源化を促進していくために、「事業系ごみ減量化・資源化の手引き」を作成し、毎年2月に、大規模事業者を中心に配布しています。また、平成28年3月に「事業系ごみの分け方・出し方」を作成し、市内約30,000事業所に配布しました。

また、事業系古紙回収や食品ロス削減及び食品リサイクル促進のためのパンフレット等により、事業系一般廃棄物のさらなる減量化・資源化について検討を行います。

このような事業者向けのガイドブック等を活用した啓発活動や排出事業者向け研修会等の開催を行い、減量化・資源化に対する事業者の理解と行動を促進します。

② 事業者への啓発・指導

本市では、焼却施設へ搬入される事業系ごみのうち、資源化が可能な古紙類や産業廃棄物の混入等については、随時搬入検査を実施し持ち帰らせるなどの指導を行っています。

しかし、令和3年度事業系ごみ組成分析結果では、資源化可能な紙類が約13%、減量化可能なプラスチック類が約19%混入していることから、指導の強化だけでなく事業者が分別対応しやすい制度づくりに取り組みます。



【事業者向けパンフレット】

③ ごみ処理手数料の見直し

本市のごみ処理手数料は、平成16年4月改定(130円/10kg)から17年ぶりとなる令和3年4月に150円/10kgへ改定しました。また、令和5年4月には180円/10kgへ改定予定となっています。

今後も、事業系ごみの減量化・資源化の施策と合わせて、必要に応じてごみ処理手数料の見直しについて検討します。

④ 事業系ごみ指定袋制度の導入について

事業系ごみ減量化に効果があるとして、従前から検討していた事業系有料指定袋や記名式指定袋の導入については、従量制から容量制へ変化することで、排出事業者の負担増や

仲介する収集運搬業者の負担等、事業者の十分な理解と協力が不可欠です。

しかしながら、排出事業者等への実態調査の結果、特に中小事業者での事業系ごみの適正な処理について周知不足が指摘されたこと等から、当面は現行制度の中で効果的な指導・啓発に取り組むこととします。

2) 事業系ごみの処理体制の強化

① 事業系ごみの収集・運搬

本市では、事業系ごみの収集・運搬は許可業者により行われていますが、適正な収集・運搬作業を安定的かつ継続的に実施させる環境確保を念頭におき、分別・適正処理のための指導を強化するとともに、当分の間、新規許可を見合わせるものとします。

ただし、一般廃棄物の資源化を目的とする一般廃棄物処分業に伴う収集・運搬については除くものとします。また、社会情勢の変化や需給のバランス等を踏まえ、遺品整理等の限定許可についても検討を進めます。

② 事業系ごみの中間処理等に関する許可

民間事業者による資源化を念頭に置いた一般廃棄物処分業許可や一般廃棄物処理施設の設置許可を行うことにより、事業系ごみの減量化及び資源化を推進していきます。

③ 事業系ごみ減量化に向けた課題検討

事業系ごみ組成分析結果から、主要なごみの成分である紙類・プラスチック類・厨芥類のうち、厨芥類については市内にリサイクル施設がないため減量化・資源化が進んでいませんでしたが、令和3年4月より岡山市内で事業系食品廃棄物のメタン発酵処理が可能な民間施設が稼働しバイオガス発電を行っており、このような施設の周知を図り、利用促進を促します。また、引き続き紙おむつ等の事業系ごみの減量化に向けた処理技術導入について検討を進めます。

3) 産業廃棄物の一部受入れ

① 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の受入れ

本市では、少量、小規模の排出事業者への対応という視点から、焼却施設の余剰能力を活用して一般廃棄物と同じ性状の廃プラスチック類や木くず等の産業廃棄物を併せて処理しています。今後もこうした処理を継続していくものとします。

なお、ごみ処理手数料の見直しに伴い、産業廃棄物の処理手数料は、令和3年4月に210円/10kgへ改定しました。また令和5年4月には250円/10kgへ改定予定となっています。市外からの受け入れについては、360円/10kgで変更はありません。

(5) 基本方針5「環境教育の充実」

ごみ問題をはじめとする様々な環境問題は、現在の私たちのライフスタイルや社会システムと深い係わりがあります。これを解決していくためには、市民一人ひとりの意識改革を促し、環境に配慮した暮らし方を普及させていくことが重要です。このため、市民・事業者などに対し、ごみ問題・4Rをはじめとする環境教育の機会を充実します。

また、「持続可能な開発（SD）」ができる社会構築に向けて、岡山市は、国連大学から世界最初の「持続可能な開発のための教育（ESD）の地域拠点」の一つとして認定されています。岡山市では、地域におけるESD活動のけん引役を発掘し、専門的な知識を身につけ、指導実践していく人材を育成していくことにより、地域におけるESD活動のすそ野を拡大していくことを目指します。

<基本施策>

1) 環境教育の推進

① 持続可能な開発のための教育（ESD）

本市では、平成17年に国連大学から「ESDに関する地域の拠点」の一つとして認定されて以降、ESD活動を積極的に推進し、市民一人ひとりが身近な環境問題や様々な地域課題に関心を持ち、自ら主体的に取り組んでいけるよう、必要な情報提供、活動の支援と連携・交流、人材育成などに努めています。



令和3年度には、「岡山ESDプロジェクト 2020-2030 基本構想」を策定し、岡山地域と地球の未来について、ともに学び、考え、行動する人が集う岡山地域を実現することや、岡山地域での取組みを通じて、世界中で、環境・経済・社会各分野において調和の取れた持続可能な社会の実現に貢献することを目指しています。

今後も環境教育・環境学習の場と機会の提供やESD推進体制の構築とネットワークの強化を図っていきます。

② リサイクルプラザ等での環境教育

本市では、社会科の授業の一つに、東部リサイクルプラザの施設見学を実施しています。

また、平成27年1月より稼働を開始した西部リサイクルプラザの施設見学と併せて、一層充実した環境学習の場の提供を目指します。

さらに、リサイクルプラザ内のリユースふらぎでは、修理・再生の場としての「修理再生室」やリサイクルに関する情報交換・啓発の場としての「リサイクル体験コーナー」を設けており、啓発施設としての利用を市民に促すような情報発信に努めます。



【施設見学の様子】

なお、埋立てを終了した山上最終処分場には、再生可能エネルギー等の学習・体験ができる山上エコ交流館を整備しており、環境学習の場を提供しています。

③ 出前講座の充実

本市では、ごみの減量化・資源化推進に関する事業や施策について出前講座（ごみゼロ啓発講座・環境ごみスクール・環境学習エコブン・食品ロス削減取組み講座）を開催しています。環境ごみスクール・環境学習エコブンについては、実施校園が年々増加しており、今後も環境ごみスクールの実施校園の拡大に努めます。

また、環境学習用に作成したDVDやパンフレットを有効に活用します。



【環境ごみスクールの様子】

(6) 基本方針6「安全・安心・安定的な処理体制の確保」

ごみ処理においては、ごみ処理施設の安全・安心・安定的な稼働が重要です。今後も引き続き、ごみ処理施設の安全・安心・安定を十分に考慮した運転管理を行い、ごみの適正処理に努めます。

なお、大規模な地震や水害などの災害時のごみ処理体制などについては、災害廃棄物処理計画を策定し緊急時に備えています。

既存施設では、老朽化している焼却施設等への対策を検討し、リサイクルプラザを活用したごみ減量化及び資源化を促進します。あわせて、広域によるごみ処理を推進し、適切に施設整備事業を進めていきます。

また、温室効果ガス排出量の削減に努めるなど、環境に配慮したごみ処理システムの検討に取り組みます。

<基本施策>

1) 中間処理体制の構築

① 焼却施設の整備

本市では、令和4年度から現・岡南環境センターの解体撤去を開始し、令和9年度からの供用開始を目途に広域処理施設の整備を行うこととしています。このため、令和4年度から令和8年度までは東部クリーンセンター、当新田環境センター及び岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンターの3施設体制を基本に、処理しきれない可燃ごみは、他自治体又は民間処理施設での処理を行う予定です。

また、広域処理施設の供用開始後（令和9年度）は、岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンターは稼働を停止する予定です。

② リサイクル施設の整備

本市では、東部リサイクルプラザ、西部リサイクルプラザ及び岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンターの3施設体制で、粗大ごみ、不燃ごみを破碎・選別及び資源化物の選別を行うことで、資源化を行っています。

なお、平成13年6月から稼働している東部リサイクルプラザにおいては老朽化対策を検討していきます。

③ 災害廃棄物に対する収集・処理体制の整備

発生が危惧される大規模地震や水害等により発生した災害廃棄物（避難所ごみ及びし尿を含む）は市民の健康や生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあり、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止する観点から、その処理を円滑かつ迅速に行なわなければなりません。災害の規模によっては、その処理に数年を要する場合があります。

以上のことを踏まえ、国や県等の関連する計画等と整合をとりながら、災害予防、応急対応、復旧・復興について必要な事項を取りまとめた「岡山市災害廃棄物処理計画」を平成29年3月に策定しています。

また、平成30年の西日本豪雨災害では、本市においても被害が広範囲に及び、ライフラインや交通障害等の多大な社会的影響の他、大量の災害廃棄物が発生しました。今後、このような緊急時に備えていくため、民間事業者との連携を進め、必要に応じて災害廃棄物処理計画の改定を行います。

2) 温室効果ガス排出の削減

① 資源化による温室効果ガス排出の削減

リサイクルの促進による、古紙、古布、金属類、びん類、ペットボトル等の資源回収や、プラスチック類の分別回収・再資源化により、温室効果ガスの削減を図るとともに、その効果を啓発していきます。

② 収集・運搬における温室効果ガス排出の削減

温室効果ガス排出を低減するような収集・運搬体制を目指します。岡山市では、平成21年度より家庭、市内の小中学校給食、スーパーや食品製造会社から排出される使用済みごみから回収したごみを、バイオディーゼル燃料にリサイクルされ、ごみ収集車の車両燃料として使用することで、ごみの収集・運搬段階で排出される温室効果ガスの排出を抑制しています。今後も温室効果ガスの削減を目的として、ごみ回収車等の低公害収集車の採用を促進します。



③ 中間処理・最終処分における温室効果ガス排出の削減

本市では、これまで岡南環境センターにおける灰溶融の停止による灯油使用量の削減、焼却残渣のセメント原料化によるマテリアルリサイクルの推進等、中間処理における温室効果ガス排出の削減に努めてきました。また、岡南環境センターにおいては、焼却炉が1炉運転でも発電できるように改造を行い、各焼却施設においては1炉運転でも発電を行うこ

とで、所内電力の削減による温室効果ガス削減に努めてきました。

さらに、広域処理施設によるごみの焼却処理によりさらなる省エネルギー及び高効率発電を推進し、温室効果ガスの削減に努めていきます。

また、最終処分場では、一部の重機の燃料にBDFを使用し、温室効果ガス削減に努めています。

今後もこれまで同様、市内の各焼却施設におけるごみ発電により、温室効果ガス排出の削減に努めるとともに、より効率的な発電に向けた整備等による一層の温室効果ガスの削減を目指します。

(7) 基本方針7「きれいなまちづくりの推進」

本市における快適な生活空間を維持していくために、市民・事業者・行政の三者の協働により、きれいなまちづくりを推進していきます。

そのために、不法投棄やごみステーションへの不適正排出の対策を強化するとともに、ポイ捨てや路上喫煙制限区域内での路上喫煙の削減などの取組みを強化します。

<基本施策>

1) 不法投棄対策の強化

① 岡山市不法投棄防止対策連絡協議会

市民・事業者・行政等の組織・団体等の協力により、効果的な市民協働型の不法投棄防止対策の構築に向けて「岡山市不法投棄防止対策連絡協議会」を立ち上げ、不法投棄の啓発・監視・取り締まり等を検討・協議しており、今後もこうした取組みを継続していきます。

② 不法投棄に対する迅速な対応

不法投棄に対して関係部署で連携を図れるように専用の電話（不法投棄に関する相談窓口）で不法投棄の通報や情報提供を受けた際には、現地調査等を行っており、今後もこうした取組みを継続していきます。

③ 不法投棄監視カメラ等の設置

町内会等からの要望を受け、不法投棄や不適正排出が多い地区・地域を対象に設置しています。これにより、不法投棄の未然防止やごみの適正な処理を推進していきます。

2) ごみ排出ルールの遵守・指導徹底

① 早朝・夜間の啓発指導

ごみステーションの管理者等の依頼により、ごみの収集日の当日の朝又は前日の夜に監視員がごみステーションに立会い、ごみを持ってきた市民に対し、直接ごみの分別や排出状況の啓発指導を行っており、引き続き継続していきます。

② ごみステーションの巡回・指導

「共同住宅が密集している地域」、「繁華街」、「学生街」等において、ごみステーションの巡回を行い、不適正排出を発見した場合は、必要に応じてごみステーションの管理者及び排出者に対し指導を実施しており、引き続き継続していきます。

③ 町内会や警察等との連携

町内会、警察や集合住宅の管理人と連携し、不法投棄を防止しています。ごみステーションに不適正排出されたごみ袋を開封し、排出者が特定できれば指導する等の取組みを実施しており、引き続き継続していきます。



【ステーションの巡回指導】

3) 美しく、快適なまちづくりの推進

① 美しく快適なまちづくりに向けた広報及び啓発

巡回啓発員による巡回指導、啓発用品の作成・配布、新聞・市の広報紙による広告、路面標示・看板・標識柱・啓発ボード付灰皿の設置及びラジオ広報により、美しく快適なまちづくりの推進、ポイ捨ての禁止及び路上喫煙制限区域内での路上喫煙の禁止の広報及び啓発をしていきます。

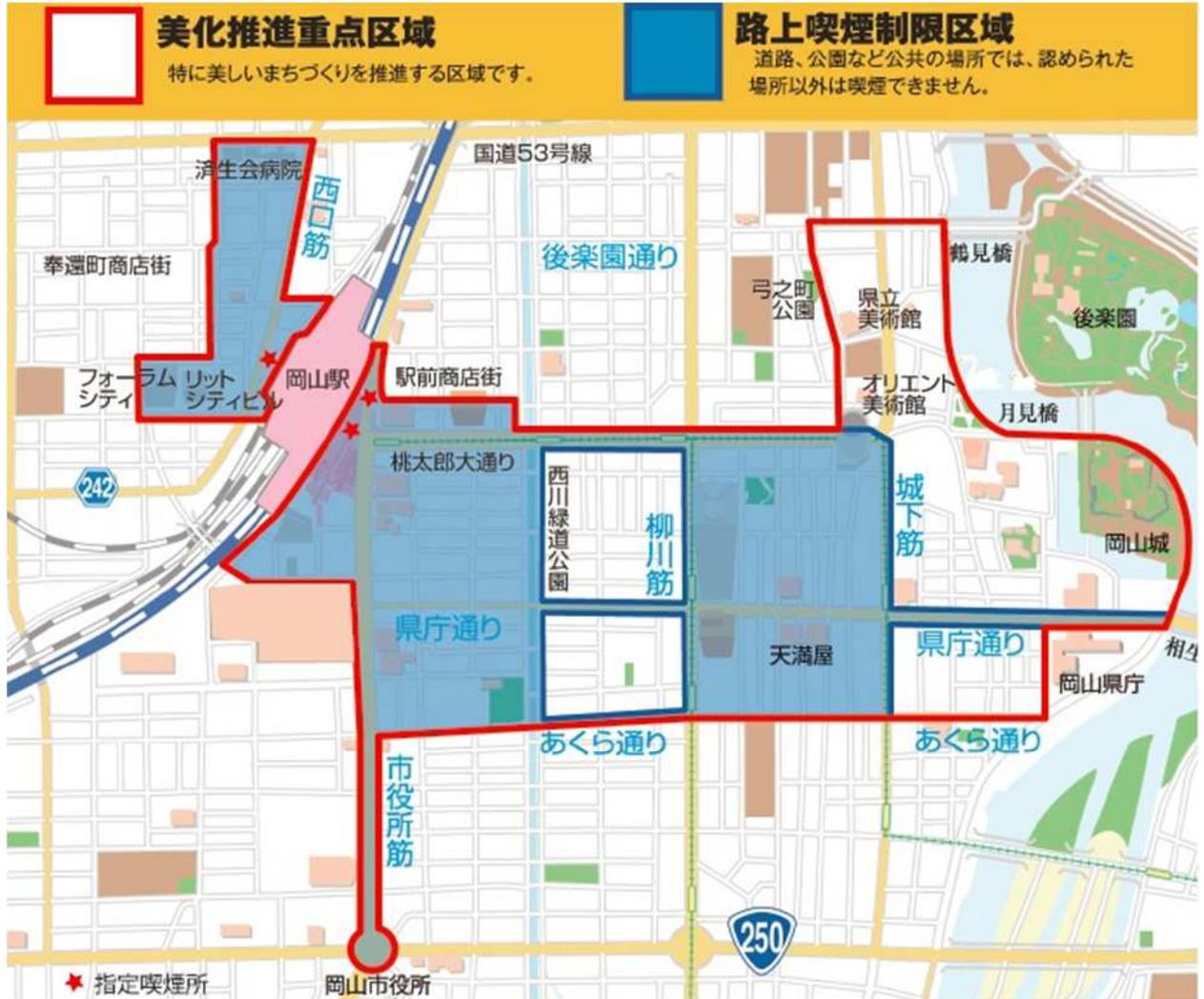
② 美化活動の推進

毎月第3日曜日を「美しいまちづくりの日」と定め、市、市民、事業者による美化活動の推進を図っています。

また、ボランティア清掃の開催により、市民や事業者との協働による美化活動を推進していきます。

③ 美しく快適なまちづくり表彰の実施

美しく快適なまちづくりに特に貢献のあった個人、団体や事業者等を表彰するとともに、美しく快適なまちづくり推進員に対する清掃用具の補助により、市民や事業者の自発的な活動を支援していきます。



第3節 プラスチックごみの削減の推進及び資源化

「第4章 第2節 本計画における基本施策」に示しましたプラスチックごみ対策について、取りまとめて詳細を記載します。

1. プラスチックごみ問題の背景

プラスチックごみが年間数百万トンも海に流出し、生態系への影響が懸念されるといった海洋汚染の問題や、中国及び周辺アジア地域における廃プラスチック等の輸入禁止措置に伴い代替輸入や国内処理体制の整備確保が喫緊の課題となるなど、プラスチックごみを取り巻く状況は、急速に変化してきており、世界的な課題として注目されています。

プラスチックごみへの対応の機運の高まりから、国ではプラスチックの資源循環を総合的に進めるため、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和2年7月には、プラスチックごみの削減に向けた意識改革を促す取組みの1つとしてレジ袋有料化などの取組みが促進されています。また、令和3年1月には、バーゼル条約附属書改定によりリサイクルに適さないプラスチックごみが輸出入の規制対象となり、プラスチックごみの国内循環の促進が一層必要となっています。

さらに、令和3年6月には製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組みを促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が国会で成立し、令和4年4月から施行されます。

プラスチックごみは、廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガスの大きな排出要因でもあり、本市が目指す脱炭素社会の実現においても、プラスチック資源循環への対応は重要な視点となっています。一方、新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化等により、プラスチックごみなどの可燃ごみ排出量は増加していくことが予想されており、今後の社会変容に対応した取組みが必要となってきます。

2. プラスチックごみ削減及び資源化の方針

(1) 発生抑制及び資源循環の促進

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（環境省、平成28年1月）では、「プラスチックごみの処分の考え方として、まずは発生抑制を図り、次に再生利用を推進し、それでもなお残ったものについては、直接埋立は行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収（サーマルリサイクル）を行うことが適当である。」としていますが、本市では、プラスチックの資源化の促進に向けて令和6年3月から分別回収を行い、マテリアルリサイクルも含めた取組みを推進していきます。

(2) 地球温暖化問題への対応

プラスチックは化石燃料を原料としており、焼却に伴い温室効果ガスが発生します。地球温暖化の進展により、海面水位の上昇、暴風、台風の頻発など気候変動への影響を及ぼし、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されています。

国の地球温暖化対策計画（環境省、令和3年10月）では、「分別収集の徹底及びごみ有料化の導入、プラスチック資源循環促進法等により、廃棄物の発生を抑制し、また再生利用を推進し、焼却に伴う二酸化炭素排出量を削減する。」と定めています。

本市でも「岡山市地球温暖化対策実行計画」に基づき、プラスチックごみの削減及び資源化により、二酸化炭素排出量の削減に取り組みます。

（3）海洋汚染問題への対応

プラスチックごみ等による海洋汚染が、近年国際的な問題となっています。プラスチックごみが陸上から海洋へ流出する量は世界全体で年間数百万tと言われていています。プラスチックは自然環境では分解されにくい特性のため、海洋中の浮遊量は増大していき、令和32年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出することが予測される^{注)}など、地球規模での環境汚染が懸念されています。

注) プラスチック資源循環戦略(環境省等、令和元年5月)

海洋汚染問題への対応は、SDGs（持続可能な開発目標）にも位置付けられており、世界全体の取組みとして、プラスチックごみのリデュース、リユース、徹底回収、リサイクル、適正処理等を行うためのプラスチック資源循環体制を早期に構築するとともに、海洋プラスチックごみによる汚染の防止を実効的に進めていくことが求められています。

本市でも「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、実効的な対策を行っていきます。

3. プラスチック類の資源化量に関する現状及び賦存量に基づく資源化可能量の予測

本市では、家庭から排出されるプラスチックごみのうち、既に分別回収の容易なペットボトル（本市全域）及び食品トレイ（発泡・透明、建部地域を除く）の分別回収を実施しており、その他の容器包装プラスチック類については、建部地域において分別回収を実施しています。

令和6年3月から、本市全域でプラスチック類の分別回収・資源化を実施した場合の賦存量（現在、可燃ごみとして分類され焼却されているプラスチック類の量）として、令和2年度で8,063t/年、令和7年度で7,547t/年が見込まれます。このうち約15%が資源化不適物と想定されるため令和7年度で約6,415t/年が資源化可能量と予測されます。これらを全て資源化できた場合、令和7年度の資源化量は7,575t/年（約8,000t/年）となり平成27年実績の約5倍、令和2年度実績（推計）の約6倍となる可能性があります。

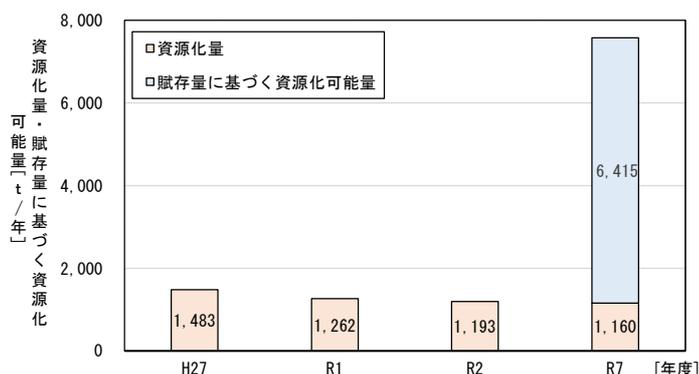


図 4.3 プラスチック類の資源化量・資源化可能量

4. プラスチックごみの削減及び資源化に関する施策

(1) リフューズ（発生抑制）の促進

プラスチックごみの削減や使い捨て（ワンウェイ）プラスチックの使用抑制に向け、不必要なものは買わない・もらわない、何度も繰り返し使える商品を選ぶなど、市民のライフスタイルの変革を促します。また、市民・事業者・行政、また環境団体等とも連携しながらマイボトル・マイカップ等の普及の促進や、ペットボトルの回収を促進します。



【マイボトルの普及促進】

(2) リサイクル（再生利用）の促進

本市においては、これまで、ペットボトルと食品トレイ（発泡・透明）は分別収集・再商品化し、その他のプラスチック類は可燃ごみとして回収し、焼却施設で焼却・熱回収していましたが、国の動向や社会的な要請に基づき、プラスチック類の分別回収・再資源化を進めます。

(3) 収集体系の構築

プラスチックごみの削減の観点から、令和6年3月から実施する予定のプラスチック類の分別回収・再資源化について課題を整理して準備を進めるとともに、環境や市民ニーズを踏まえた見直しや拡充施策に取り組んでいきます。

(4) 事業者への啓発・指導【再掲】

本市では、焼却施設へ搬入される事業系ごみのうち、資源化が可能な古紙類や産業廃棄物の混入等については、随時搬入検査を実施し持ち帰らせるなどの指導を行っています。

しかし、令和3年度事業系ごみ組成分析結果では、資源化可能な紙類が約13%、減量化可能なプラスチック類が約19%混入していることから、指導の強化だけでなく事業者が分別対応しやすい制度づくりに取り組みます。



【事業者向けパンフレット】

(5) 資源化による温室効果ガス排出の削減【再掲】

リサイクルの促進による、古紙、古布、金属類、びん類、ペットボトル等の資源回収や、プラスチック類の分別回収・再資源化により、温室効果ガスの削減を図るとともに、その効果を啓発していきます。

第4節 ごみ処理の適正な処理及び実施するものに関する基本的事項

1. ごみ処理フロー

「新岡山県ごみ処理広域化計画」（岡山県、平成19年3月）において、本市、玉野市及び久米南町（以下「2市1町」という。）は、「岡山ブロック」として位置付けられています。

2市1町では、平成26年度に「岡山ブロックごみ処理広域化基本計画」を策定し、広域処理や施設整備の方針など、ごみ処理の広域化について基本的事項を定めました。この中で岡山市岡南環境センター、玉野市東清掃センター及び岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンターの各焼却施設を統合し、可燃ごみの広域処理施設を建設することとなっています。

広域処理施設は、岡南環境センターを解体撤去した跡地に、新たに可燃ごみ焼却施設を整備するもので、令和元年度には「岡山市可燃ごみ広域処理施設整備基本計画」（岡山市、令和2年3月）を策定し、施設整備の基本的な方針を定めています。

また、広域処理施設は、DBO方式^{注)}により設計・施工・運営管理を行うため、現在、施設の整備・運営に向けた入札手続き中です。施設の整備場所は、図4.5に示すとおり、岡南環境センターの敷地内となります。

こうした広域処理施設の整備に伴い、解体撤去する岡南環境センターは令和4年度より稼働停止予定で、広域処理施設の稼働開始まで、東部クリーンセンター、当新田環境センター及び岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンターで処理しきれない可燃ごみは、他自治体又は民間処理施設により処理を行う予定です。

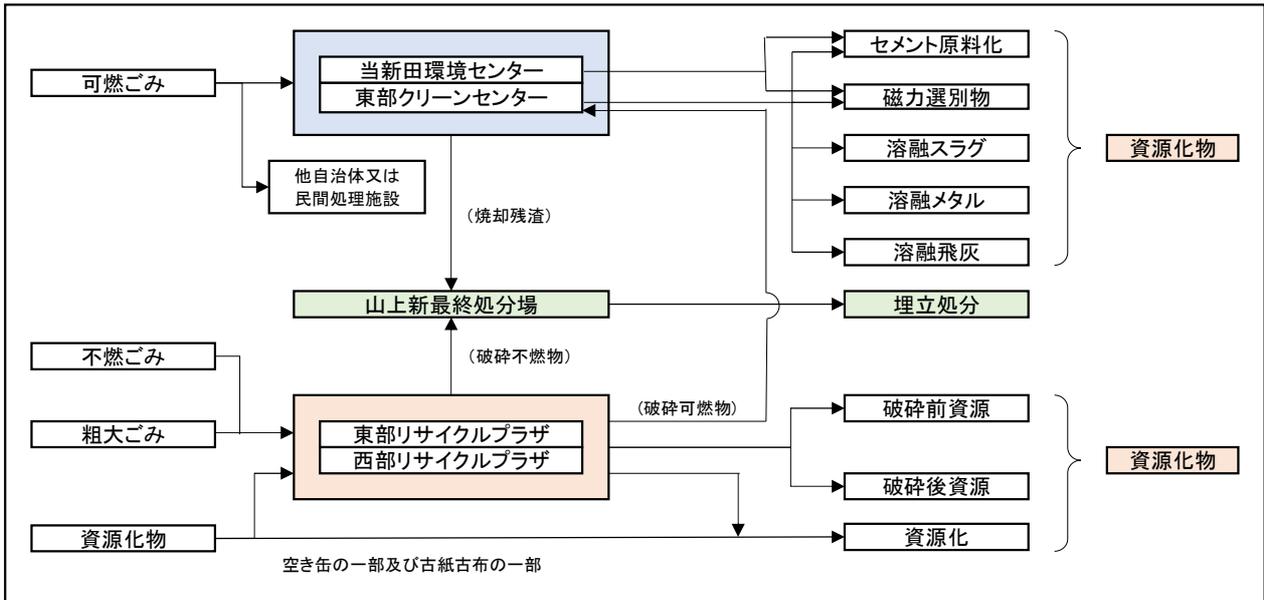
また、広域処理施設は令和9年度より供用開始予定で、これに伴って岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンターは令和9年度より稼働停止予定です。

令和4年度～令和8年度（広域処理施設の稼働開始まで）までの本市の処理フローを図4.4に示します。

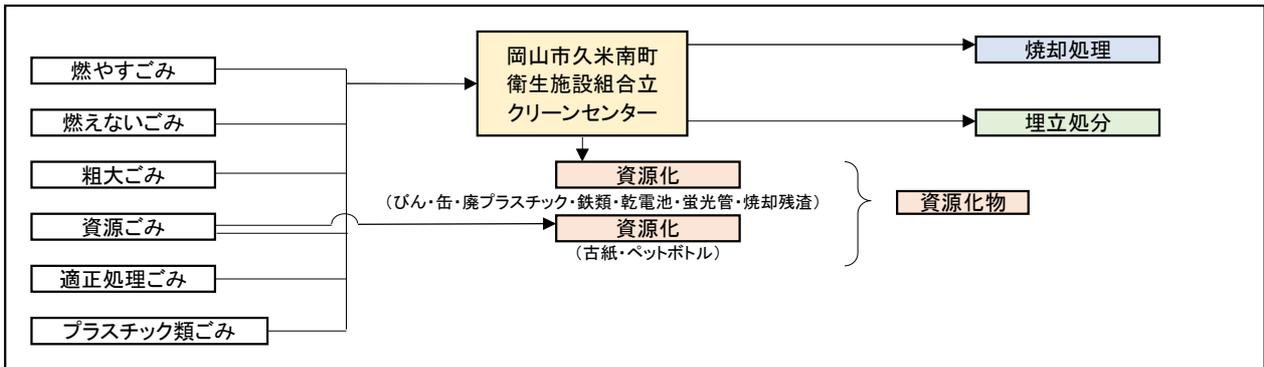
注) DBO (Design (設計) - Build (建設) - Operate (維持管理・運営)) 方式

広域処理施設は、ごみ焼却施設の建設に加え、管理棟、計量棟等の付帯施設の建設工事、既存施設の解体撤去工事を一体的かつ効率的に施工し、一連の本件工事と運営管理業務、焼却灰運搬及び飛灰運搬業務、焼却灰資源化及び飛灰資源化業務を事業者に一括して長期的かつ包括的に発注する事業方式 (DBO方式) により行います。

【建部支所管内除く】（令和4年度～令和8年度）

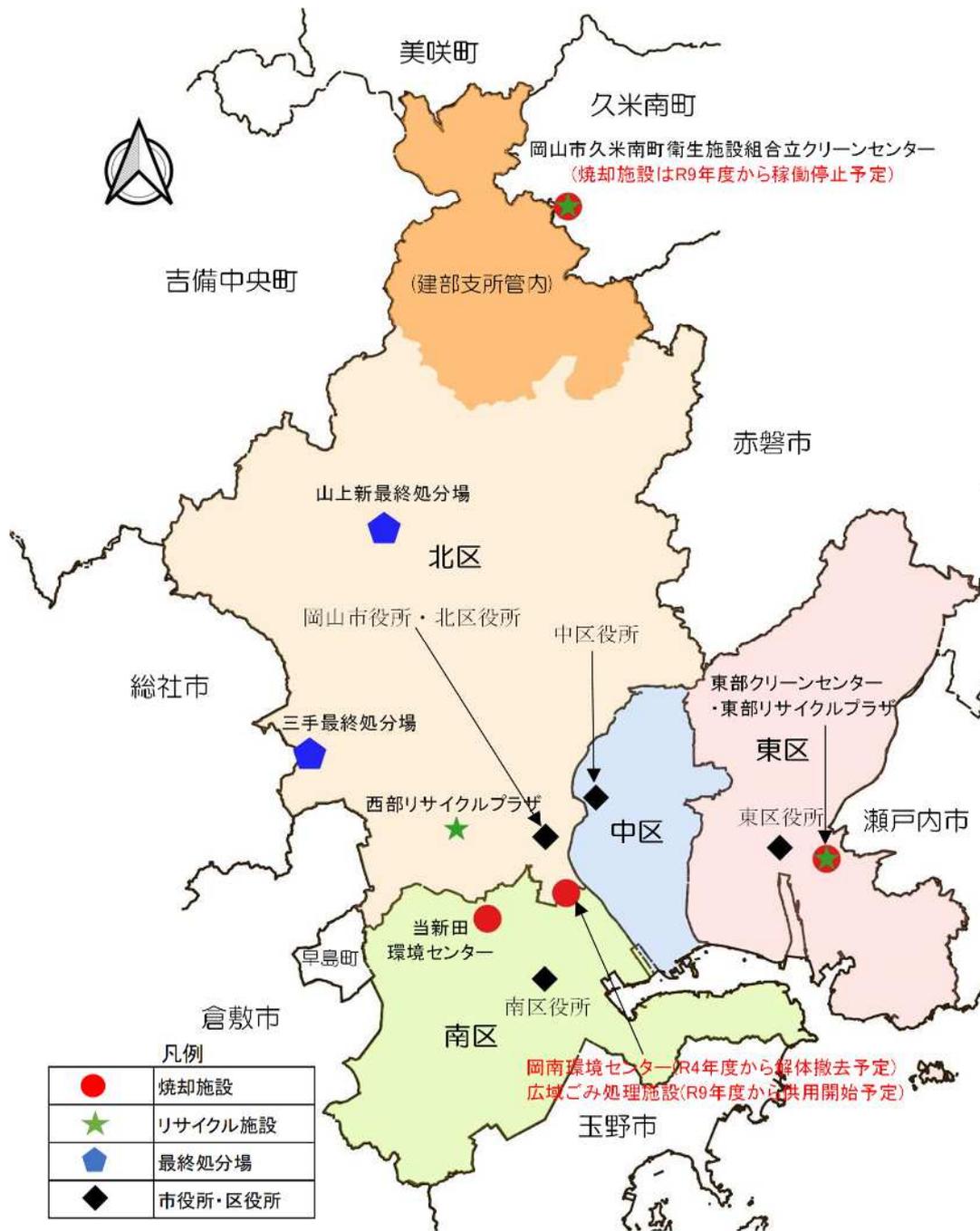


【建部支所管内】（令和4年度～令和8年度）



注1)建部支所管内のごみ・資源化物については岡山市久米南町衛生施設組合にて処理するため、岡山市の処理施設には入っていません。
 注2)広域処理施設整備に伴い令和4年度より解体撤去予定の岡南環境センター分の処理は、他自治体又は民間処理施設で処理します。
 注3)令和9年度から広域処理施設(焼却施設)が供用開始予定であり、それに伴い可燃ごみの岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンターでの処理は終了します。

図 4.4 処理フロー（令和4年度～令和8年度）



注)図中の赤字部分が、現状のごみ処理施設の位置と異なります。

図 4.5 岡山市のごみ処理施設の位置図 (広域処理施設含む)

2. 収集運搬計画

(1) ごみ排出量等の見通し

家庭系ごみについては、「ごみゼロ社会に向けた4Rの促進」施策の実施により、資源化物は計画目標年度の令和7年度までは増加しますが、資源化物以外のごみは減少していく見込みです。また、事業系ごみについては、「事業系ごみの減量・資源化」施策の実施により減少する見込みです。

集団回収については、集団回収量の9割以上を占める紙類が今後とも減少することが見込まれます。ごみ排出量等の見込みは、表4.4に示すとおりです。

表 4.4 ごみ排出量等の見込み

項目	現状		目標値		参考	
	令和2年度 (推計値)		計画目標 (令和7年度)		(令和12年度)	
家庭系ごみ	可燃ごみ	118,571 t/年	109,322 t/年	105,680 t/年		
	不燃ごみ	4,902 t/年	4,652 t/年	4,517 t/年		
	粗大ごみ	3,286 t/年	3,208 t/年	3,115 t/年		
	資源化物	10,398 t/年	12,058 t/年	10,567 t/年		
	計	137,157 t/年	129,240 t/年	123,879 t/年		
事業系ごみ	可燃ごみ	89,385 t/年	76,720 t/年	78,813 t/年		
	不燃ごみ	2,302 t/年	2,424 t/年	2,530 t/年		
	粗大ごみ	1,085 t/年	1,143 t/年	1,192 t/年		
	計	92,772 t/年	80,287 t/年	82,535 t/年		
集団回収	6,599 t/年	8,949 t/年	8,949 t/年			
合計	236,528 t/年	218,476 t/年	215,363 t/年			

注1)令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による特異値と考えられるため、実績値ではなく推計値としました。

注2)本市が収集運搬等に関与しない民間リサイクルルート及び大規模事業者資源化物は除く

(2) 収集運搬体制

家庭系ごみの収集区分については、表4.5に示すとおり、基本的には現在の収集区分を継続しますが、プラスチック類の分別回収を令和6年3月から行うことを計画しています。また、事業系ごみの収集区分は、表4.6に示すとおり、現在の収集区分を継続します。

今後も現状の体制を維持しつつ、分別品目等に照らし合わせて必要に応じて見直しを行い、効率的かつ適正な収集・運搬体制の構築に努めます。また、事業系ごみは、直接搬入及び収集運搬許可業者による収集・運搬とし、事業者・収集運搬許可業者に対しては、事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理について周知啓発を図ります。

表 4.5 家庭系ごみの分別区分

【令和4年度～令和8年度】

種類	収集運搬		中間処理・最終処分		
	方法	主体	搬入先	処理方法	処理主体
可燃ごみ	ステーション方式 (週2回、建部地域は週1～2回) 有料指定袋	市(直営・委託)	東部クリーンセンター 当新田環境センター (他自治体又は民間処理施設) 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター	焼却(残渣はセメント原料化、熔融スラグ等で資源化、一部埋立)	市
不燃ごみ	ステーション方式 (月1回) 有料指定袋		東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター	破碎選別埋立 (破碎可燃物は焼却)	
粗大ごみ	戸別収集(申込制)		東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター		
廃乾電池・体温計等	ステーション方式 (月1～2回)、拠点回収	市(直営・委託)	東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター 民間業者	資源化	リサイクル業者
空き缶					
ガラスびん					
古紙・古布					
ペットボトル					
てんぷら油					
食品トレイ(発泡・透明)					
蛍光管					
プラスチック類					
小型家電	拠点回収、イベント回収	認定事業者	認定事業者		認定事業者
可燃ごみ	直接搬入	排出者	上記種別搬入先に準ずる	上記種別搬入先に準ずる	上記に準ずる
不燃ごみ					
粗大ごみ					
資源化物					

注1)建部地域以外は、令和6年3月からプラスチック類の分別回収を開始する予定です。

注2)広域処理施設整備に伴い令和4年度より解体撤去予定の岡南環境センター分の処理は、他自治体又は民間処理施設で処理します。

注3)令和9年度から広域処理施設(焼却施設)が供用開始予定であり、それに伴い可燃ごみの岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンターでの処理は終了します。

表 4.6 事業系ごみの分別区分

【令和4年度～令和8年度】

種類	収集運搬		中間処理・最終処分		
	方法	主体	搬入先	処理方法	処理主体
可燃ごみ	戸別収集・直接搬入	許可業者・排出者	東部クリーンセンター 当新田環境センター (他自治体又は民間処理施設) 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター	焼却(残渣はセメント原料化、溶融スラグ等で資源化、一部埋立)	市
不燃ごみ			東部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター	破砕 選別 埋立 (破砕可燃物は焼却)	
粗大ごみ			東部リサイクルプラザ 西部リサイクルプラザ 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター		

注1)広域処理施設整備に伴い令和4年度より解体撤去予定の岡南環境センター分の処理は、他自治体又は民間処理施設で処理します。

注2)令和9年度から広域処理施設(焼却施設)が供用開始予定であり、それに伴い可燃ごみの 岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンターでの処理は終了します。

3. 中間処理計画

(1) 中間処理施設

1) 焼却施設

可燃ごみの焼却処理は、令和4年度から現・岡南環境センターを解体撤去し、令和9年度から供用開始を目途に広域処理施設の整備を行うこととしています。このため、令和4年度から令和8年度までは東部クリーンセンター、当新田環境センター及び岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンターの3施設体制を基本に、処理しきれない可燃ごみは、他自治体又は民間処理施設での処理を行う予定です。

また、広域処理施設の供用開始後(令和9年度)は、岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンターは稼働停止予定です。

2) リサイクル施設

本市では、東部リサイクルプラザ、西部リサイクルプラザ及び岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンターの3施設体制で、粗大ごみ、不燃ごみを破砕・選別及び資源化物の選別を行うことで、資源化を行っています。

なお、平成13年6月から稼働している東部リサイクルプラザにおいては老朽化対策を検討していきます。

表 4.7 焼却施設の概要（令和4年度以降）

名称	東部クリーンセンター	当新田環境センター	広域処理施設
所在地	東区西大寺新地453番地5 TEL(086)944-7071	南区当新田486番地1 TEL(086)246-5145	南区豊成一丁目4番1号ほか
完工年月	平成13年7月	平成6年1月	令和9年3月末予定
焼却能力	450t/24h(150t×3基)	300t/24h(150t×2基)	200t/24h(100t×2基)
焼却炉型式	全連続燃焼式(流動床炉)	全連続燃焼式(流動床炉)	全連続燃焼式(ストーカー炉)
残渣の処理方式	灰溶融+セメント原料化	セメント原料化	焼成処理
灰溶融処理能力	39t/24H (39t×2基、1基は予備)	—	—
灰溶融方式	直流電気抵抗式	—	—
運営	受入業務—直営 運営管理—委託	受入業務—直営 運営管理—委託	DBO方式
熱利用	発電、場内冷暖房、給湯、蒸気供給(東部リサイクルプラザ、東部健康増進施設)、電気供給(東部リサイクルプラザ、吉井川浄化センター)	発電、場内冷暖房、給湯、当新田事業所電気供給・給湯、蒸気供給(当新田健康増進施設)	発電、場内給湯、外部余熱供給等
備考			令和9年度供用開始予定

注)広域処理施設:岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業要求水準書(岡山市、令和3年4月)

表 4.8 リサイクル施設の概要（再掲）

名称	東部リサイクルプラザ (愛称:さいせい岡山)	西部リサイクルプラザ
所在地	岡山市東区西大寺新地453番地5 (086)944-7122	岡山市北区野殿西町428-2 (086)214-2650
完工年月	平成13年5月	平成26年12月
施設能力	粗大ごみ処理施設58t/5h (可燃性粗大ごみ9t/5h、不燃性粗大ごみ9t/5h、 不燃ごみ40t/5h) 資源選別施設27t/5h (空き缶7t/5h、ペットボトル2t/5h、トレイ1t/5h、 古紙・古布3t/5h、空きびん14t/5h)	粗大ごみ処理施設26t/5h (可燃性粗大ごみ3t/5h、不燃性粗大ごみ3t/5h、 不燃ごみ20t/5h) 資源選別施設17t/5h (ペットボトル6t/5h、古紙・古布3t/5h、空きびん 8t/5h)
選別物	粗大ごみ処理施設 可燃物、鉄類、アルミ類、不燃物 資源選別施設 圧縮成型品(スチール缶・アルミ缶・ペットボトル・ト レイ)、新聞紙・ダンボール・雑誌・牛乳パック・古 布、廃乾電池、空きびんカレット(無色・茶色・その 他)・生きびん・蛍光管	粗大ごみ処理施設 可燃物、鉄類、アルミ類、不燃物 資源選別施設 圧縮成型品(ペットボトル・トレイ)、新聞紙・ダン ボール・雑誌・牛乳パック・古布、廃乾電池、空きび んカレット(無色・茶色・その他)・生きびん・蛍光管
運営	直営管理、委託(運転・資源選別)	委託管理

(2) 中間処理量の見通し

焼却処理及び資源化の処理量の見込みは、表 4.9 に示すとおりで、徐々に減少する見込みとなっています。

表 4.9 中間処理量の見込み

処理内容	処理施設	現状		目標値		参考	
		令和2年度 (推計値)		計画目標 (令和7年度)		(令和12年度)	
焼却処理	当新田環境センター	54,730	t/年	49,087	t/年	48,607	t/年
	岡南環境センター	50,394	t/年	0	t/年	0	t/年
	東部クリーンセンター	106,172	t/年	95,302	t/年	93,058	t/年
	岡山市久米南町衛生施設組合 立クリーンセンター	1,324	t/年	1,049	t/年	0	t/年
	広域処理施設	0	t/年	0	t/年	47,355	t/年
	他自治体又は民間処理施設	0	t/年	45,185	t/年	0	
	計	212,620	t/年	190,623	t/年	189,020	t/年
資源化	東部リサイクルプラザ	5,567	t/年	5,503	t/年	5,453	t/年
	西部リサイクルプラザ	4,071	t/年	3,912	t/年	3,810	t/年
	岡山市久米南町衛生施設組合 立クリーンセンター	113	t/年	93	t/年	90	t/年
	計	9,751	t/年	9,508	t/年	9,353	t/年

注1)令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による特異値と考えられるため、実績値ではなく推計値としました。

注2)岡南環境センターは広域処理施設整備のためH4年度より解体撤去予定で、岡南環境センター分は他自治体又は民間処理施設で処理

注3)東部クリーンセンターの処理量は、他自治体及び併せ産業廃棄物を除く

注4)広域処理施設(焼却施設)は、令和9年度供用開始予定

4. 最終処分計画

(1) 最終処分場

本市では、平成18年3月に山上最終処分場の埋立てが完了しており、表 4.10 に示す山上新最終処分場及び三手最終処分場の3つの最終処分場を有しています。

このうち三手最終処分場は、大規模地震等により発生する災害廃棄物の仮置場及び非常時用の最終処分場として位置づけています。

表 4.10 最終処分場の概要(再掲)

名称	山上最終処分場	山上新最終処分場	三手最終処分場(拡張部)
所在地	北区山上152	北区山上地内 (山上最終処分場に隣接)	北区三手108-1
敷地面積	206,000㎡	137,100㎡	11,587㎡
埋立面積	56,900㎡	36,900㎡	11,488㎡
埋立容量	500,000㎡	450,000㎡	59,700㎡
埋立開始	平成7年5月	平成18年3月	—
埋立終了	平成18年3月	—	—
浸出水 処理方法	カルシウム沈殿+生物学的脱窒素(接触ばつぎ)+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着	山上最終処分場へ圧送処理 (浸出水処理能力300㎡/日)	ピット方式(他の処分場に運搬して処理)

(2) 最終処分量の見通し

最終処分量の見込みは、表 4.11 に示すとおりで、今後も焼却残渣のセメント原料化や灰溶融（東部クリーンセンター）による資源化を継続することにより、最終処分量の減量化に努めます。

毎年度ごとの埋立量は、西部リサイクルプラザの稼働や焼却灰のセメント原料化の推進などにより埋立開始時点と比較して大きく減少しており、今後 40 年程度は埋立可能であると考えております。

なお、令和 4 年度からの岡南環境センターの解体撤去に伴い、東部クリーンセンター、当新田環境センター及び岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンターで処理しきれない可燃ごみについては、他自治体又は民間処理施設において処理することとしており、この焼却残渣についての資源化は見込めないこととなります。

表 4.11 最終処分量の見込み

処理内容	処理施設	現状		目標値		参考	
		令和2年度 (推計値)		計画目標 (令和7年度)		(令和12年度)	
埋立処分	山上新最終処分場	7,458	t/年	6,954	t/年	6,968	t/年

注1)令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による特異値と考えられるため、実績値ではなく推計値としました。

注2)広域処理施設整備に伴う他自治体または民間処理施設での処理後の焼却残渣は、全量、山上新最終処分場に搬入するものとしました。

注3)最終処分量は、他自治体分及び併せ産業廃棄物の処理分を除く

5. ごみ処理に係る温室効果ガス排出量の将来推計

本市における減量化等目標達成後のごみ処理に係る温室効果ガス排出量は、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(環境省、平成25年4月改定)に基づいて推計すると、表4.12に示すとおり、最終目標年度(令和7年度)の温室効果ガス排出量は令和元年度より約23%削減されものと推計されます。

表 4.12 ごみ処理に係る温室効果ガス排出量(令和元年度及び令和7年度)

処理区分	区分	CO ₂ 排出量(t-CO ₂ /年)	
		令和元年度	令和7年度
収集運搬	燃料使用によるCO ₂ 排出量	434.44	400.73
	走行に伴うCH ₄ 排出量	0.65	0.6
	走行に伴うN ₂ O排出量	7.78	7.18
	小計	442.87	408.51
中間処理(焼却)	燃料使用によるCO ₂ 排出量	90,209.18	80,458.23
	電気使用によるCO ₂ 排出量	25,819.53	23,028.63
	プラスチック類の焼却に伴うCO ₂ 排出量	80,399.27	61,597.56
	焼却に伴うCH ₄ 排出量	833.07	743.02
	焼却に伴うN ₂ O排出量	3,591.36	3,203.16
	売電によるCO ₂ 排出量控除	-7,017.49	-6,258.95
	小計	193,834.92	162,771.65
中間処理(資源化)	燃料使用によるCO ₂ 排出量	113.28	102.70
	電気使用によるCO ₂ 排出量	546.06	495.05
	小計	659.34	597.75
最終処分	燃料使用によるCO ₂ 排出量	5,874.00	4,577.72
	電気使用によるCO ₂ 排出量	274.47	213.90
	埋立処分に伴うCH ₄ 排出量	4,733.50	3,688.91
	小計	10,881.97	8,480.53
資源化によるCO ₂ 排出量控除	直接資源化	-24,696.64	-30,176.35
	集団回収	-5,266.87	-6,583.57
	中間処理後再生利用(資源化)	-2,336.04	-1,948.43
	中間処理後再生利用(焼却)	-3,123.68	-1,829.12
	小計	-35,423.23	-40,537.47
合計		170,395.87	131,720.97

注1)市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針

(環境省、平成25年4月改定)に基づいて推計

注2)収集運搬は、直営収集分に係るCO₂排出量

注3)中間処理(焼却)は、プラスチック類の分別回収を考慮

注4)赤字マイナス値は、CO₂排出控除量

注5)岡山市久米南町衛生施設組合の処理施設に係るCO₂排出量は除く

注6)燃料使用量、電気使用量等による温室効果ガス排出量は、収集量・処理量に比例するとしました。

注7)令和2年度のごみ処理量は、新型コロナウイルス感染症の影響による特異値と考えられるため、令和元年度のCO₂排出量推計値と比較しました。

第5節 其他のごみ処理に関し必要な事項

1. ごみの減量化推進対策

本市では、「岡山市環境衛生連合協議会」、「岡山市エコ技術研究会」及び「岡山市事業系一般廃棄物減量化・資源化推進協議会」といった産・官・学・民が協働した取組みにより、ごみの減量化・資源化、まち美化等の取組みを推進していきます。

2. 廃棄物再生事業者の協力

岡山県内では、令和3年8月現在、78の事業者が廃棄物再生事業者として登録しています。今後は、可燃ごみに多く含まれる古紙類のリサイクル、不燃ごみに含まれる缶類・びん類のリサイクル、令和6年3月から開始するプラスチック類の分別回収において、これらの廃棄物再生事業者と協力していく必要があります。

3. 在宅医療廃棄物の適正処理

在宅医療に伴い家庭から排出される医療系廃棄物のうち、注射針等の鋭利なものや血液が付着したものは感染のおそれのある廃棄物であることから、本市による収集を行っていませんが、ビニールバック類、チューブ・カテーテル類等の鋭利でないものは今後も本市で収集します。

なお、これらの処理困難物については、医療廃棄物の種類ごとに最適な処理方法を検討した上で、医療機関・薬局・行政との間で種類別に処理の分担を行う等して、適切な排出ルールを検討していきます。

4. スプレー缶の適正処理

資源化物として回収しているスプレー缶については、事故等の危険防止のため、ごみステーションへの排出時には、完全に使い切って、穴をあけないことを徹底していきます。

5. リチウムイオン電池等の適正処理

リチウムイオン電池等を含んだ製品を廃棄物として処分する際に、発火事故が多発しています。リチウムイオン電池等の取り外しができないものや機械とバッテリーが一体型のものは、ビニール袋に入れて廃乾電池として排出していくことを徹底していきます。

第6節 計画の進行管理

1. 計画の進行管理における基本的考え方

本計画を推進し、基本理念や7つの基本方針を実現していくためには、ごみの排出者である市民・事業者と協働・連携することが重要であり、本計画の目的とその進捗状況を三者が共有していくことが不可欠です。

そのため、本市がコーディネーターとしての役割を果たし、本計画の施策についての周知徹底と普及・啓発を積極的に行うとともに、多くの市民・事業者からごみの減量に対する理解と協力が得られるよう、働きかけを行います。

また、計画をPDCA^{注)}サイクルにより管理して、毎年度の進行管理(小さなサイクル)と、最終目標年度である令和7年度を目処に計画の評価・見直し(大きなサイクル)を行っていくこととし、その内容を市議会や本市ホームページ等で広く公表していきます。

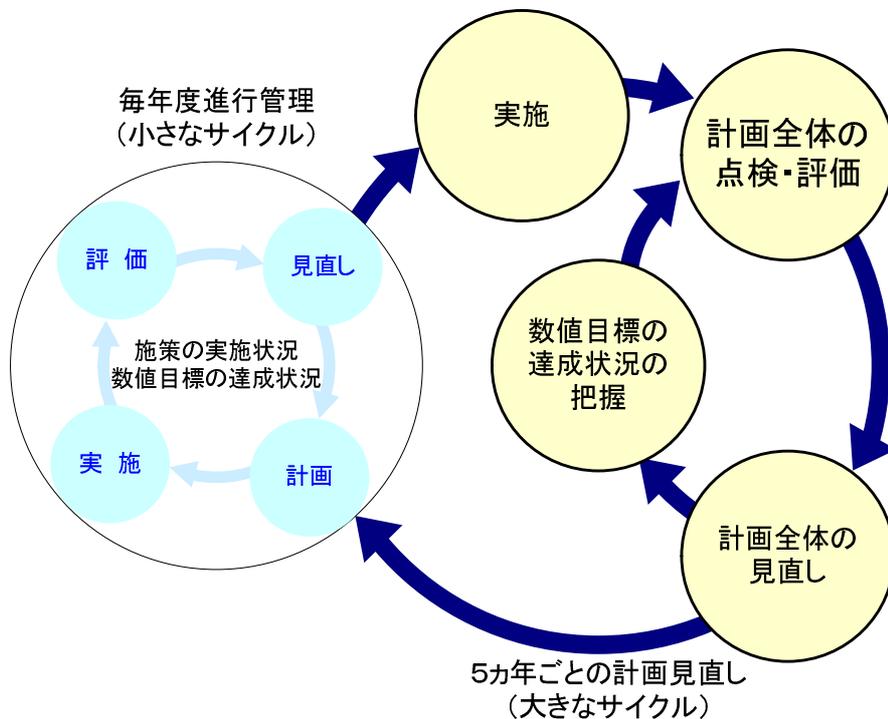


図 4.6 PDCAサイクルによる計画の進行管理

注) PDCAサイクル

Plan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し)のサイクルにより、継続的に一般廃棄物処理計画の点検、見直し、評価を行うものであり、「ごみ処理基本計画策定指針」(環境省、平成28年9月)において、自治体が一般廃棄物処理計画についてPDCAサイクルでの点検・見直し・評価を行うことが求められています。なお、同指針において示されているPDCAの内容は以下のとおりです。

- Plan : 一般廃棄物処理計画の策定
- Do : 施策の実行
- Check : 評価
- Act : 見直し

2. 毎年度の進行管理（小さなサイクル）

計画を着実に推進するために、数値目標及び個別施策の進捗状況を毎年度把握し、進行管理を行うとともに、計画目標を確実に達成できるよう、必要に応じて個別施策の改善を行います。

また、進捗状況を市議会や本市ホームページなどで公表し、市民・事業者と協働して計画を推進していきます。

（1）数値目標の達成状況及び個別施策の進捗状況の把握

計画の進行管理を行うため、数値目標の達成状況及び個別施策の進捗状況を毎年度把握します。

（2）個別施策の評価及び見直し

数値目標の達成状況及び個別施策の進捗状況に基づき、本市を取巻く社会情勢やごみの量・質の変化等も考慮し、個別施策について評価していきます。

また、必要に応じて、個別施策の進め方や具体的な内容について見直しを行います。

（3）数値目標の達成状況及び個別事業の進捗状況の公表

数値目標の達成状況及び個別施策の進捗状況については、毎年度、本市ホームページや広報紙「市民のひろば おかやま」などにより市民・事業者に対して公表します。公表にあたっては、多くの市民・事業者が計画に関心を持つことができるように努めます。

3. 最終目標年度における計画全体の評価と見直し（大きなサイクル）

「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省、平成28年9月）に示されているとおり、概ね5年ごとに計画全体の評価と見直しを行います。

具体的には、見直し時点での数値目標の達成状況や施策の実施状況、その効果等を評価し、評価の結果、令和7年度における数値目標の達成が困難と見込まれる場合は、新たな施策の導入や処理施設の整備等について検討・判断し、計画に反映します。

また、この際、広く市議会・審議会・市民・事業者の意見を伺い、計画の見直しに反映します。

第7節 市民・事業者・行政の役割

本計画の「環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の構築」の実現に向けて、本市は、循環型社会・低炭素社会形成への統合的な取組みを、市民・事業者とともに推進していきます。

そのためには、市民・事業者・行政の各主体が、それぞれの責任と役割を意識して主体的に取り組むことが重要です。

市民・事業者・行政に求められる重点的な役割を図 4.7 に示します。

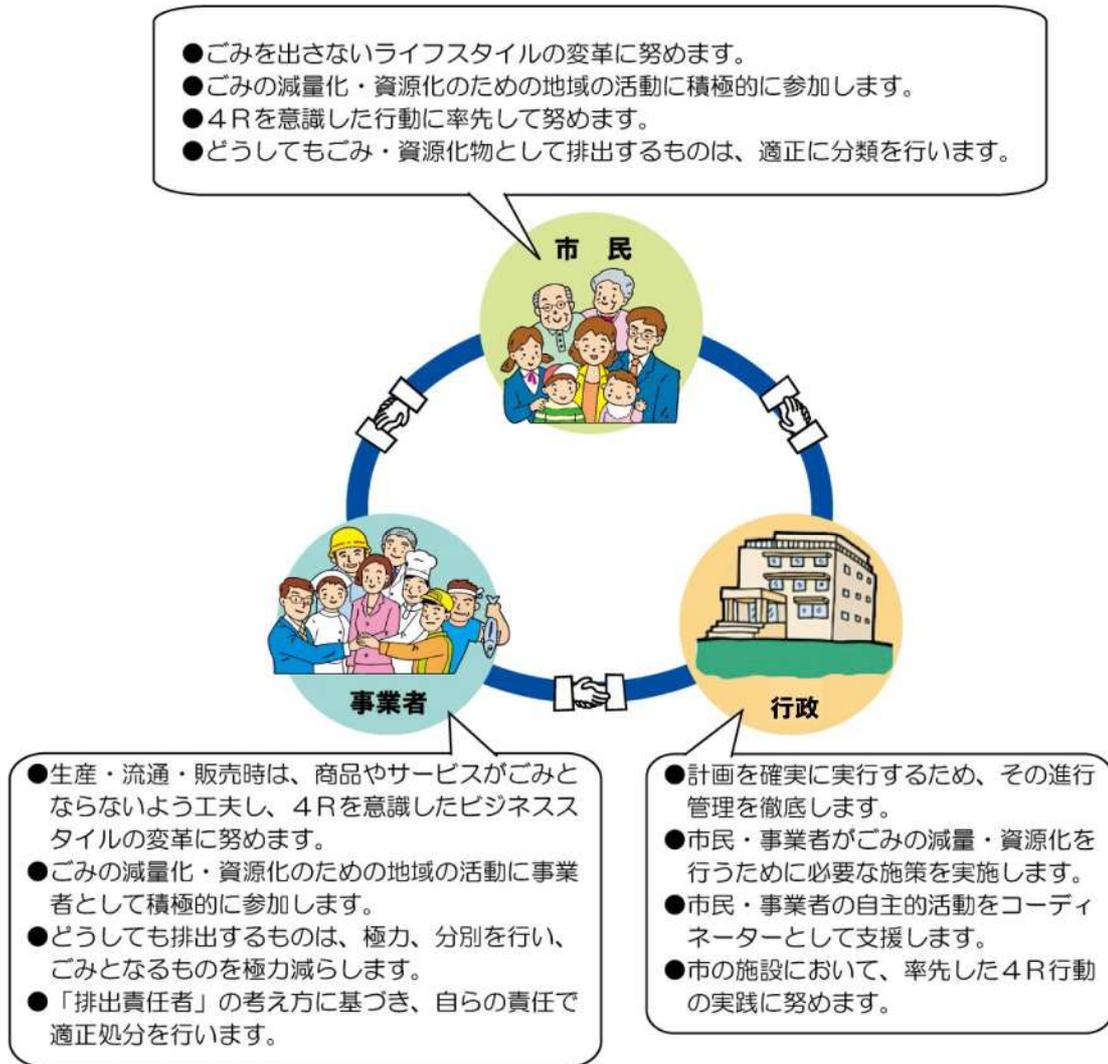


図 4.7 市民・事業者・行政の役割

第1節 計画の基本的事項

1. 食品ロス削減推進計画の考え方

「食品ロス」とは、まだ食べることができるにも関わらず廃棄される食品であり、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。

食品ロスの問題については、平成27年9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」でも重要な柱として位置付けられ、「令和12年までに小売り・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄の半減」が国際目標として設定されるなど、世界的にも大きな問題となっており、食料の多くを輸入に依存している我が国としても真摯に取り組むべき課題です。

このような中、行政、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的とする「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が令和元年10月から施行され、令和2年3月には、同法第11条に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されています。食品ロス削減推進法において、地方公共団体は地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされているほか、基本方針を踏まえて食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

本市ではこれまでも、食品ロスのリデュース（排出抑制）に取り組むべく啓発パンフレットの作成・配布、市民向けに食品ロスの削減を目的とした「岡山市食品ロス削減啓発プログラム」の作成とそれを活用したワークショップの開催、エコレシピ集の作成・普及に取り組んできました。近年は市民団体等がフードバンク活動を開始するなど、食品ロス削減に向けた市全体の機運が高まってきています。

また、食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）では、多量排出する食品関連事業者に再生利用の目標を業種別に定めており、売れ残りや食べ残しなどの食品廃棄物の再生利用として飼料化・肥料化への取組みが求められています。事業系食品ロスの中心となる厨芥類は、焼却による熱回収が不向きであるため、効果的なリサイクル方法として、メタン発酵によりバイオガスを生成し、エネルギー利用する取組みも進められています。

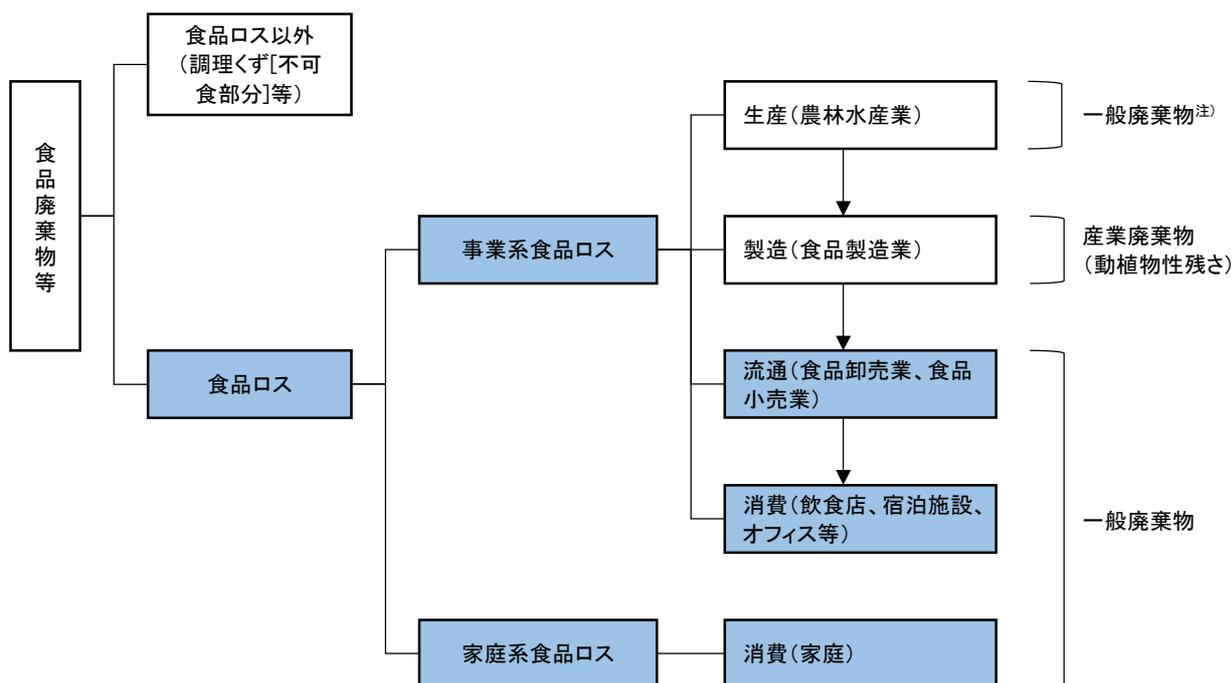
こうした状況を受け、本市も国の「食品ロスの削減に関する基本方針」及び岡山県食品ロス削減推進計画を踏まえて、食品ロス削減推進計画を定める必要があります。食品ロスの削減には、消費者の消費活動への意識改革だけでなく、事業者の事業活動への働きかけも必要不可欠であり、官民一体で取り組むことが求められます。そのため、長期展望と具体的で実効性の高い計画として、ごみの減量化・資源化の観点から本計画に内包する形で「食品ロス削減推進計画」を取りまとめ、市民・事業者・行政が連携した取組みの展開を目指します。

2. 食品ロス削減推進計画の対象物

食品ロスには、図 5.1 に示すとおり、家庭から生じる家庭系食品ロスと事業活動から生じる事業系食品ロスがあります。

また、事業系食品ロスのうち、農林水産業、食品卸売業、食品小売業、外食産業（飲食店、宿泊施設）、その他オフィス等から生じる事業系食品ロスは「事業系一般廃棄物に区分される食品ロス」となります。これ以外の食品製造業等の特定の事業活動に伴う事業系食品ロスは「産業廃棄物に区分される食品ロス」となります。

このため、食品ロス削減推進計画の対象物は、本市全域で発生する一般廃棄物に区分される食品ロスとします。ただし、市場に出回らない規格外の農林水産物の破棄による食品ロスは除きます。



注)生産(農林水産業):市場に出回らない規格外等の農林水産物の廃棄

図 5.1 計画対象の食品ロスの区分

第2節 食品ロスの現状と課題

1. 日本の食品ロスの現状

日本国内の食品ロス量は、図 5.2 に示すとおり、平成 27 年度のピークから減少傾向にあります。平成 30 年度に年間 600 万トンと推計されており、国連世界食糧計画 (WFP) による平成 30 年の食料援助量約 390 万トンの 1.5 倍に相当しています。

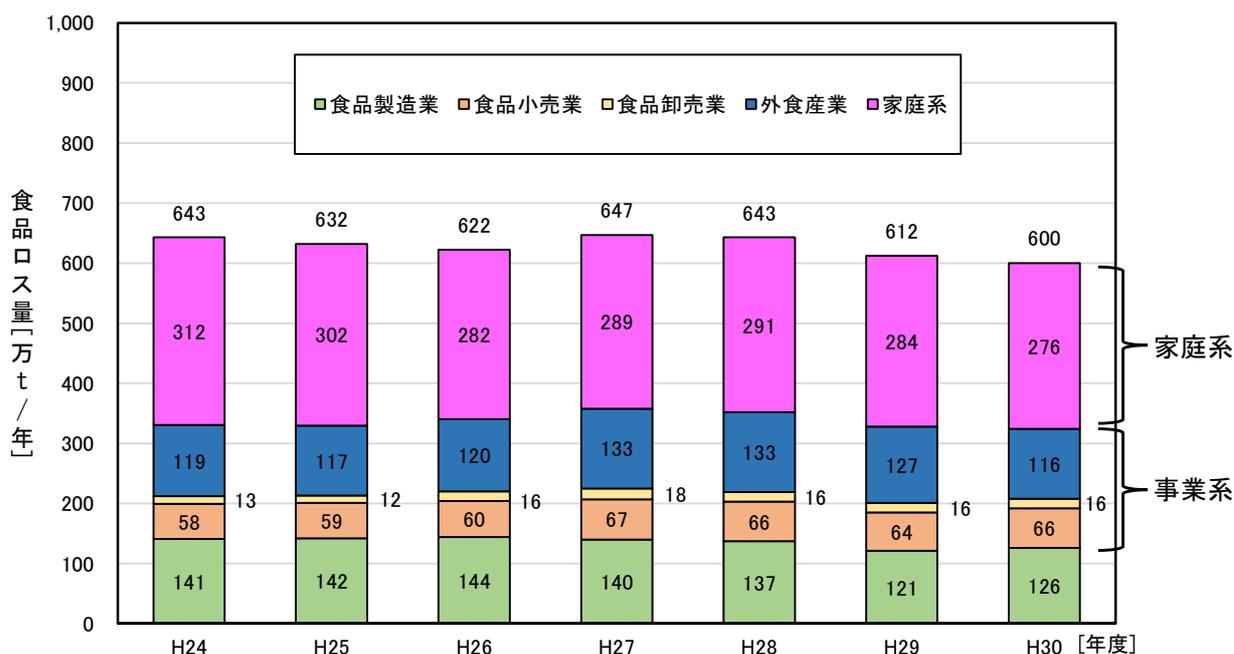
そのうち、家庭系食品ロス量は 276 万トン (46%)、事業系食品ロス量は 198 万トン (食品小売業・食品卸売業、33%) となっています。事業系食品ロスの業種別の内訳は、食品小売業約 33%、食品卸売業約 8%、外食産業約 59%です。

食品ロスの主な発生要因は、家庭系食品ロスが「食べ残し」、「過剰除去^{注1)}」、「直接廃棄^{注2)}」、また事業系食品ロスでは、食品製造・卸売・小売業は「規格外品^{注3)}」、「返品」、「売れ残り」、外食産業では「作りすぎ」、「食べ残し」等が挙げられています。

注 1) 過剰除去: 不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分 (例えば、厚く剥き過ぎた野菜の皮など)

注 2) 直接廃棄: 賞味期限切れ等により、料理の食材として使用又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの。手つかず食品。

注 3) 規格外品: 重量・容量や色・形状が当該商品の標準と異なるものや包材の不良が発生した商品等



出典: 食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢(農林水産省、令和3年8月)を基に作成

注) 市場に出回らない規格外等の農林水産物の廃棄分は除く

図 5.2 日本国内の食品ロス量の推移

国連食糧農業機関（FAO）によると、飢えや栄養不足で苦しんでいる人々は約8億人いると推計されているにもかかわらず、世界の食料廃棄量は年間約13億トンと推計されており、人の消費のために生産された食料のおよそ3分の1が廃棄されています。また、食料の生産に伴うCO₂排出量は世界全体の排出量の約25%を占めるとされていますが、廃棄された食料の処理のためにもCO₂が排出されています。

このように、我が国では食糧自給率が約4割程度で、食料品を海外からの輸入に大きく依存しているにもかかわらず、大量の食品ロスが発生しています。また、世界でも深刻な飢えや栄養不足の問題が存在する中で、大量の食品が廃棄されています。

このため、まだ食べることができる食品については、できるだけ食品として活用するようにし、食品ロスを削減していくことが重要になっています。食品ロスの削減により、家計負担や地方公共団体の財政支出の軽減、CO₂排出量の削減なども期待されます。

2. 本市における食品ロス量の推計と課題

(1) 可燃ごみの組成分析調査結果

本市では、家庭系ごみの組成分析調査を毎年実施しています。また、事業系ごみの組成分析調査は、平成26年度と令和3年度に実施しており、その調査結果は表5.1に示すとおりです。

家庭系可燃ごみに含まれる食品ロスの割合は、令和2年度約17%で令和元年度以降若干増加しています。事業系可燃ごみに含まれる食品ロスの割合は、令和2年度約10%で減少傾向にあります。

表 5.1 本市における可燃ごみ組成分析調査結果

区分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
家庭系	手付かずの食品	5.94%	4.09%	5.90%	3.59%	6.63%	6.04%
	食べ残し	9.71%	10.57%	7.88%	9.91%	7.66%	8.28%
	調理くず(可食部分)	2.76%	3.00%	2.90%	1.14%	2.91%	2.61%
	小計	18.41%	17.66%	16.68%	14.64%	17.20%	16.93%
	調理くず(不可食部分)	21.27%	23.14%	20.43%	18.71%	17.61%	17.24%
	計	39.68%	40.80%	37.11%	33.35%	34.81%	34.17%
事業系	手付かずの食品	5.70%	5.60%	5.50%	5.40%	5.30%	5.20%
	食べ残し	6.60%	6.28%	5.96%	5.64%	5.32%	5.00%
	小計	12.30%	11.88%	11.46%	11.04%	10.62%	10.20%
	調理くず	18.60%	17.69%	16.78%	15.87%	14.96%	14.05%
	計	30.90%	29.57%	28.24%	26.91%	25.58%	24.25%

出典1)岡山市家庭ごみ組成分析調査報告書(岡山市)

出典2)岡山市事業系一般廃棄物組成分析調査報告書(H27年3月、R4年3月)

注1)家庭系食品ロス

H27年度及びH28年度は食べ残し・調理くずでの組成となっているため、他年度データを基に食べ残し率・調理くず(可食部分)率を計算しました。

注2)事業系食品ロス

出典2)の組成分析では、食べ残し・調理くずでの組成となっているため、岡山市のR3年度調査結果より食べ残し率を計算しました。

H27年度はH26年度調査結果、R3年度はR3年度調査結果として、H28-R2は直線近似しました。

(2) 本市の食品ロス量の推計と課題

家庭系及び事業系の可燃ごみ量と可燃ごみ中の食品ロスの割合から、本市における食品ロス量を推計すると、図 5.3 に示すとおりとなります。

食品ロス量の全体では、令和2年度約28千t/年で平成27年度以降減少していましたが、平成30年度を底に令和元年度は増加に転じています。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で事業系食品ロスが約11%減少しており、特異値と考えられます。

また、家庭系食品ロス量は、平成27年度以降継続して減少傾向にありましたが、平成30年度を底として増加に転じています。事業系食品ロス量については、平成27年度以降継続して減少傾向にあります。

これらのことから、本市においては、家庭系食品ロスのさらなる削減を図るとともに、事業系食品ロスの削減をより積極的に推進する必要があります。

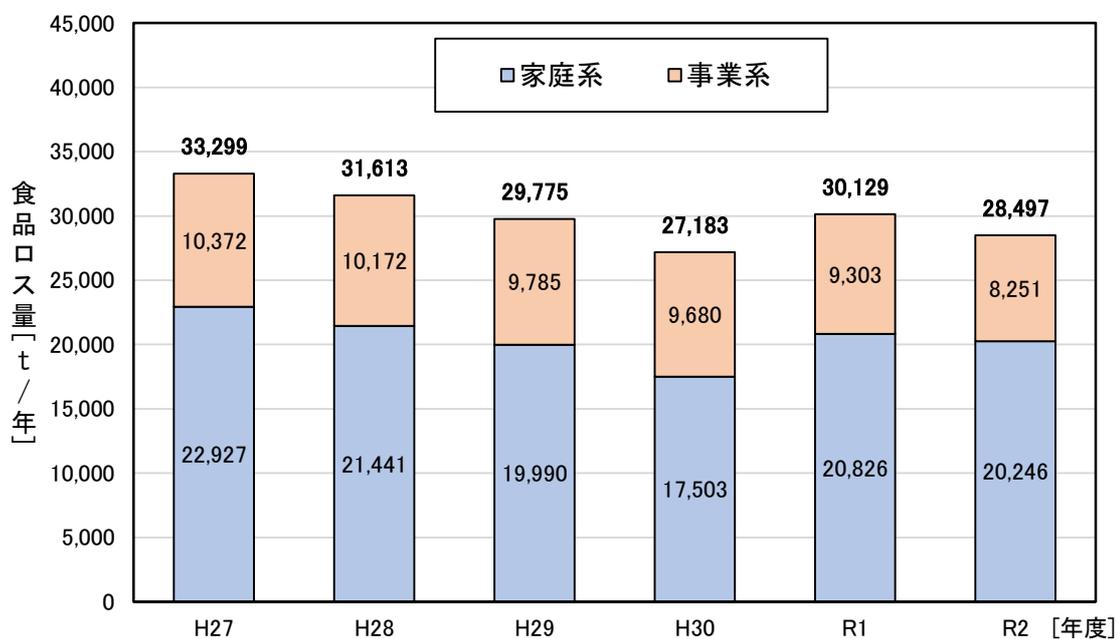


図 5.3 本市における食品ロス量の推計結果

第3節 基本的な方向と目標

1. 基本的な方向

食品ロス削減のためには、全ての市民や食品関連事業者等が食品ロスの現状と問題点、削減の意義について理解するとともに、削減に向けた行動を実践することが必要です。

具体的には、食べ物を無駄にしない意識を持ち、食品ロスの現状とその削減の必要性について認識した上で、生産、販売の各段階や買物、保存、調理、消費の各場面において、食品ロスが発生していることや、市民、食品関連事業者等、それぞれに期待される役割と行動を理解し、可能なものから具体的な行動に移すことが求められています。

また、発生した食品廃棄物についても可能な限り再生利用する取組みを推進していかねばなりません。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、市民、事業者、行政、関係団体等の多様な主体が連携し、市民運動として、食品ロスの削減を推進していくものとします。

2. 本市の目標

国は、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」（環境省、平成30年6月）、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年7月）において、ともに平成12年度比で令和12年度までに半減させるという削減目標を設定しています（表5.2）。

また「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、これらに加えて食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする目標が設定されています。

本市においては、可燃ごみに含まれる食品ロスの合計を食品ロスの発生抑制と、食品リサイクルの推進により、平成27年度比で令和12年度までに約22%削減することを目途として、本計画の最終目標年度の令和7年度に約17%削減することを目標とします（表5.3、図5.4）。

表 5.2 国の食品ロス削減目標（参考）

区分	単位	実績			目標
		H12年度 (基準年度)	H27年度	R1年度 (最新統計)	R12年度 (目標年度)
家庭系	万t/年	433.0	289.0	261.0	216.5
	H27年度からの削減率(%)	—	—	—	25.1
	R1年度からの削減率(%)	—	—	—	17.0
事業系	万t/年	547.0	357.0	309.0	273.5
	H27年度からの削減率(%)	—	—	—	23.4
	R1年度からの削減率(%)	—	—	—	11.5
合計	万t/年	980.0	646.0	570.0	490.0
	H27年度からの削減率(%)	—	—	—	24.1
	R1年度からの削減率(%)	—	—	—	14.0

出典1)H12年度食品ロス量：食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和2年3月)

出典2)H27年度及びR1年度食品ロス量：農林水産省ホームページ「食品ロス量の公表」

注)R12年度目標値：H12年度実績の50%削減として設定

食品ロス量の削減目標

令和7年度の食品ロス量を平成27年度比で約17%削減します！

表 5.3 本市における食品ロスの削減目標

食品ロス量	単位等	食品ロス量実績			食品ロス量目標	
		平成27年度 (基準年度)	令和元年度	令和2年度	令和7年度 (目標年度)	令和12年度 (参考)
家庭系	t/年	22,927	20,826	20,246	19,949	19,790
	H27年度からの削減率(%)	—	—	—	13.0	13.7
事業系	t/年	10,372	9,303	8,251	7,563	6,183
	H27年度からの削減率(%)	—	—	—	27.1	40.4
合計	t/年	33,299	30,129	28,497	27,512	25,973
	H27年度からの削減率(%)	—	—	—	17.4	22.0

注1)基準年度:ごみ排出量等の目標値の基準年度と同様にH27年度としました。

注2)家庭系のR7年度及びR12年度食品ロス量:将来推計における啓発・コンポストによる減量化量を考慮して設定

注3)事業系のR7年度及びR12年度食品ロス量:将来推計における大規模事業者減量化量を考慮して設定

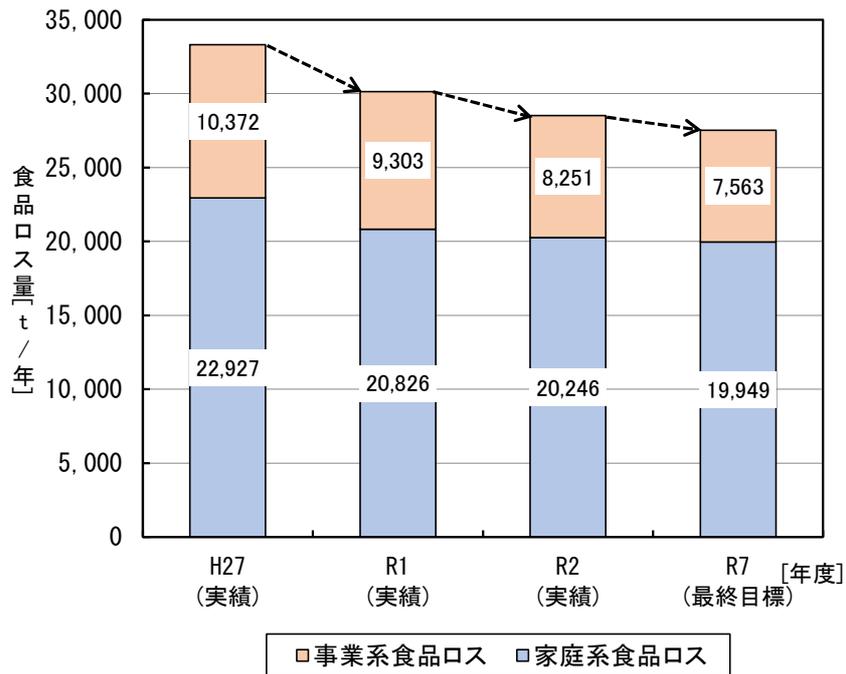


図 5.4 本市における食品ロスの削減目標

第4節 食品ロス削減に関する施策

1. 求められる行動と役割

食品ロスは市民と食品関連事業者の双方から発生することから、卸売り・小売から消費に至るまでの全ての段階で取り組むべき課題です。

市民や食品関連事業者が以下に示す「役割と行動」を理解し、実践すると同時に、食品関連事業者からは食品ロスの削減のための課題と自らの取組みを市民に伝え、市民はそれを受けて、食品ロス削減に積極的に取り組む事業者の商品、店舗等を積極的に利用するといった双方のコミュニケーションが活性化していくことが重要です。

(1) 市民

市民は、消費者として、食品ロスの現状と削減の必要性に理解を深めるとともに、日常生活の中で自ら排出している食品ロスについて適切に理解・把握する必要があります。その上で、表 5.4 に示す行動例を参考に、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人ひとりが考え、行動に移すことが必要です。

また、自分の消費行動が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロス削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者を支援する役割も求められます。

表 5.4 食品ロス削減における市民の行動例

区分	行動例
買物の際	・事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し(手前取り、見切り品等の活用)、使い切れる分だけ購入する。 ・商品が欠品となっていることを許容する意識を持つ。
食品の保存の際	・食材(特に野菜や果物)に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使い切るようにする。 ・賞味期限を過ぎた商品であっても、すぐに食べられなくなるわけではないことを理解し、それぞれの食品が食べられるかどうかを個別に判断する。
調理の際	・家にある食材を計画的に使いきるほか、食材の食べられる部分ではできる限り無駄にしないようにする。 ・料理は食べきれぬ量を作り、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものもリメイク等の工夫をして食べきるようにする。
外食の際	・食べきれぬ量を注文し、提供された料理は食べきるようにする。 ・宴会時には3010運動等を実践する。 ・やむを得ず料理を残してしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自らの責任の範囲で持ち帰る。
生ごみを排出する際	・水きりを徹底し、ごみを軽くして出す意識を持つ。

(2) 食品関連事業者

食品の卸売・小売、外食事業者などの食品関連事業者においては、食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深め、消費者である市民に対して、自らの取組みに関する情報提供や啓発を実施するほか、食品廃棄等を継続的に計量する等により、自らの事業活動から発生している食品ロスを把握し、関係事業者や市民とのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることで、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めることが求められます。

さらにこうした活動を行った上でもなお発生する食品ロスについて適切に再生利用するとともに、本市が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めることが期待されます。

表 5.5 食品ロス削減における食品関連事業者の行動例

区分	行動例
食品卸売・小売業者	<ul style="list-style-type: none"> ・流通過程全体での食品ロス削減に向けた、納品期限(3分の1ルール)等の緩和や適正発注の推進等の商習慣の見直しに取り組む。 ・天候や日取り(曜日)等を考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫のほか、季節商品は予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。 ・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売りきるための値引きやポイント付与等の取組みを行うほか、小分け販売や少量販売など消費者が使いきりやすい工夫を行う。 ・フランチャイズ店における食品ロスについては、本部と加盟店とが協力して削減に努める。
外食事業者(レストランや宴会場のあるホテル等を含む。)等	<ul style="list-style-type: none"> ・天候や日取り(曜日)、消費者の特性等を考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。 ・小盛りや小分けメニュー、要望に応じた量の調整ができるようにする等、消費者が食べきれぬ量を選択できる仕組みを導入する。 ・おいしく食べきりと呼びかける3010運動等の取組みを行う。 ・消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り容器による料理の持ち帰りをできるようにし、その旨を消費者にわかりやすく情報提供する。 ・やむを得ず生ごみとして排出しなければならない場合でも、業務用生ごみ処理機の導入や生ごみリサイクル事業者と提携するなど、生ごみの排出抑制に努める。 ・外食事業者以外であっても食事の提供等を行う事業者は、食品ロス削減のために可能な取組みを行う。
食品関連事業者に共通する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンボール等の包装資材に傷や汚れがあった場合でも、中身の商品が毀損していなければ、輸送、保管等に支障があるときを除き、そのままの荷姿で販売することを許容する。 ・フードシェアリング(そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング)の活用等による売りきりの工夫を行う。 ・フードバンク活動とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う。 ・食品ロス削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組みの内容や進捗状況等について、積極的に開示する。

(3) 市民団体等（環境団体、NPO等）

上述した役割と行動を実践する市民や食品関連事業者が増えるよう積極的な普及啓発活動を行うほか、本市と協働し、食品ロス削減に向けた取組み（フードバンク活動等）を行うなど、市民や事業者、行政等の多様な主体をつなぐ役割を担うことが期待されます。

(4) 行政

市民、食品関連事業者、市民団体等がそれぞれの役割と行動を実践していけるよう、国や県が実施する施策に加えて、本市としての食品ロス削減に関する施策を推進していきます。

2. 推進施策

(1) 啓発活動の充実

①啓発パンフレットの作成

本市では、今大量に廃棄される食品ロス対策について、リデュース（排出抑制）に取り組んでいます。より周知していくため啓発パンフレットを作成しています。

また、食品ロス削減及び食品リサイクル促進のためのパンフレット等により、事業系一般廃棄物のさらなる減量化・資源化について検討を行います。

②「岡山市食品ロス削減啓発プログラム」の作成

平成 25 年度より、市民向けに食品ロスの削減を目的として、「岡山市食品ロス削減啓発プログラム」を作成し、ワークショップの開催で活用しており、今後もこのような取組みを継続して行います。

また、令和元年度より市内の公民館との連携を強化し、出前講座等による食品ロスの削減を推進しています。

③3010 運動

宴会時の食品ロスを減らすため、宴会の最初の 30 分と最後の 10 分は、みんなで食べる時間を設ける「3010 運動」を推進しています。

④フードバンク

本市では、まだ食べることができるにもかかわらず捨てられてしまう食品を削減するため、食品をフードバンク団体へ寄付する取組みの周知を図ります。

(2) 家庭系食品ロスの削減

①食品ロス削減のためのエコレシピ集の作成と普及

本市では、平成 28 年度～平成 30 年度に「食品ロス削減取組事例募集」（レシピコンテスト）を行い、食品ロス削減レシピ集の作成を行っています。

②生ごみ処理容器の購入補助制度

本市の家庭から出る可燃ごみの約 4 割を生ごみが占めています。この生ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理容器の購入補助制度を導入しています。本制度については、令和 3 年度以降一層の周知を図り、生ごみの減量化を継続的に推進していきます。



【エコレシピ集】

③ダンボールコンポストの普及拡大

平成 28 年度から実施している、市民が手軽に活用できるダンボールコンポスト「桃太郎のまち岡山コンポスト」による生ごみ堆肥化推進事業の普及拡大を図ります。



【桃太郎のまち岡山コンポスト】

(3) 事業系食品ロスの削減

①フードシェアリング

フードシェアリングとは、安全でおいしく食べられる商品なのに廃棄の危機にある食事を抱える飲食店と購入希望者とをマッチングさせることにより、食品の廃棄を減らす取組みで、スマートフォンアプリ等で簡単に行うことができます。また、納品期限切れや包装に汚れがあった食品を流通させる事業者等とも連携して、本市においてもフードシェアリングの実施について検討を進めます。

②事業者向けの生ごみ処理容器の購入補助制度の導入

事業者から排出される厨芥類の減量化を推進するため、事業者向けの生ごみ処理容器の購入補助制度の導入について検討を行います。

③食品リサイクル法の推進

事業系ごみ組成分析結果から、主要なごみの成分である紙類・プラスチック類・厨芥類のうち、厨芥類については市内にリサイクル施設がないため減量化・資源化が進んでいませんでしたが、令和 3 年 4 月より、岡山市内に事業系食品廃棄物のメタン発酵処理が可能な民間施設が稼働しバイオガス発電を行っており、このような施設の周知を図り、利用促進を促します。今後も事業系食品ロスの減量化・再生利用に向けて、飼料化・肥料化やメタン発酵によるエネルギー利用等を推進していきます。

岡山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画[改定]
令和4年3月発行

発行：岡山市 環境局環境部 環境事業課
〒700-8554 岡山市北区大供1丁目2番3号
TEL:086-803-1321 FAX:086-803-1876